

平成29年第1回東大和市議会定例会会議録第5号

平成29年3月3日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（31名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	広沢光政君
市民部長	関田新一君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
財政課長	川口荘一君	職員課長	原島真二君
総務部副参事	荒石恵美君	産業振興課長	小川泉君
市民部副参事	高橋宏之君	子ども生活部副参事	新海隆弘君

保 育 課 長 宮 鍋 和 志 君
青 少 年 課 長 中 村 修 君
健 康 課 長 志 村 明 子 君
都 市 計 画 課 長 神 山 尚 君
学 校 教 育 課 長 岩 本 尚 史 君
社 会 教 育 課 長 村 上 敏 彰 君

子 ども 生 活 部 事 梶 川 義 夫 君
副 参 市 民 生 活 課 長 大 法 努 君
環 境 課 長 関 田 孝 志 君
土 木 課 長 寺 島 由 紀 夫 君
学 校 教 育 部 事 小 板 橋 悦 子 君
副 参

議 事 日 程

第 1 一 般 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議 事 日 程 第 1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 関 田 貢 君

○議長（関田正民君） 昨日に引き続き、8番、関田 貢議員を指名いたします。

○8番（関田 貢君） おはようございます。

昨日に続き、よろしく申し上げます。

まずは、きのう保育施策についていろいろとお伺いしてきました。この保育施策につきましては、①としては当市のサービスの充実とレベルアップということでただしてきました。

そして、2番目としては、待機児対策と事業所内保育について、きのうお伺いしてきました。そして、この待機児の問題につきましては、東大和市は日本一の子育てしやすいまちを目指すということで、保育環境の実現のためにはどうしても市役所内の保育園の設置、そして企業内保育の支援拡充をどうしてもしていただきたいと思っております。東大和市には、大型商業施設、イトーヨーカドー、ヤオコーがひしめいています。そういう働く人の環境を整備していくということも大事だと私は思います。そして、東大和病院の事業内保育の事業についても支援拡充でできるよう指導して、この企業内保育の実現のために、できるよう要望して次の項目に移りたいと思っております。

次は、イクボスの宣言についてであります。

この問題については、都は国に先駆けて育児休業とか介護休業、介護休業は通常国会でこれから検討されて実施されるということなんですが、東大和市内の休業、育児休業についてとりやすい環境になってるのかどうか。資料を読まさせていただくと、女性の育児休業は100%だという報告が出ております。そして、男性の育児休業についての難しさとか、そういうのがあるように見受けられます。その点の改善策とか、あるいは今後どうしてその対応をしていくのかということについてお伺いしたいと思っております。

○職員課長（原島真二君） 育児休業の取得の状況でございますけれども、東大和市特定事業主計画で、女性活躍に関する計画をつくっておりますけれども、その中の資料にもございますが、平成23年以降、女性の育児休業の取得率は100%となっております。しかしながら、男性の取得率の取得がゼロということになっておりますので、現在、計画書の中では男性についても育児取得ができるように促進をしていきたいというふうに計画書にはございます。現在、国や都に準じて、育児休業が1カ月以下であれば、期末・勤勉手当等の除算をしないと。一定割合のカットがされてしまうというルールがあるんですけども、国や都に合わせまして、今後その部分をなくしてこうかなという準備を進めておりますので、少しは取得しやすい環境ができるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○8番（関田 貢君） この休暇のことについて、当市の年次休暇の取得ということについて、こういう取得の中身を見ますと、26市のこの25年度データを見ますと、平均より11.8日、当市は10.6と、こういうふうにデータが出てますけれども、こういうような水準を、その休暇をとるとということについてはとりにくいのかなと、平

均より下がってるということについて、そういう環境改善はどのように考えてますか。

○総務部長（広沢光政君） 今の資料の関係で、26市の平均ということで比較をしていただいています。確かに26市平均、26年度、11.8日というのが26市の平均、東大和市は10日という形になっております。取得に関して、これは26市、どこでも大体状況的には同じような状況の中での取得だと思っておりますが、当市に関しましては、先ほどお話ししましたとおり職場自体でも仕事等のやりくりを積極的に行って、取得しやすい状況づくりというものには、各職場で取り組んでいただいているところでございます。また、理事者のほうからも、庁議等において事あるごとに、そういった取得の関係、ワークライフバランスの関係もございますけれども、そういった面で極力取得していくようにというふうなお話もございまして、各部長職も職場に戻りまして職員のほうに周知して、そういったところの徹底を図っているというところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 今休暇のことを聞きました。そして、やがてやってくる介護休業法が施行されたときの介護休暇のその制度についての情報がおわかりでしたらお伺いしたいと思います。

○職員課長（原島真二君） 介護関係の休暇の状況でございますけれども、介護休暇につきましては2つの種類がございまして、短期の介護休暇というのが5日を限度に取得でき、時間単位での取得もできますというもの、長期の介護休暇というのが、2週間以上の介護を必要とする場合に、連続する6カ月の期間の中で必要と認められる期間、取得ができるという2つの制度がございまして、平成28年度における短期の介護休暇の申請者は5名おりました。5名の方が取得しているということになります。長期の介護休暇というのは、今まで余りなかったんですけども、平成28年度に1件ありまして、取得された方がございました。

以上です。

○8番（関田 貢君） このイクボス宣言についてということで、東京都が、小池知事が、この職場の環境内で休暇のとりやすいことを目指すということで、介護休暇制度の法律ができる、そして育児休暇のあれも、その職場環境でとりやすい環境づくりをつくりましょうということを提案され、この実施されてる東京都。それで、東京都の介護休暇のデータなんか見るとあれなんです。国が13日、休暇をとってるところ、東京都は13.5日、なかなか東京都ってレベル高いんですね。休暇、とりやすい環境だと私は思うんですね。それでも、こういうふうには東京都が介護休暇制度導入、あるいは育児休暇のとりやすい環境を、こういう宣言をするということは、それなりの私は意味があると理解しているんですが、当市はそういう宣言について、市長どうなんですか。

○総務部長（広沢光政君） イクボス宣言ということでございますが、先ほども申し上げましたように、宣言云々は抜きにして、イクボスという関係に関しては理事者のほうも常日ごろからそういった形での環境整備等については、指示等は出ておりますので、そういった意味では事業所としても、イクボスを率先して行っているというような団体であるというふうには認識しているところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） わかりました。ぜひ、とりやすい環境を整備していただきたいと要望して、次の項目に行きます。

次は、観光施策についてであります。

「東村山で未来が変わる！？多摩屈指のパワースポット」と題して、市内神社や酒蔵など7カ所をめぐるという、その市内を知ってもらふイベントが開催されてると。当市でも、こういうようなイベントをぜひやっていただきたいというふうに思っているわけです。このイベントのあり方が、市長答弁の中では、現在、東大和

のパワースポットとして、スイーツウォーキングや観光ガイド養成講座や、まち歩き、うまかんべえ～祭のウォーキングと、東大和観光ガイドの会がまち歩きガイドをしてるというふうに、幾つか事業は展開されてるようです。

しかし、私はこういう事業をもっとインパクトのある事業にするということについて、これまとめる必要があるんじゃないのかなというふうに私は思います。こういういろんな事業をやって、どこか命令系統をして、しっかりした人を他市から呼ぶ政策、あるいは8万6,000市民の市民に向けての観光行政のあり方、外来から人を呼んだ環境行政で市内の物産展を紹介し、市内のものを買っていただくとか、いろんなやり方があると思うんです。そういうためには、どうしても私は一つのまとめる場所ということが必要だと思います。

そして、私は調べて、この近隣でも非常にうまくやってるところって羽村市があるんですね。羽村市では、観光協会を任意団体でまずつくってあります。そして、駅周辺のこれは空き店舗か何かをお借りして、そういう事務所的なものをつくる。そして、その観光に対して、そこの窓口でそれぞれの団体がいろんな施策を集約して、いろんなイベント事業をつくり上げてると。そして、そこへ行政が応援をしてるというスタイルなんですね。ですから、こういう任意団体の観光協会を設立してやるという一つの方法、僕はあるんじゃないかと思ってます。その点についてどうですか。

○市民部長（関田新一君） 今観光に関しまして、観光協会、他市の例を御紹介いただきました。御存じのように当市の場合、まだ観光協会というものはございません。観光が、どこが窓口になるんだというふうなこともございまして、窓口の必要性というのは感じてるところでございまして。今そのような中で、今回プラットホームという形で、行政、また市内でいろいろ活動している方、また商業、工業の方、いろいろな方を含めまして、市のアピールするものはこれからどうするんだということで、またどのようにみんなが協力していけば、さらに市の観光行政を前向きにしていけるんだというようなことを、これから徐々に検討していこうというふうなところでございまして、すぐに観光協会というところにはまだ届かないというふうに思っておりますが、そういうプラットホームを中心に、さらにその観光行政を一つの実りあるものに、それぞれがばらばらにということではなくて、それぞれ関連し合いながら、協力し合いながら、市をもっと周知をして、市外からも多くの観光客の方に来訪していただけるような事業、またまちづくりにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 部長が言われたように、私は何か一本化する事務所的なところが、観光協会、任意団体をつくる必要が、もうこの時期、これだけのイベントをやって、そしてそれをまとめて、今度はその事業にそれぞれ特色を持たせるということで、それぞれの知恵をおかりしてやる場所をやっぴりきちっとつくるといふ必要が、私はあると。ですから、任意団体が、この福生の例を見ますと、もう福生の場合は任意団体からあれなんです。今年度から、この4月からは一般社団法人というふうに法人格になってんです。そして、この福生の場合は、観光に対してJR羽村駅西口近くに約780万円の金を今年度は予算化してるんです。これくらいの事業を、市長さんね、展開しないと観光って盛り上がりませんよ、人任せじゃ。やはり行政が一定の任意団体をつくらせてあげて、そこを中心としていろんな観光施策を集約して、そしてそこでいいものを発信していくと。そして、いろんなマップなんかもできてます。そういうマップなんか、時にいろんな時代、時代で有名になった人を中心にしたイベントをつくるか、いろんな人寄せ、あるいは市民に、8万6,000の市民にどう観光行政に協力してもらったらいいかとか、いろんな施策がそこで専門的に、僕はやる時期に来てる

と思うんですね。ですから、そういう最初から一般社団法人のそういう施設をつくれとは私は言いませんけれど、そういう任意団体をまずつくる、観光協会の任意団体をつくるということについてはどうなんですか。

○市民部長（関田新一君） 観光協会をというふうな御指摘でございますけれども、先ほども御答弁させていただきましており、まずすぐに観光協会をというふうなところまでにはまだいかないというふうには思っておりますが、先ほども御答弁させていただきましており、現在活動を初めましたプラットフォームを中心に、市の観光行政というものをまとめていきたいというふうに考えているところでございます。多少時間はかかるかもしれませんが、さらに今あるよりは東大和の観光行政を市外に対しても、また市内の市民の皆さんに対しても一本化して御紹介していけるような、そういうふうな組織はつくってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） じゃ、その点については任意団体をつくると、観光協会の事務所をつくるということは要望しておき、検討、できるだけ実現をしていただいたほうが、僕はこの観光行政が盛り上がると。当市のPRにも大いに役立つと私は思ってますので、ぜひ設立を要望しておきます。

次に、東大和市内でめぐるパワースポットとしての以下のような春夏秋冬の行事ができないかとお伺いします。私が自分で春は多摩湖の桜と、私はイメージしました。そういうことで、先ほどつながりますけれども、観光協会の皆さんは、僕は春夏秋冬ぐらいに事業をまとめるということは大事だと思って、私は春夏秋冬を提案してるわけです。というのは、今までも東大和市はいろんな事業をやっておりますよね。ですから、産業祭もあれば市民運動会もあり、それで文化祭もあり、そういういろんな事業を四季の中で取りまとめて、秋の運動会、あるいはそういう春に僕が言う多摩湖の駅伝は有名になってきました。これが事業がプラス思考になって、参加者費用が黒字になるような大きなイベントに育つということも大事でしょう。ですから、そういう春の事業の中に貯水池の花見を見ながら多摩湖駅伝も応援しようよとか、そういうイベントを春の事業の中では東大和はこういうイベントがあるんだと、春は。そして、夏にはこういうイベントがあるんだというパワースポットを、僕はつくっていく必要があるんじゃないのかなというふうに思ってます。

そういう意味で、今回、この東大和市でも観光アップということでは、日本人の「おもてなし」という言葉が流行してますけれども、観光力にはおもてなしのこういう気持ちを育てるということも、私は大事だと思います。ですから、こういうおもてなしのことをやることによって、多摩モノレール沿線で、多摩は多摩のモノレール沿線が、この新聞報道なんですけど、多摩モノレール沿線の5市が地元の物産をPRするというところで、立川南口でバトンリレー的に5市が入れかわって出店をしたということもあります。じゃ、そういう出店した品物を、立川へ行った人は見られたかもしれない。しかし、そういうことを市内の観光協会で、こんなことを立川で、多摩モノレールの事業で参加してきましたと、こういう物展を紹介しましたよということで、市内の市民にそういう知らせる場所がやっぱり、そういう観光の場所が僕は必要だと思うんですよ。

ですから、そういうこと、あるいはこの東大和市では、いろんな時代、時代で、今多摩のこういうモノレールの話をしました。モノレールでも、こういうふうに紹介をするときに、いろんな紹介の仕方をやってますね。神社を紹介したり、食べ物を紹介したり、そういうことに、やっぱりイベントに抜てきされるんですよ。そうすると、広くこういう多摩の雑誌に載ったり、そして東大和のお茶、日本一になって、銀賞をかなえた木下さんのお茶を飲みに行く。これも紹介をしながら、地場産業の販売に協力を、行政が一市民のところにも協力するんじゃないかと、そういう売り上げのことじゃなくて、そういう東大和でこういう事業をしてる人が、優秀な人

が誕生したと、そしておいしいコーヒーができたというようなことも、ことしの1年間のそういうパワースポットの事業の中にピックアップする。

そして、神明湯さんが、去年、初めて日本の富士山の絵を描いた。それは、世界遺産に登録された眺めを、静岡から見た富士山の絵を、その絵描きさんが描いた。その絵描きが、そういう浴場の絵を描くという人が少なくなってる。そういう人材の人たちが、東大和の銭湯に絵を描いた。そういう絵を描いたときに、こういう冊子に載ってるわけですね、こういうふうな。やっぱりうまかんべえ〜のこういう冊子に載ったらば、ここに世界遺産の絵が、こういう立派な絵描き屋さんが、何々さんの絵描き屋さんがこういう絵を描いたと。これを観光でPRするならば、私流に考えるならば、その絵を絵はがきにとっていとか、そういうのを幾つかとって、そういう絵はがきをつくって目玉として、観光で資源として僕はそういうのをいつか紹介する、あるいは店を紹介する。あるいはそういう施設を、でき上がる時間を、去年、27年度事業の中で、公民館活動の中で銭湯の絵を描きましょう、そして銭湯の絵の実践をしましょうという講座が開かれていました。ですから、僕はその講座の開かれた人が、絵を描いているのかなと思って現地に行きましたけれど、全く違う女性の絵描きさんだったので、僕はそのストーリーを見てびっくりしました。

ですから、東大和のいろんな1年、1年にできて、できてくるパワースポットというのを、あるいは僕は吉岡画伯の誕生の生誕の地、それがイベントがあるわけですよ。そういうイベントに、そういう事業をぶつけることによって、吉岡邸の観覧者のそういう人たちがふえる、そういうときの役にも立つわけですよ。だから、そういうパワースポットを、今回は吉岡邸を、この月があるから、それじゃこの月に春、秋の、僕はシーズンに分けるというふうに言ってるけど、そのシーズンの中に吉岡画伯の展示会コーナーがどこに当てはまるかと。そうしたとき、パワースポットの一つに入れればいいんですよ。そうしたときに、そこの目玉として、私が見に行ったときには鳥の切手がありました。それで、私も買ってきました。あれ、いい記念になりました。そういうふうに、時代、時代のそういう切手だとか、あるいは絵はがき、僕は絵はがきあってもいいと思うんです。そういうものを結びつけるという観光行政でなくてはいけないんじゃないのかなと私は思いますが、どうですか。

○市民部長（関田新一君） 今たくさんの御提案をいただきまして、ありがとうございます。御質問者、御指摘のように、まだ市内には周知が足りないというような観光資源というものがまだあるというふうには事務局でも考えているところでございます。今の一つの例をお話しさせていただきますと、スイーツウォーキングは大きな事業になってまいりまして、参加者もふえてきているところでございますけれども、あれはスイーツということに限って市内をめぐるというふうなことでございますけれども、今御質問者から御指摘のように、まだ例えば狭山、東京狭山茶と言われる当市においてもおいしいと言われているお茶ですとか、あるいは御指摘をいただきました神明湯さんの絵ですとか、まだまだ市内、市外の方々にお知らせをしなければいけないような観光資源、またパワースポットと言われるところもあるというふうな把握はしてございますので、ウォーキングイベントとあわせて、そういうものはどういうふうな周知をしていくか、どういうふうなルート化していくかというのは、今後の課題だというふうな考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 私は、観光という事業の捉え方というのは幅広いと思うんですね。そして東大和市でも、こういういろんな雑誌が出てますね。例えば、これ野火止用水って話が、野火止用水の歴史について研究してるグループが出した雑誌の中に、これは江戸に玉川上水から水を運んでいく、その歴史的な価値がある。これ

世界遺産に登録しようではないかという運動が、機運が盛り上がってるというお話を聞きました。こういうような野火止用水の歴史的な遺産がある場所を、今度はそういう角度で散策をしたならば、また散策の仕方が違う。そういうパワースポットをぐるっと、ただ歩きなさいじゃなくて、そこにとまるというパワースポットが幾つかあって、そしてそれが半日なら半日で終わる。好きなコースを1日、回ってればいいけど、通常、半日ぐらいがいいとされています。2時間、そして歩くのが2時間、そしてとまることがということで、半日のそういう説明を聞いたり、そこのおいしいコーヒーを飲んだり、立ちどまるということもPR効果、観光行政を盛り上げるということで、ただウォーキングで食べ歩きみたいに、つまんで、店先で頼んで次々行っちゃうということよりは、そこでとまって、歩いて、そしてそういうコーヒーがおいしかったといえば、そこで買う。そして、たまにきょう来た人は何割安か割り引きしておきますよとか、そういう商店のいろんなサービスがあると思いますよ。ですから、そういうタイアップをしながら、市内の発展のために、あるいは市内の他市から来る人のために、そういうイベントのあり方が、東村山の例でいくと駅から駅へパワースポットの出発が、東村山で南口、西口、北は西口と分けて合流する。やはりそういうふうに他市を意識した場合は、東大和だって上北のモノレールの駅があるわけですから、その駅を出発、そして駅に戻る、あるいは武蔵大和の駅を使ったところ、あるいはその野火止用水付近だったら玉川上水を使うか、東大和市駅を使うか、そういうことで四季折々のパワースポットを観光協会につくっていただいて、それを東大和の時々の目玉をシーズンの中で、目玉としてできるものは何と何かということ、その目玉をつかって、そして担当者が案内をする。そういうPRをするというふうになれば、ただこういう市でつくってるマップが、非常によくできてますよ、市が紹介されています。ですけど、このマップはただ歩いてきなさいという参考で、実際じゃここを歩いてる人は、どういふふう歩いてるのかというそのデータ記録はないわけですね。ですから、観光協会ができれば、そのイベントに対して、今回は何人参加したとか、参加するとか、そういうデータが出てくるわけですよ。ただ漠然と行って、漠然と帰ってくる、そういうデータは行政としては望ましくないですよ。観光を育てるということであるならば、出発したときに何人、そしていろんなそういうアクションが、必ずよかったとか悪かったとか、こうしてほしいとかって要望もあるはずですから、そういうことを聞き入れる。そういうことをするには、やっぱりイベントをつくる、つくる側と、それを管理する側が必然的に必要になってくる。ですから、私はそういう観光業界というものについては任意団体が、どうしても僕は必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、どうですか。

○市民部長（関田新一君） 先ほども御答弁さしていただきましたとおり、観光協会というのは、将来的にはそういう組織が必要かどうかということは、存在意義も含めまして検討していかなければいけないというふうには考えてございますけれども、まだまだ、先ほど来、御紹介をいただいておりますとおり、市内にはいろいろな観光として見どころのあるところがあるというふうには考えているところでございます。先ほど御紹介いただきました東村山のパワースポットめぐりにつきましても、その中にございます国宝ですとか酒蔵をあわせまして市内を巡回するというコースだというふうには把握はしてございますので、当市におきましても今、トレジャーハンティングという形で、初の試みでございますけれども、こう回っていただきますと、市内のいろいろな名所、また神社仏閣、パワースポットと言われるところ、またスイーツのお店を紹介したり、いろいろなところを、多様なツールを御紹介をしているということもございまして、また、観光ガイドの会という任意団体もございまして、そこは積極的に市内を御案内、御紹介をいただいているというところもございまして、そういうところと当面は協力しながら、さらに観光行政を前に進めてまいりたいというふうに考えているところでござい

ます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） ぜひ、部長、そういうふうに関光を盛り上げていただきたいと要望しておきます。

じゃ、次に最後に都営向原団地の創出用地で、このことについて再度、この土地については市はどういうふうを考えてるのか、お伺いしたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 向原団地の創出用地につきまして、さきに他の議員さんからの御質問をいただいているところでございますけれども、現在この向原団地の創出用地、この周辺一帯は都市マスタープランの市のまちづくりの方針の中では、良好な住宅地として維持していくという位置づけになっております。また、さきに中止になりました東京都が進めておりましたプロジェクトにつきましては、この方針に沿った形で戸建て住宅を建設するというものがあつたところでございます。都市マスタープランで、この向原団地の地域について、建て替えにより創出された用地については、社会的な課題を踏まえた活用のため、東京都と連携を図っていきますというふうな位置づけでもおります。そういったことから、ここで東京都から協議をしていきましようという通知が来たわけでございますけれども、まずスタートは良好な住宅市街地の形成だということで、市の課題や思い、ここでいただいております御意見等を東京都に伝えることにより、また東京都は東京都に都の政策目標といったようなものがあると思いますので、そういったものが整理されてくる中で、お互いにどのような活用を図ることがいいかというようなことを話し合いながら、協議を進めていくというふうな考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） ですから、最近、市は4.5ヘクタールのこの土地をどうしようというふうな考えているんですかって、僕は聞いているんですよ。

○副市長（小島昇公君） 向原団地の用地の活用についてということで、他の議員さんから複数、御質問ございました。その中で、御答弁をさせていただいた内容と重複するわけでございますが、現状はただいま部長からも答弁させていただいておりますけれども、この1月に文書で東京都から協議を進めたいという申し出がございましたので、市としては従前の予定をしておりました戸建ての住宅がベースにはございますので基本的には、他の議員さんから昨日も、30年後の東大和は単独でいけるんですかという御質問いただきました。非常に将来を考えたときには、人口減少というのは大きな課題になってくるというふうな捉えております。そういう中で、一定の面積があつて、周辺の住民の方、そして商業をされてる方からも、ぜひそれだという意思を固めた内容でございますので、ここから市として協議をスタートするのは、個別の住宅というところで協議に入りたいというふうな考えております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 今、副市長の言われたことは、それは現状の話でよくわかるんです。私が平成20年のこの土地の余剰地の問題の建て替えの民活事業のときから、皆さんのこの地区計画は、一団地の用途地域の変更をすることによって、それでどういう建物が建つかということで、いろいろそのときから私は市にお願いをして、そして今現在の副市長の考え方はわかります。しかし、そういう指導をしてきたのは東京都なんですよ。市はそこに従ってきて、お願いをする。じゃ、市は強い要望を出したのかというときに、この報告書を見ると、市の動きは、市の都市計画審議会の中で、平成6年度の策定の地区計画を変更するということが決まったようだが、具体的なことは何も進んでないようだと、こういう話でスタートしてんですよ。これは向原のね。

じゃ、そのときに東大和市向原地区事業実施策定の係る調査についてはということで、市が都市計画を東京都に言われて、じゃどういふものを市へ住宅つくる。じゃ、住宅つくるんだつたらば、現在の用途地域を変えなきゃいけない。その用途地域を変えるときに、地域ではいろんな要望が、この4.5ヘクタールの土地について、当市から用途地域を変えるんだつたらば、こういうものをつくっていただきたいという要望を、この当時、平成20年当時の話の記録から、私たちは東京都へ行って担当者の話を全部ここにファイリングして持ってますけれど、私たちは一企業から頼まれて、この4.5ヘクタールに、東大和のこれからの高齢化時代に向かって、福祉的な施策を反映した町並みをつくっていただきたいということで、CCR計画という提案を東京都へ私たちはしてきました。そういう経過の中で、東京都といろいろとお話はさせていただきました。

その流れが、今日に来てですよ、東京都が二転三転して、この戸建て住宅をつくるということまで、190戸の戸建てをつくるって、これで頓挫したじゃないですか。これは失敗なんですよ。東京都の責任ですよ、これ。そういう管理職がいるから、こういうふうに迷惑、10年も20年も決定ができないんですよ。しっかりした指導者が行って、ちゃんと交渉しなきゃいけないんですよ。地域住民の要望については、こういう企業が福祉政策で、CCR計画を持ってる市民の皆さんがいらっしゃいますと。あるいは後でわかったことなんです、そこに5,000坪ぐらいの土地で病院の建て替え計画も必要なんだという団体もあらわれました。そういうことが、なぜ反映できないかということなんですよ。市民の声を行政がしっかり聞いてないんですよ。東京都のほうへ向いてるんですよ。東京都に向いてないで、市の市民の声はこれこれこうですよと言って、東京都がキャンセルしたならば、ちゃんとそういうことを説明すればいいんですよ。東京都が実施しなかったから、あなたの言ってることの建て替え計画はだめですよ。関田さんのグループのCCR計画の福祉事業も、これもだめですよ。個人住宅になりましたという報告がないままに、今日きてるんですよ。そして、ましてここで東京都の事業計画の失敗なんですよ、これ。

そして、私はこの失敗に対しては、十分に東京都に責任とってもらいたいですよ。これだけ迷惑で、何十年という空き地をほっぽり出したんですから。計画ないんですから。そして、また市が、いや東京都が市に、こういう要望を突きつけてくるんですから。今度は市が、東大和市でできなかったことを、市民要望をそこで声を出して東京都に言うべきだと私は思うんですが、どうですか。

○副市長（小島昇公君） 過去のいろんなお話も今聞かさせていただきました。そういう中で、計画したものがうまくいかなかったというのは事実でございます。そして、仕切り直しといたしまして、ことしの1月に協議をというお話をいただいておりますので、今いただいた御意見も東京都には強く伝えたいと。他の議員さんの中では、いざというときのために、原っぱ的な公園がいいという意見もね。ですから、皆さんの御要望というのは、いろんな御要望があるんだと思います。ただ、市としてどうですかと言われたときには、周りの商店をされてる方も、私も時々、その商店にも行きますけども、いつになったらこれできるんですかねって、さんざん言われました。そういう意味でいうと、周りの住民の方は当初の計画に賛同されている方が多いという中で、仕切り直しのときは、やっぱりそこるところから主張していくということで進めていきたいと。当然、市は住民福祉の向上が究極の目的ですから、東京都のためにということでも全然ございませんし、市民のために何がいいのかなという観点で協議を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） こういう東京都の施設が、これ向原団地、そして東京街道団地の引きずっているんですよ、この問題は。ですから、私たちはこういう地域の福祉計画を進める方、あるいは病院の建て替えを進め

る方、そういう人たちも東大和の国有財産、参議院の跡地、参議院の跡地を見に行って、3,200坪の土地、この土地を見たら狭過ぎる、どうしても区画の土地が必要なんだよとって、東京街道の発表をされたときがっかりしてましたよ。それはなぜかという、1ヘクタールの土地の道路を挟んだ、1ヘクタールが2ヘクタールの土地に分かれちゃって、1.7のヘクタールだと約5,400坪ぐらいになる。そういう5,400坪、5,000坪以上まとまった場所がないと、建て替えは非常に無理なんだと。ですから、東京街道に福祉、せつかく一団地の集合住宅から用途地域が変わり、福祉政策ができるようになった。しかし、あの土地の形では利用できないというふうに言われてるんですよ。そうしたときに、東京都もその辺の請願や陳情を十分しんしゃくしたならば、そういう地域の要望に対して、そういう土地の地型のことについては、今地域住民も商店街の人も個人的にはいろいろと言われるでしょう。しかし、地域住民の声として何が一番重要だといったときに、やっぱり生命財産を預かる病院の建て替えも、公共的な視野から見れば基準は高いと私は思ってます。たまたま僕なんかはCCR計画の将来の高齢者人口を支えるときに、ケアセンターをつくりたい、あるいはグループホームをつくりたい、そういう老健施設のいろんなものをつくりたいといったときに、総合的な視野の中で東京都で交渉してる間に、そういう病院計画の他団体の話も聞かしていただいて、ああそういうことだったら、その団体と私たちのCCR計画と一緒に進めて、市の理事者に理解を求めて、そういう事業に展開していけばいいんじゃないか、そうしたときにそういう展開の方法が、この向原団地に煮詰まったんですよ。そういう団地の流れを、じゃどうしてもそういう市が進める、東京都と進める事業にできないんならば、東京街道へその場所を期待しましょうとって東京街道にいった結果が、またこれなんですよ。東京都が発表になった後、向原の土地が再度見直しとて新しい事業展開が発表されたわけですよ。ですから、こういう歴史は、きちっと行政も東京都に言っていただきたいと私は思うんですが、どうですか。

○副市長（小島昇公君） 先ほど御答弁させていただいた内容と同じでございますけども、今過去のお話もいただきましたので、そういったところにつきましては、東京都と仕切り直しで協議をさせていただく段階では、伝えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 頑張っていたいただきたいと要望して、私の一般質問は終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、関田 貢議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 佐 竹 康 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[16番 佐竹康彦君 登壇]

○16番（佐竹康彦君） おはようございます。議席番号16番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成29年第1回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく5つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、通学路の安全対策についてです。

私ども公明党は、これまでも通学路の安全対策の強化に関してさまざまな機会を通して要望してまいりました。市として、お取り組みをいただき、大きく前進をしていただいているものと認識しております。しかしながら、本年2月2日に第五小学校の児童2名が、登校中に交通事故に遭遇いたしました。各報道機関でも大きく報道されたものであり、市民の関心も非常に高いものでした。事故に遭われた児童並びに御家族へ、心からお

見舞い申し上げますとともに、また以前と変わりなく登校できるような環境を整えていかなくてはならないと改めて強く感じました。

そこで、今回の交通事故の詳細を伺うとともに、今後の対策について市の見解を伺いたく、以下の質問をいたします。

①平成29年2月2日に発生した登校中の小学生の交通事故について、事故の原因とその後の市と学校の対応はどのようなものであったか。

②今後の通学路の安全対策について。

ア、今回の事故を受けて、今後の通学路の安全対策に反映させるべき点はどのようなものか。

イ、市内通学路における課題のある箇所について、その改善に向けてどのような対応を考えているか。

ウ、市道348号線について、安全対策の強化を望む声が地域にある。改善に向けて対応していただきたいがどうか。

2点目は、生活困窮世帯の児童・生徒に対する学習支援についてです。

近年、各世帯の経済的格差によって、児童・生徒への教育や学力向上への機会に関する不平等が目立ってきていて、本市議会においても関心が高いところとなっています。私ども公明党も、当然この点に着目をして、国等においてもさまざまな施策展開を働きかけ、実行に移しているところです。平成25年6月に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律において、その第1条には、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る」との目的が述べられ、第4条には地方公共団体の責務として、「子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とあります。本市においても、これまでさまざまな施策展開をされていることと認識しております。

このことに関連し、以下においてその取り組みと今後の展望を確認させていただきたく伺います。

①生活困窮世帯の児童・生徒の学力向上について。

ア、学力向上に関する市及び教育委員会の取り組みとその成果を伺う。

②国が進める「地域未来塾」について。

ア、本市において「地域未来塾」に該当する事業はどのようなものか。

イ、今後、児童・生徒の学力向上に資する取り組みの拡充について、どのような展望があるか伺う。

3点目は、特別支援教育におけるICT化の推進についてです。

発達障害など、学習困難を抱える児童・生徒に対し、ICTを活用した教育を進めていくことで、大きな教育効果が上がることが期待されています。平成26年8月29日付で公表された文部科学省のICTを活用した教育の推進に関する懇談会の中間まとめとなる報告書に紹介されている資料、学びのイノベーション事業実証研究報告書内には、特別支援教育におけるICT活用の意義として、障害の状態や特性等に応じたICTの活用は、各教科や自立活動等の指導において、その効果を高めることができる点で極めて有用と指摘されています。また、全国各地の自治体においても、先進的な取り組みを進めているところがあり、その効果が実感されているようです。本市においても、ICT機器を特別支援教育の分野へ積極的に取り入れていただいているものと認識していますが、その取り組みと成果、今後の展望を知りたいと考えます。あわせて特別支援教育を受けた児童・生徒が、将来の自立へ向けてICTスキルを身につけることは極めて重要であると認識しています。特に現在社会において、さらなるICT化が進んでおり、IoTやAI技術の発展、産業におけるロボット化の推

進など、今後これまで人間が担ってきた仕事が質量ともに大きな変貌を遂げていくことが予想されている現状です。そうした社会的変容に伴い、身につけたICTのスキルを活用できる職種や、情報産業にかかわる業務に携わることができれば、自立へ向けた大きな足がかりとなるものと考えられます。

これらについて、以下の質問で市の考えを伺います。

①当市の特別支援教育におけるICTの活用について。

ア、現状の取り組みとその成果をどのように評価しているか。

イ、今後の取り組みの展望はどのようなものか。

②将来のキャリア形成につながるICT教育について。

ア、特別支援教育を受ける児童・生徒のキャリア形成におけるICTの重要性をどのように考えているか。

イ、将来の自立生活につながるICTスキルを身につけるために、どのようなことが必要と考えているか。

4点目は、地方公会計の改革についてです。

地方公会計の改革に関する取り組みについては、これまでも私ども公明党会派として何度か議会で質問等してまいりました。今回の地方公会計の制度改革は、行政の業務内容に大きく影響するものであり、これからの市の施策、そして市民生活へ大きな影響を与えていくものであると認識しています。総務省においては、これまで原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を整備するよう、全ての都道府県、市町村等に要請をしてきており、当市においてもいよいよ新しい制度の運用を目前に控えていると思います。

そこで、これまでの当市における取り組みと今後について、以下の観点で確認をさせていただきたく質問いたします。

①新たな地方公会計制度について。

ア、当市の取り組みに関する現在の進捗状況はどのようなものか。

イ、単式簿記・現金主義から複式簿記・発生主義への転換について。

　a、市職員の業務内容はどのように変わり、それに対してのスキルアップをどう図っていくのか。

　b、新制度の導入により、市の財政状況に関する情報発信のあり方が、市民にとって「よりわかりやすいもの」になるかどうか、市の認識を伺う。

5点目は、エコポイント制度についてです。

環境の変動が社会生活に与える影響の甚大さは、さまざまな自然災害や異常気象により、日本のみならず世界各国において人々の大きな関心事となっています。地方自治体においても、環境に配慮した各種政策の充実、年を経るごとにその重要度を増してきていると思われます。折しも当市においては、来年度から新たな第二次東大和市環境基本計画がスタートを切り、平成38年度を目指し、さまざまな施策展開がなされることになっています。昨年10月に建設環境委員会では、福岡県久留米市を訪れ、エコポイント制度に関する行政視察を行いました。久留米市では、市民や市内事業者の協力も得ながら、地球温暖化を抑制する地方自治体の取り組みとして同事業を推進しているところです。当市においても、ますます重要となっていく環境問題に関して、啓発活動も兼ねた市民協働の取り組みの一環として、エコポイント制度に取り組むことは一つの選択肢ではないかと考え、以下に関して市の認識を伺いたいと考えます。

①エコポイント制度に関する市の認識と現状の取り組みはどのようなものか。

②他自治体の事例を参考に、市民にメリットのある制度の確立を考えられないか。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[16番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆様、おはようございます。

初めに、通学路の安全対策についてであります。今回の交通事故の原因につきましては、現在、警察で調査中であります。教育委員会では、臨時校長会を開催し、各学校に交通安全指導の徹底を指示しました。通学路の安全対策につきましては、これまでも学校と家庭による安全指導並びに市と地域の皆様による見守り活動を継続的に行ってまいりました。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市道348号線の安全対策についてであります。当該道路につきましては、一部を除き通学路に指定しておりますことから、これまでも注意看板の設置や路面標示等の交通安全対策を実施し、小学生と歩行者の交通安全に努めてまいりました。今後も交通管理者である東大和警察署と連携し、必要な安全対策を講じてまいります。

次に、生活貧困世帯の児童・生徒の学力向上についてであります。現在、教育委員会ではティームティーチャーなどの人材を有効に活用するとともに、東京都の学力にかかわる委託事業等を積極的に活用し、全ての児童・生徒の学力向上に努めております。国や東京都の学力調査の結果等から、当市の子供たちの学力の現状は着実に改善されつつあると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、国が進める地域未来塾についてであります。現在、各小中学校で実施しております放課後や休業日における補習教室等が、地域未来塾の学力向上に向けた取り組みとして近いものであると認識しております。今後、地域未来塾を初めコミュニティ・スクールなど、さまざまな地域人材等との連携、協働を通して、保護者や地域の方々の御協力をいただき、児童・生徒の学力向上に資する取り組みを充実させてまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、特別支援教育におけるICT化の推進についてであります。当市のICTの活用状況につきましては、現在、ノートパソコンやタブレット端末、電子黒板や書画カメラを活用した学習が行われております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、新たな地方公会計制度の取り組みに関する進捗状況についてであります。国からは平成29年度を目途に統一的な基準による財務書類等の整備を進めることが要請されております。当市の進捗状況としまして、公共下水道に係る資産等を除き、現在、各課が所管します資産の整理や評価等を進め、平成28年度末に固定資産台帳の整備が完了する見込みになっております。また、平成29年度におきましては、複式簿記によります会計処理の導入についての検討を進め、固定資産台帳等に基づく貸借対照表など、財務書類の作成を予定しているところであります。

次に、単式簿記から複式簿記への転換に伴います市の業務内容の変化と職員のスキルアップの対応についてであります。統一的な基準による財務書類等の整備に当たり、発生主義に基づく複式簿記の会計処理が国から要請されておりますが、複式簿記を導入した場合、全ての取引事項について資産、負債、収益、費用等の勘定項目に仕分けを行うこととなります。また、これらの仕分け業務を職員が日々行うには、一般的な簿記の知識が必要になります。なお、現在の現金主義に基づく単式簿記の会計処理は継続されますので、複式簿記に関する職員のスキルアップ等につきましては、事務や費用の負担などを考慮しながら、将来的に検討を進めてま

いりたいと考えております。

次に、新地方公会計制度の導入に伴います財政状況に関する情報発信のあり方などについてであります。新地方公会計制度による発生主義と複式簿記等の導入により、固定資産等のストック情報や減価償却費等のコスト情報など、財務情報の見える化が進むと考えております。これらの情報につきましては、現在の現金主義に基づく会計処理では把握が難しく、新地方公会計制度の導入により明らかにすることができる内容で、将来的には事業別や施設別の単位でのコスト情報も発信が可能になると考えております。市としましては、まずは新たな財務情報を発信し、その後において市民の皆様にとってよりわかりやすい内容となるよう、改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、エコポイント制度の認識と現状についてであります。二酸化炭素排出量の削減や地球温暖化の防止のため、環境配慮に向けた行動等に対しポイントを付与し、一定のポイントを獲得した方が割引サービスを受けられるなど、各市の独自の制度であると認識しております。当市においては、現時点では検討は行っていません。

次に、市民にメリットのある制度の確立についてであります。他の自治体の事例では環境関連の講座への参加や、まち美化ボランティアへの参加などによりポイントを付与し、一定ポイントでごみの有料袋への交換を行うものや、商店などの協力によりマイバッグやマイ箸の持参などで料金の割引などのサービスを受けられる制度などがあります。当市におきましては、今後、東京都や他の自治体の状況を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、通学路の安全対策についてであります。通学路の安全対策につきましては、児童・生徒が交通ルールを守り、安全確認を行いながらみずからの力で安全に登下校できるように、具体的な交通安全指導を今後も繰り返し行ってまいります。例えば交差点では、青信号で横断歩道を渡るときでも、必ず右と左の安全確認をすること。近くに車があるときは、運転手が自分のことを見つけてくれているか確かめるアイコンタクトを徹底することなど、各学校での交通安全指導の徹底とあわせて、家庭での指導もお願いしております。

また、毎年、夏季休業期間中に、学校、保護者、警察署、道路管理者、教育委員会の5者で通学路の合同点検を実施しております。点検内容を踏まえて、5者で協議の上、実施可能なメニューを検討し、例えば路側帯の補修や新たに路面に標示を施すなど、必要な対策を行っております。今後も関係機関と相互に協力・連携し、通学路の安全対策に努めてまいります。

次に、生活困窮世帯の児童・生徒の学力向上についてであります。現在、学校ではわかりやすい授業を目指して、少人数学習指導員や担任教員と協力して授業を行うティームティーチャーを活用し、授業改善が行われております。また、個に応じた指導が進むよう、東京都の学力ステップアップ推進地域指定事業を受け、放課後や休業日等にも人的な配置を行い、補習教室を実施しております。毎年、行われる国や東京都の調査では、市全体の平均正答率は国や東京都のそれに比べ下回っている状況にありますが、その差が年々縮まってきたり、国や東京都の平均正答率を上回る学校も複数校見られたりするなど、各学校の取り組みの成果があらわれてきております。

次に、国が進める地域未来塾についてであります。当市におきましては平成27年度からやまとつくんと

つくん塾及び各小中学校で実施しております放課後や休業日等における補習教室を、学力ステップアップ推進地域指定事業として充実させているところであります。今後、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を實現していくのかという目標やビジョンを、地域住民、保護者と共有し、地域と一体となって子供たちを育ててまいりたいと考えております。そのために、地域とともにある学校として、地域未来塾を初め児童・生徒の学力向上に資する取り組みを充実させてまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育におけるICT化の推進についてであります。当市のICT活用事業につきましては、ノートパソコンを中心に操作技術の習得のほか、タイピングの練習、カメラ機能を活用した観察や調理学習の手順メモの作成、インターネットによる調べ学習などに活用しております。

次に、キャリア形成につながるICT教育についてであります。機器の操作や授業を通して日常の興味関心や自分の得意分野、将来の職業を考える気づきやきっかけにつながる体験をすることは、重要であると認識をしております。将来の自立生活につながるICTスキルの習得につきましては、平成28年度に初めて都立特別支援学校のコーディネーターによる特別支援学級に在籍する保護者の方を対象として、進学、就労をテーマとした懇談会を開催いたしました。今後も特別支援学校のノウハウや外部団体等との情報を収集するなど、ICT教育に係る調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（佐竹康彦君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、通学路の安全対策についてなんですが、この2月2日の事故につきましては、私が住んでる地元のすぐ近くで起こった交通事故でございまして、大変個人的にも非常に大きな衝撃的なニュースでした。報道等でも拝見をいたしました。

学校のほうからも、保護者宛てに、ぜひとも見守りをお願いしたいというような通達もございましたので、私も保護者の1人として、この交差点に見守りを、事故の翌週ぐらいからですけども、見守りをさせていただきました。やはり信号があり、スクールガードの方に立っていただいているとはいえ、やはり危険な箇所であるなというふうな印象を大変強くしたところでございます。

確認になるんですけども、事故原因については警察の調査がまだ済んでいないということでございまして、原因は現段階では議会で公にできるような形で特定できないということなのかということと、臨時校長会で徹底されました交通安全指導、どのようなものであったのか、教育長に御答弁いただいた内容と同様なものなのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

○学校教育部参事（岡田博史君） 事故の原因のことににつきましては、市長の答弁にもございましたように、警察で調査中ということで、特定のほうはできておりません。また、臨時校長会のほうでは、今後の対応といたしまして、交通安全指導の徹底を各小中学校長に依頼をしたところでございますが、内容につきましては、道路を渡る時は必ず信号を守り、横断歩道を渡る。それが1点目です。2点目は、交差点で歩行者用信号があ

る場合は、車用の信号で判断せず、歩行者用信号に従う。これは自転車の場合も同様でありますというようなことを伝えました。そして、3つ目ですが、横断歩道を渡る時は、信号が青であっても必ず左右を見て車が来ていないことを確認する。車が来ている場合は、運転手とアイコンタクトをとり、車が確実にとまったことを確認してから横断すると、この3点を依頼いたしました。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

大変かなり細かいと思われる点まで指導していただいているということで、私も保護者の1人といたしましても、同様のこと、ぜひとも子供に伝えて安全を図ってまいりたいなというふうに思います。

これまで通学路の安全点検、行っていただいたというふうな御答弁でございました。かなり進めていただいているというふうに認識しておりますけれども、その成果はどのようなものであったのか。また、今回事故が起きた箇所は、問題のある箇所として取り上げられていたのかどうか、この点について確認いたします。

○学校教育課長（岩本尚史君） 平成24年に国が主導して実施をいたしました通学路の緊急合同点検ですが、当市ではその後も通学路の合同点検として毎年実施をしております。点検時に学校、保護者、警察署、道路管理者、教育委員会の5者で対策等を協議しておりますので、その検討過程での疑問ですとか意見に対しましても、その場で説明は参加者のほうに伝えられ、課題の共通理解が図られていると認識をしております。

以上でございます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 私のほうからは、実際の整備と点検について申し上げたいと思います。

まず、安全点検の成果でございますが、通学路の合同点検によりまして、注意喚起の立て看板の設置、またカーブミラーの角度調整、路面標示の補修や新設、また警察署によるパトロールの強化の依頼などを実施してございます。児童や車両に対する注意喚起の対策として、有効な対策であるということで考えてございます。

また、今回の事故現場は問題箇所として取り上げられたかということでございますが、昨年、平成28年7月26日の通学路の合同点検で、当該交差点につきましては3つ挙げられてございます。

まず1点目が、コンビニエンスストアへの駐車場が車道から斜めに入るということになってますが、こちらについては店舗改修時に出入り口を閉鎖してございます。また、今後、普通の歩道に整備する予定でございます。

それから、2点目が横断歩道前の歩道部のところに電柱の支線が支障になるという話でございました。こちらについては電柱の支線が2本ありましたが、1本は撤去しました。もう1本は、強度を保つために撤去はできないという話でございました。

3点目が、ゆとりシグナルの設置の検討ができないかということで、このゆとりシグナルというものは、待ち時間や残り時間を目盛りで表示し、時間の経過とともにランプが1つずつ消える仕組みのものであり、歩行者の無理な横断を防ぐのが目的のものでございますが、こちらにつきましては警察署の判断でございますが、児童によっては周囲の状況を確認せず、ゆとりシグナルだけを見て渡ってしまうという逆効果が考えられるため、見送られたということでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） できる対策はやっていただいているというふうに認識をさせていただきました。また、問題箇所であったということも改めて確認をさせていただきました。

今回、交通事故が起きた箇所におきまして、過去どの程度交通事故があったのか教えていただければと思い

ます。参考に2番で聞きます市道348号線につきましても、同様に交通事故の件数がわかりましたら教えていただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 過去5年間の事故の状況でございますが、今回の事故を除いた形で申し上げたいと思います。

市道5号線、ハミングロードと市道7号線の中央通りの交差点について申し上げたいと思います。事故件数は6件、平成24年から28年まで事故件数は6件ございました。平成24年が3件、平成25年が1件、平成27年が1件、平成28年が1件でございます。いずれも自転車と車両との接触事故ということで、全て軽傷でございます。このうち平成24年の2月に事故が起きました自転車と貨物車との接触事故でございますが、これは10歳の女の子なんです、これは自転車での事故ということで、通学時ではないということがわかっております。

それから、次の市道第348号線のほうの事故でございますが、この市道348号線と市道7号線、中央通りがぶつかる場所ですね。そちらで事故が3件、起こっております。平成25年に1件と平成24年に2件でございます。こちらも全て軽傷でございまして、自転車と乗用車、3件ともそういう形になってございます。

それから、市道348号線の間ぐらいですね——ところで1件だけ事故が起こっております。こちら平成26年に起こっておりますが、こちらも軽傷でございまして、南下する乗用車と東側から西側へ横断しようとしていた歩行者、こちらは4歳の女の子でございますが——の接触事故が起きてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

交通事故が全くなかったわけではない。自転車が中心ですけれども、交通事故があったということで改めて認識をさせていただきました。やはり危険な箇所だなということで認識をいたしました。

事故の原因が、現在でも警察の最終的な判断、待たないと明確にできないということですので、事故の原因を解消するための安全対策は、そういった意味では明確にならないのかなというふうに思いますけれども、しかしながら今回の事故を教訓といたしまして、さらに市内通学路の安全対策について強化をしていただきたいと思いますというふうに考えます。その点から、一般的な話になってしまうと思いますけれども、通学路の安全対策の強化、どのように図っていくのか、市内全域の通学路、交通安全対策としてどのように展開をしていくのか、この点について確認をさせていただきます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 通学路の交通安全対策としてということでございますが、この2月に策定しました東大和市交通安全計画では、今後5年間に推進していくものとして、通学路の安全点検を年1回実施し、その結果をもとに交通安全対策を行うとともに、交通規制、交通管制対策について関係機関に対して要望を行っていくとございます。今後、通学路点検等で改善が必要であると判明した箇所については、警察署と連携し、可能な対策を実施していく考えでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（岩本尚史君） 教育委員会といたしましても、先ほど答弁にございましたとおり、子供たちが交通ルールを守って安全にみずからの力で登下校できるように、繰り返し繰り返し学校、家庭で指導することが重要だと考えております。そのためには、指導する立場の大人が基礎的な知識、例えば小学校の低学年では身体的にも目線が低いために、どうしても視野が狭くなってしまうということ。また、経験不足からくる危険の予測が難しいということを踏まえて、先ほど幾つか例が出ましたが、具体的な指導を行うことが必要であると考えております。そうした情報や指導方法を、今後とも引き続き学校を通じて発信してまいりたいと思っ

おります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ハード面でのさまざまな点検と、その改善、また学校での指導、これは私たち保護者も含めてしっかりと心していかなければいけないというふうに、改めて感じさせていただきました。来年度以降も引き続き通学路の安全点検をやっていくということで、ぜひともお願いをしたいということと、問題があると思われる箇所について、やはり迅速な改善を求めたいというふうに思います。市内全域での問題箇所というのは、大変多いかと思しますので、特に今回事故が発生した第五小学校の学区内における問題箇所と改善、これからどのようにしていくのか、特に私の地元でもあるという点から、この点に関心を持って伺いたいと思うんですけども、その方途を伺いたいんですが、いかがでございましょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 第五小学校の学区内における問題箇所と改善についてでございますが、平成28年度、昨年度の合同点検の結果について、まず報告させていただきます。

これは事故現場を除くものでございますが、1点目が向原郵便局前の交差点の箇所、また2点目が上仲原公園交差点の箇所ということで、まず1点目の向原郵便局前の交差点につきましては、4点ほどございまして、信号機の設置要望がございました。こちらにつきましては、警察署で検討した結果、設置は困難という回答を得ております。また、2点目がカーブミラーの角度調整の依頼がございまして、こちらは実施してございます。また、駐車禁止の交通立て看板、こちらを設置してございます。交差点マーク、ドット線の補修をしてほしいということで、こちら実施が終わっております。2点目の上仲原公園の交差点の関係ですが、こちら見通しですね、交差点マークの補修をしてほしいということで、こちら実施が終わってございます。今後につきまして、通学路合同点検の中で注意箇所等が発見された場合は、先ほども申し上げましたとおり東大和警察署と連携しまして、可能な対策を実施し、改善をしていく考えでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

かなり手厚くやっていたというふうに認識をいたしました。しかしながら、今回、事故が起きてしまったということもございまして、引き続き丁寧に細かいそういった目を持ちながら、引き続き丁寧に御対応いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、学校や行政だけではなくて、答弁にもしていただきましたけれども、保護者や地域の協力、これもやはり通学路の安全対策には欠かせないというふうに考えます。保護者や地域、またこれに関連して常日ごろ市内の交通安全に御協力いただいている東大和警察署ですとか、また東大和地区交通安全協会等に対して、どのようなことを教育委員会として、また市として期待をされるのか、またその期待に応えてもらえるように市や教育委員会としてどのような働きかけをしていこうと考えていらっしゃるのか、この点について伺います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 学校の児童・生徒に対する交通安全指導教育に関しましては、警察、また交通安全協会を初め、さまざまな関係機関、また地域のボランティアの方、保護者の皆様方等に御協力いただいております。これまでも交通安全教室ですとか、自転車の免許制度における講習会、あるいは実技指導におきましても、大勢の方に御協力いただき、連携を図って子供たちの安全教育をしております。通学路ということで、合同点検も東大和におきましては24年度で終わらず継続して実施してまいりましたので、これからも継続したいと考えております。その際の御協力や、2月の下旬にはスクールガードの講習会も教育委員会が実施いたし

まして、東大和警察の方を講師に招きまして、具体的な示唆に富む研修、講習を受けさせていただき、それを校長会でも披露し、交通安全教育につなげております。引き続き学校、保護者、あるいは見守り活動をされている地域の方への御指導、あるいは御助言、連携した支援を関係機関にはお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほど東大和警察署と東大和地区交通安全協会に対してということでしたが、東大和地区交通安全協会に対しまして、春、秋の全国交通安全運動のときには、市内3カ所で協会の方が街頭に配置されてまして、交通指導、監視を行ってございます。今後も継続して実施していただきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ぜひ、地域の目は多くあればあるほどいいなというのが、今回の事故を経た実感でございまして、当該事故箇所も2名のスクールガードの方が毎日立っていただいていたんですけども、それで私、お話を聞きにいったら、やはり人手はあったほうがいいというようなお話でございました。保護者の1人として立たせていただきましたけれども、やはり1人よりも2人、2人よりも3人という形で、多いほうが確かに安全はより図れるなというのが実感でございますので、引き続き地域の方々にも、また保護者の方々にも御協力いただけるように、この点、御尽力いただければなというふうに思います。

次に、市道348号線のことでございます。ここ、日ごろから住民の方からも、車がスピードを出して通るとか、走行時の騒音などについて苦情を聞いてきたところでございます。また、今回の事故を受けまして、登校時にこの道路を見ていた関係者の方から、登校するとき児童が危険なのではないか、こういった指摘もいただきました。そこで、この市道348号線につきまして、次のような対応が可能なかどうか、できればやっていただきたいというふうに思って聞くんですけども、まず1点目が通行する車両の速度規制ですとか、ガードレールの設置は可能なかどうか。また、スクールゾーン化が可能なかどうか。3点目といたしまして、道路のカラー舗装化による注意喚起。今現在この道路、白線も大変薄くなっておりまして、これを引き直して、加えて歩行者側に緑のカラー舗装をする。また、交差点内ですとか、また交差点近辺を赤くカラー舗装して注意喚起をする、こういったことができるのかどうか。この点について、お伺いをさせていただきます。

○土木課長（寺島由紀夫君） まず、1点目の通行する車両の速度規制についてでございますが、現在30キロの規制になってございます。これを下げるといことになりまして、20キロ規制ということになりますが、速度の20キロ規制は、過去に住宅地内の安全対策としまして実施したものでございますが、現在では一般ドライバーが自動車を時速20キロを維持したまま走行させることは困難であるとの見解から、実効性に乏しい規制であるとの理由で、警視庁の方針で都内全域において新設はしていないということでございます。また、現在20キロの速度規制のかかっている箇所もございますが、こちらにつきましては30キロに速度を上げることは困難であることから、そのままとしているというものでございます。

2点目のガードレールの設置ができないかということでございますが、こちらの市道第348号線ですね、大部分が道路幅員が6メートルでございます。その6メートルの中で、歩道としてのガードレールやガードパイプで区切るためには、歩道の有効幅員が2.0メートル必要になってきますので、そうすると設置すると車道が4メートル程度となり、狭くなり過ぎるため、ちょっと設置は困難であると考えてございます。

また、スクールゾーンの設置はできないかということですが、まずこのスクールゾーン設置基準ですね、こちらにつきましては小学校を中心とするおおむね半径500メートルを範囲とする交通安全対策ゾーンでございます、交通安全対策基本法第24条に基づくものでございます。こちらの指定についてですが、こちらの市道第348号線までの距離ですね、学校からの距離が500メートル以上になってるということで、その範囲に入っていないということと、車両通行規制を伴うスクールゾーンにつきましては、歩行者の通行実態や道路の構造のほか、影響を受ける地域住民の同意が必要でございます。また、そのようなことから、警察署の意見としましては、既設道路に新たに通行禁止規制をかけることは同意を得るのが困難であるという回答を得てございます。そのため、ちょっとスクールゾーンは難しいかなということで考えてございます。

最後に、道路カラー舗装化による注意喚起ということですが、まず白線につきましては、引き直しは可能でございますので、消えかかっている箇所は速やかに補修していきたいということで考えてございます。また、白線の外側っていいですか、緑のラインですね。通称、グリーンベルトと言っていますが、これは交通管理者である東大和警察署と協議しまして、グリーンベルトの設置が可能かどうか確認したいと思っております。それから、交差点内を赤くカラー舗装化できないかということですが、この交差点を赤くするという部分につきましては、一般的には交通量の多い十字路に行うもので、市道第348号線の交通量や道路交差の形態から、ちょっと設置は難しいかなというところで、同じような交差点が多々いっぱいあるものですから、設置は可能ですが、全部の箇所に設置するような形になってしまうので、その辺の検討がちょっと必要になってくるということでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君）　さまざまな事情があるということは認識をさせていただきました。特にできること、また警察と相談して進められそうな可能性あるものにつきましては、ぜひとも御尽力をいただいて、速やかに行っていただければなということで要望させていただきます。

全国各地で、ここ最近も通学路上の事故の報道がなされております。接するたびに、やはり悲しくやるせない気持ちになりますし、この場にいるどなたもそういった思いを持たれると思います。未来を担い、託しゆく子供たちが安全で安心して学校の登下校ができるということがいかに大事なことであるか、安全であるのが当たり前なんですけれども、この当たり前を維持することが行政や学校、地域、保護者、警察など、多くの方のたゆまざる努力の上に成り立っているということを、今回改めて感じた次第でございます。御苦労は大変多いと思いますけれども、ぜひ質問で取り上げた箇所も含めまして、市内全域の通学路の安全対策、安全確保に全力を尽くしていただきたいとお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、生活困窮世帯の児童に対する学習支援についてということでございます。

生活困窮世帯と学力の関係性ということにつきましては、平成25年度全国学力・学習状況調査を踏まえまして、文部科学省の委託研究、この平成25年度全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究、これはお茶の水女子大学で研究がなされたそうでございますけれども、これによりますと家庭の社会経済的背景、これSESと言うそうでございますけれども、家庭所得、父親学歴、母親学歴の3つの変数を合成した指標によりまして、この家庭の社会経済的背景、SESが高い児童・生徒のほうが各教科の平均正答率が高い傾向が見られる。こういった形で相関関係はあるというようなことございました。

しかしながら、同じ報告書の中で、家庭の社会経済的背景と子供の学力との間には強い相関があるが、家庭の社会経済的背景が低いからといって、必ずしも全ての子供の学力が低いわけではない。子供の学習時間は、

全ての家庭の社会経済的背景で学力との関係が見られ、学習時間は不利な環境克服手段の一つと考えられる。児童・生徒の家庭のSESから統計的に予測される学力を上回る成果を上げている学校もあると。このような学校全体の学力の向上に効果を上げているのは、次のような共通の特徴があるということで、放課後を利用した補充的な学習サポート、算数の授業における習熟度別少人数指導、習熟の遅いグループに対する指導、小中連携、教科の指導内容や指導方法についての連携、また家庭学習の課題の与え方に関する教職員の共通理解、こういったことをやることによって、SESが低いとされるお子様の学力も、決して低いままでは終わってない、こういった調査報告がなされてるそうでございます。当市の取り組みにおきましても、似たような取り組みをしていただいております、今学力は確実に上がってきているという教育長の答弁もあって、非常に心強いものであるというふうに感じました。

それを踏まえた上で幾つか質問させていただきますけれども、御答弁におきましては少人数学習指導員やティームティーチャーの活用、東京都の学力ステップアップ推進地域指定事業の実施などを、取り組みをおっしゃっていただきました。それらの取り組みの詳細と成果とあわせまして、それが生活困窮世帯の児童に対してどのような影響を与えることができたか、これをお伺いしたいと思うんですけども、しかしながら生活困窮世帯だけ抽出して、その実態を調査できないとは思われますので、可能な限りで結構でございます。全体的、総合的なお話となっても構いませんので、これらの取り組みの成果等について、お話を伺わせていただければと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 少し長くなってしまいかもしれないんですが、まずどの取り組みも生活困窮世帯ということではなくて、全ての児童・生徒を対象としておりますことを、まず申し上げたいと思います。

まず少人数学習指導員につきましては、小中全校に配置をしております。教科は主に算数・数学でございます、少人数で指導するために配置をしております。また、ティームティーチャーでございますが、こちらも小中全校に配置をしております。担任と協力をしまして授業を進める指導員でございます、主な対象は小学校4年生、中学校1年生というふうになっております。東京都の学力ステップアップ推進地域指定事業につきましては、主に理数に絞ります児童・生徒の基礎学力を向上させようと補習教室の指導員をつけたり、教員の授業力を高めるための研修を行ったりしてまいりました。これらの事業は、どれも個に応じたきめ細やかな指導が実施できるように配置、また実施しているものでございまして、児童・生徒の習熟度に応じた指導ができたり、一人一人の児童・生徒の疑問やつまずきにすぐに対応できたりしているというようところが、特徴なところだと思っております。

成果というところで、国や都の調査の結果があるのですが、その質問において算数・数学において自分の学力に応じたコースに分かれた授業を受けることについて、どのように思いますかという質問が東京都の調査でございます。平成26年度と27年度を比較しますと、小学校におきましては26年度で、そのコース分けの授業がよいと答えているのが55%、27年度につきましてはそれが67%というふうに12%アップしております。全体的に肯定的な意見につきましては91%から94%というふうに伸びております。中学校におきましては、26年度が44%から27年度、57%というふうに13%増でございます。肯定的な意見は88%から91%とふえております。また、算数・数学の勉強は好きですかという調査項目が全国調査でございますが、こちらは平成28年度の単年度でございますけれども、小学校では、その肯定的な意見が、東大和市は69.2%、東京都は70.6%、全国は66%と、全国より算数の勉強が好き、数学の勉強が好きと答えてる児童は全国より割合が多く、東京都のほうがそれほど差はないという状況。中学校におきましては、東大和市は57.3%、東京都は59.6%、全国は

56%、こちらも全国より割合が多く、都ともそれほど開きはないという状況。さらに、算数・数学の授業の内容はよくわかりますかにつきましては、小学校、肯定的な意見、東大和市、83.1%、東京都は82.9%、全国が80.2%、こちらは全国、東京都より東大和市はその割合が多いというふうになっております。中学校においては、肯定的な意見は東大和市が70.9%、東京都が71.8%、全国につきましては69.4%とやはり全国より割合が多く、東京都ともそれほど差はないというふうに捉えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 複数年のお取り組みの結果、こういったことが数字としてあらわれているということは、大変心強く感じました。東京都の学力ステップアップ推進地域指定事業は、理数教育の強化という点だったと思うんですけども、毎年の学力調査に反映されてきているのかという点をお聞きしたかったんですが、かなり反映してるなというふうに感じました。

また、これにつきまして日々の学校での授業を通しまして、子供たちの学力が伸びてきていると、現場の先生方が実感しているのかどうか。そして、この事業が終了した後に、その取り組みをどのようにしていこうと考えておられるのか、この点について伺います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 現場の教員でございますけれども、各校で自校の調査結果を分析しております。また、指導室が学校訪問をしたときに、その学校の伸びている部分について、また教育の日やまとは全教員にその伸びについてそれぞれ話をしておりますので、この伸びについては各教員、実感をしているというふうに認識をしております。また、学力ステップアップ推進地域指定事業が平成29年度で事業が終了というふうな予定でございます。その後につきましては未定ではございますけれども、同様の事業がございましたら引き続き国や東京都の補助金等を活用しまして、実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひ、引き続きのお取り組みをお願いしたいというふうに思います。生活困窮世帯ということで、それは限定というか、抽出できないので、全体的なお話になりましたけれども、しかしながら全てのお子様、生活困窮世帯と思われる世帯のお子様も含めて、学力が上がってきているなどというような成果を感じることができました。

続きまして、②なんですけれども、②のところでも市の取り組みといたしまして、平成28年度の市の教育委員会主要施策・基本方針の2、「豊かな個性」と「創造力」の伸長の（1）学力向上の⑥に「やまとつくんとつくん塾」及び補習教室等の成果を踏まえ、放課後や長期休業中の補習学習をさらに推進するとともに、学習支援員を活用し、児童・生徒の学習意欲を高め、基礎学力の定着を図る。」とあります。こうしたとつくん塾の取り組みが、質問なのであれなんですけど、生活困窮世帯の児童・生徒に対してどのような影響を与えることができたと考えておられるか。また、この成果と今後の発展的な展望、どのように考えているのか伺います。

○学校教育部参事（岡田博史君） こちらも生活困窮世帯の児童を対象に、どのような影響があったかということについては、ちょっとわからないところがあるのですが、先ほどの調査結果の数値からもわかるころもありますが、児童・生徒が自分から補習教室に参加をする。また、学習に対する意欲が高まったというふうに考えております。また、当然その結果、基礎学力も高まってきているというふうに認識をしております。今後も小中学校とともに、児童一人一人の学力の向上のために、このやまとつくん塾など、放課後の補習教室をさまざまな人材を活用しながら、展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番(佐竹康彦君) そこで、さらなるお取り組みの強化という観点から、この国の事業でございます地域未来塾という話になるんですけれども、この地域未来塾、そのポータルサイトによりますと、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない児童・生徒への学習支援を、大学生や教員及びNPOなど、地域住民の協力により学習支援を実施する事業です。原則無料で学習支援を受けることができます。教員を志望する大学生などの地域住民、NPO、学習塾や学習コンテンツ事業者、学習サービス提供者等の協力により、多様な視点からの支援を受けることが可能となります。このことにより、学習がおくれがちな児童・生徒に対して、学習習慣の確立と基礎学力の定着、高等学校等進学率の改善や学力向上を図り、学習機会の提供による貧困の負の連鎖を断ち切ることを目指しますというふうでございます。

当市におきましても、御答弁でございましたように、とっくん塾、また放課後や休業日における補習教室等が、これに近いものであるというふうな考えが示されたところでございます。文部科学省におきましては、2019年度までに5,000中学校区への設置を目指しておりますけれども、当市におきましても国からの予算等を活用しながら、地域の学力向上の取り組みとして、ぜひ力を入れて現在の補習教室等の事業を拡大、編成をいたしまして、地域未来塾の実施へ検討を重ねていってほしいというふうに思います。この点についての教育委員会の御所見、再度伺いたいと思います。

○学校教育部参事(岡田博史君) まさに多様で効果的な支援が可能であるこの地域未来塾でございますけれども、東京都の学力ステップアップ推進地域指定事業が平成29年度で終了する予定でありますことから、この国や東京都の補助金で実施できます地域未来塾を市長部局とも連携をいたしまして、積極的に活用していきたいというふうには考えております。現時点で対象となる学校が全校であったりとか、またはモデルとして行うとか、その活用の規模については検討はしておりませんが、地域未来塾を実施しております他地区の状況を見ながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番(佐竹康彦君) ありがとうございます。ぜひとも御検討、よろしくお願いいたします。

もう1点、御答弁の中で、目標やビジョンの共有と地域一体となつての育みというような御答弁がございました。ぜひ、その点に力を傾注していただきたいというふうに思います。そのための方法として、具体的にどのようにしていこうというふうにお考えなのか伺いたいと思います。

また、私といたしましては、こうした地域未来塾などの学力向上の取り組みを行うに際しましては、特に教員志望の大学生や、元教員、教職免許を持つ方などのボランティアを取り込むことが重要だというふうに考えております。東大和市として、それぞれのアプローチを充実させていってほしいというふうに思います。近隣には、東京学芸大学というようなすばらしい大学がありまして、教師を目指す学生も多数在籍しておられますし、教育学部のあり私立大学も多摩地域には多くございますので、ぜひとも学と官の連携事業として推進してほしいと望んでるんですけれども、この点についての御所見を伺います。

○学校教育部参事(岡田博史君) 今後、地域とともにある学校としまして、今コミュニティ・スクールの設置の準備のほうをしていこうと考えております。学校に学校運営協議会を設置いたしまして、その委員として地域の方、また保護者、学識経験者等を置くというものでございます。今までの学校運営連絡協議会と大きく違うところは、学校運営の基本方針を承認したり、また教育活動などについて意見を述べたりする取り組みが行われるというところが違うところです。これらを通じまして、自分たちの力で学校をよりよいものしてい

こうとする意識が高まり、継続的、持続的に地域とともにある特色ある学校づくりを進めることができるというふうを考えております。地域未来塾に関しましても、この学校運営協議会で検討しながら実施していくことも可能であるというふうを考えております。また、地域未来塾では、教員志望の大学生や元教員などを活用することが重要であるということは認識してございます。教育学部のある大学等とも連携いたしまして、人材を活用していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひと、今後とも東大和市の子供たちの学力向上のために、力を尽くしていただければなというふうに思います。

ここまで、市の学力向上の取り組み、種々伺いまして、それが生活困窮世帯の児童・生徒にもよりよい影響を与えているんじゃないかというふうに感じさせていただきました。これまで積み重ねてこられました市教育委員会の取り組みを土台といたしまして、そこに追加、発展させる意味で、地域未来塾と銘打った国の取り組みを教育委員会の事業に取り込んでほしいというふうに思います。先ほどのコメントにもありましたけども、貧困の連鎖を断ち切るために教育の重要性は強調し過ぎることはない、強調してもし過ぎることはないと言って差し支えないというふうに思います。全ての子供たちが持っている未来への輝かしい可能性を子供たち自身に知らしめ、十二分に開花させ、子供たち自身がみずからの可能性と力を信じ、幸福な人生を歩むことができるよう、今後とも御尽力をお願いさせていただきます、この質問を終わります。

次に、特別支援教育におけるICTの推進についてでございます。

この質問につきましては、特別支援教育におけます現在の状況を確認するとともに、それが将来の自立に向けて今何をなすべきかという視点を、改めて教育委員会の皆様に確認していただきたいというのが、この質問の眼目でございます。

再質問の1点目といたしましては、御答弁いただきました特別支援教育におけるICTの活用について、具体的な事例を含めた詳細とともに、その成果、手応えを現場の先生方、また教育委員会としてどのように感じておられるのか伺います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 通常学級では、児童のノート指導としまして、ノートをタブレット端末や書画カメラで撮影をして、大型テレビで教室の中に表示をしてクラス全員で確認をするというような取り組みがされております。また、小学校の特別支援教室では、活動の様子を録画をしまして、なぜあのような行動を、あるいは態度をとってしまったのか、どうしたらよかったのかという行動の振り返りに活用しております。

また、中学校の通級指導学級の中でも、板書が苦手な生徒に対しまして、事前に板書を撮影しておきまして、手元でよく見ながらノートに記入する際の補助、そういった活用の仕方がされておりますので、各場面、場面で工夫した取り組みによって効果が出ていると、学校、また教育委員会としても認識をしております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 効果が出ているということで、大変に心強い限りです。ぜひと、さらに充実をしていただきたいと思いますというふうに考えます。

これは2月22日の読売新聞の教育の記事で、「障害をIT機器で補う」とのサブタイトルがつけられたものがございました。内容につきましては、中学校や高校なんですけれども——において障害のあるとされている生徒から、IT機器の活用で学習が進んだ、授業の内容がよくわかるようになったとの声が紹介をされておりました。これに関連しまして、国立特別支援教育総合研究所の金森克浩総括研究員が私的のコメントを載せ

ておられまして、障害のためにできないことを、そのＩＴ機器で補えば能力を発揮できる。通常学級で学べる環境を整えるために、学校の管理職の理解が欠かせない、こういったお話がされておられました。こうした事例を見ますと、やはり今後、さらにこの分野での取り組みの強化が必要だというふうに考えるわけでございます。現場の先生方や管理職の先生方の理解を深めるための研修、また研究のあり方、そしてハード面での整備、ＩＣＴを使いこなすための課題解決等を含めまして、今後の展望を伺いたいと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） まず教員、または管理職の理解を深めるための研修のことにつきましては、現在もＩＣＴ機器の活用の仕方でありましたり、その効果について研修は行っているところでございます。また、東京都の事業を活用しまして、モデル的に学校を指定して、その効果検証も行い、そこに各校から教員を送って、自校でどのような活用ができるかというような研修も行っているところでございます。今後もさまざま、特別支援教育の視点も踏まえながらも、研修のほうは機会を捉えて行っていきたいというふうに思っております。

また、ハード面につきましては、これは特別支援学級だけではなく、通常学級もそうでございますけれども、費用の面もかかりますので、適切な機器を選定し、それを活用するというような計画的なものが必要になってくるかと思っております。例えば推進計画などを作成するなどして、学校と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 通常学級も含めた形で推進計画をつくって進めたいというお話、ぜひともそういった形でお進めいただきたいなというふうに思っております。この特別支援教育につきましては、やはりこれまでの方法につけ加えて、より効果が上がるというような、そういった面がこのＩＣＴ機器を活用した教育においては見られますし、これは全国でもさまざまな実証結果が出ておりますので、本市としてもぜひとも「日本一子育てしやすいまちづくり」と絡めて恐縮でございますけど、日本一そういった教育が充実しているような、そういった取り組みをお願いしたいなというふうに思います。

次に、キャリア形成ということに関してなんですが、そういった形でＩＣＴ機器を使って教育を受けていく中で、今後、自立生活を、生活、自立していこう、そういったときに、ぜひともこういったＩＣＴ機器に対するなれですとか感覚ですとか、そういったものが養えてるかどうか、非常に重要だというふうに思います。体験することが重要との認識も伺いました。おっしゃるとおりでございます、今産業の分野におきましては、ＩＣＴを初め人工知能技術の発展や物のＩＣＴ化、ロボットを活用した作業の効率化など、産業の仕事内容がそれまで自体と急速に変容していくことが予想されております。

ちょっと長いんですけども、紹介させていただきたいんですが、例えばＩＣＴの進展に伴う労働環境の変化につきまして、総務省の平成28年版、情報通信白書の第1部第2節（1）ＩＣＴに係る労働参画の促進では、次のように述べられております。経済貢献の概要といたしまして、少子高齢化に伴う労働力不足については、我が国経済成長の制約要因になりつつあることが従来から指摘されている。日本生産性本部の調査分析結果によれば、2014年度も医療や情報通信などを中心とした就業者の増加が、就業者全体の増加にもつながっているものの、飲食業や小売、運輸などで人手不足は顕在化しつつあり、既に労働供給力は限界であることを指摘している。こうした労働力不足に対して、ＩＣＴを活用して補い、労働参加を促進する取り組みが続けられている。労働参画が進むことは、マクロ経済成長に貢献し、労働参加を通じて成長の果実が幅広く均てん——これは平等に利益を得ることでございますけれども——均てんされる。政府は世界最先端、ＩＴ国家創造宣言

において、テレワーク等を含むICT利活用による労働環境の向上について重要な目標を立てている。具体的には、若者や女性、高齢者、介護者、障害者を初めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどのICTサービスを活用し、場所にとらわれない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するとともに、テレワークを社会全体に普及させる取り組みを進め、労働者のワークライフバランスと地域の活性化を実現するとしていると、このようにございます。済みません、ちょっと長くて恐縮なんですか。

ここにありますように、ICTを活用して労働参加を促進する取り組みの中で、対象として障害者というふうに挙げられておられます。これから社会で自立を目指していく人々にとって、私はICT技術の習得やその活用、ICTに関する苦手意識をなくすということが大変重要であるというふうに思います。この点につきましての市の認識を、再度お伺いできればと思います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 今さまざまな御紹介をいただきましたことと、基本的に同じ認識で考えております。やはり次代を担う子供たちが、これからさらに大きく情報社会といえますか、さまざまな人工知能やIT、ICTの機器、そういうものが普通に使われていく社会となっていく。また、さらに高度になっていくと予想されておりますので、そのようなことにきちんと対応できると思いますか、拒絶感なく普通に扱えていくような世の中になっていくことが必要だと思います。そういう中では、義務教育の機会にどういうことが必要なのかということも、よく学校と連携しながら、考えていながら、そこに重点を当てて、必要なところに教育委員会、あるいは学校としてもICTを、キャリアとつなげるということも意識して対応していきたいと思っております。

また、都立の特別支援学校と東大和市の教育委員会では、さまざまな御協力をいただいて連携を図っております。その中で、将来の就学、あるいは進学をテーマにして、懇談会というものも、ここで初めて開催いたしました。今後も、その懇談会の一つのテーマとして、ICTに関しての実践ですとか、取り組み事例の御紹介、そういうものが今後も取り上げられるように、私たちもコーディネートしていきたいと考えております。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

そうした認識のもとに、また専門家の方々とも連携をとりながら、ぜひとも東大和市の子供たちのために御尽力いただければなというふうに思います。

ここで一つ、事例を紹介させていただければというふうに思います。私どもの公明党会派で、ことし1月に川崎市の障害者就労支援を委託を受けている民間事業者を視察をさせていただきました。特にこの会社におきましては、就労支援において特色ある取り組みをしております。それは現在、各企業における仕事のあり方に合わせまして、この会社での作業においてパソコンでの業務を積極的に活用しまして、例えばマイクロソフトのワード、エクセル、パワーポイント、また広告等をつくるソフトでございますフォトショップですとかイラストレーター、これらを使えるように訓練をしております。そういったことを強みといたしまして、情報産業を中心といたしました雇用を多く進めて、障害者の就労支援として大きな成果を出しまして、全国的にも注目を集めておられます。

この会社では、障害を持っているお子様、児童・生徒に対しても、例えばホームページを作成できるソフト、これをつくりまして、活用しまして、これ中学校ですけれども、情報教育を推進し、成果を上げておられます。例えばホームページの作成につきましては、通常、プログラミング言語等を使用するわけでございますけれども、これを動物のアイコンにいたしまして、それを幾つかつくって、それをクリックして移動させながらやる

と、例えばその作業の中に入ることができる。または写真を操作することができる、文書を書くことができるというようなことでございまして、あとは文章はタイピングを習わして書かせていると、こういったことでございました。こうした事例を参考にいたしますと、教育段階でのICT教育の強力な推進は、いわゆる障害を持っているとされる児童・生徒の将来のキャリア形成にも大きな影響を与えるものだというふうに思いました。大変感銘を受けて視察、帰ってきたところでございます。

そこで、市内の学校における特別支援教育の現場におきましても、ハード面においても、またソフト面においても、また人員の面においても、外部協力の面におきましても、ぜひともICT教育を、先ほどおっしゃっていただきましたように、推し進めていただきたいというふうに思います。例えばこういった川崎市で実績を上げた会社のように、民間事業者と連携して進めるということにつきましての御所見を伺いたいというふうに思います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** ICTの教育と民間企業との連携の可能性につきましては、まずは今、御紹介がございました川崎市を初め、さまざまな情報の収集をして研究を、まずはしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** ぜひとも、よろしく願いいたします。

先ほど川崎の事業者を訪れた際に、障害を持っているといっても、それが必ずしも人生の成功への妨げになるものではないということを感じました。これは極端な例かもしれませんが、過去に偉業をなし遂げた人物、例えばエジソンですとかアインシュタイン、彼らは発達障害であったのではないかと考えられております。要は、たとえそのような傾向性があったとしても、個人個人の特性に合わせたやり方できちんとした学力を身につけ、その力を表に出させることができる、こういった方法を身につけさせてあげることで、一人一人の個性に合わせた活躍、これが十分に可能であるということだというふうに思います。ICTの教育での活用は、もちろん全児童・生徒を対象に積極的に進めてほしいんですけども、それを前提とした上で、特に今までとは別次元での教育効果が特別支援教育の現場で期待できるというふうに思いますので、ぜひとも今後とも将来を見据えた視点をあわせ持ちながら、十二分な取り組みをお願いさせていただきます。

以上で、3点目の質問を終了させていただきます。

次に、4点目、地方公会計の改革について伺わせていただきます。

種々、御答弁をいただきました。当市の取り組みについてなんですけれども、固定資産台帳も28年度までに完了するというので、私ども公明党といたしましても、いち早い固定資産台帳の整備ということを訴えさせていただいておりましたので、大変その御尽力に敬意を表するものでございます。市長答弁でもいただきましたけれども、再度、市のこれまでの取り組みの詳細を確認させていただきたいと思います。あわせまして、この固定資産台帳の整備も今年度中に終了予定ということでございますが、この点につきましても台帳の整備によって、市の資産内容がどのように見える化されていくようになったのか、市の事業への影響について教えていただきたいと思います。

○**財政課長（川口荘一君）** 新地方公会計制度における市の取り組みということでございますけれども、国からは平成29年度末までに統一的な基準による財務書類等の整備が要請されております。現在そこに向けて事務のほうを進めておりますが、まず平成27年度、昨年度におきましては財政課の職員が中心になりますけれども、この新たな公会計に関する研修、また公認会計士や税理士法人が主催する公会計に関するセミナー、そういったものに参加しております。そして、平成28年度におきましては、固定資産台帳の整備ということで、現在

も事務を進めているところでありますけれども、税理士法人と、その整備に当たっての業務支援の委託契約を締結いたしまして、公共下水道に係る資産等を除く市の資産の調査といったものを、関係する課の協力を得て行っております。平成27年度までに取得しました資産等に係る固定資産台帳の整備を現在進めておりまして、平成28年度末、今月末にはその台帳が完成する見込みとなっております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） この市の事業への影響というところにつきましては、どういったお考えをお持ちなのか伺わせていただきたいと思います。

○財政課長（川口荘一君） 次に、市の事業への影響ということでございますけれども、先ほど議員のほうから見える化というようなお話がございましたけれども、現在、市が保有する資産に関しまして、この固定資産台帳を整備することに伴って、老朽化の度合いであったり、特に減価償却といった考え方を導入しますので、その資産価値など、公共施設等の状況が今以上に詳細に把握できる、いわゆる見える化できるというふうに考えております。そして、この固定資産台帳を整備し、またその後には財務書類の作成を行います。そうしたことによって、今後、施設別、事業別の財務書類というものも作成が可能になってまいりますので、そのときには施設の運営であったり、各事業のコストの分析、こういったものを行うことができますので、将来的には公共施設であったり、各事業のマネジメントに活用できるものというふうに考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そういった御答弁を踏まえますと、大変大きな影響があるのかなというふうに感じました。国の方針といたしまして、平成29年度までに統一的な基準による財務書類等が作成されることになっております。これは答弁でも述べていただいたかと思うんですけども、29年度のいつごろまでに作成されるのか、その時期も含めまして、この具体的な内容について詳しく伺いたいと思います。28年度末までに完了する固定資産台帳整備後、29年度までに財務書類が作成されることで、本市として公会計制度の改革は一応の完了を見るというふうになるわけでございますけれども、その後の市の会計処理のあり方はどのように変わっていくのか、この点についても伺いたいと思います。

○財政課長（川口荘一君） 初めに、財務書類の整備のめどということでございますけれども、現時点では平成29年度末に向けておくれることのないよう、事務を進めていきたいというふうに考えております。平成29年度における事務の内容でありますけれども、ここで整備します固定資産台帳の内容を更新しまして、また発生主義・複式簿記の手法に基づきまして、財務書類の作成ということで考えております。また、専門分野に関しましては、やはり税理士法人等による業務の支援を受けたいと考えております。いずれにしましても、財政課を中心に財務書類等の整備を進めていくということで予定しております。

次に、その財務書類の整備に伴う会計処理ということでありますけれども、国の要請では発生主義・複式簿記の手法の導入ということで要請されておりますので、その検討が必要になってくるわけでありまして、現在行っている、いわゆる官庁会計といいますか、現金主義・単式簿記というのは、そのまま継続していきますので、新たなこの公会計に関しましては、現在の会計処理の補完制度ということで、位置づけられるものかというふうに認識しております。市におきましては、今後、2つの会計処理の方法を行う必要が生じてくるものと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 補完ということなんですけれども、そうしますと確認なんですけど、今やっつらっしゃ

る会計のやり方も進めながら、その新しい会計のやり方、複式簿記・発生主義、これはどういった形でかわってくるのか、その点について簡明に教えていただければと思うんですが。

○**財政課長（川口荘一君）** 現在の会計処理は、このまま継続されることになりまして、複式簿記・発生主義ですけれども、まず考え方を現在の会計処理に加えていくということです。現在の会計処理ですが、特に資産に関する部分での情報が欠如してるというふうに言われておりますので、そういった部分の見える化ということで、この新たな手法の導入ということで考えられてるところでございます。

以上です。

○**16番（佐竹康彦君）** そうしますと、当面、東大和市は総務省の方式で、今までの単式簿記・現金主義での会計処理を行いつつ、整備されました固定資産台帳の情報も反映しながら、一括して複式簿記・発生主義に基づいて財務諸表の作成を行っていく、こういった理解でよろしいのでしょうか。

○**財政課長（川口荘一君）** 議員さんがおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○**16番（佐竹康彦君）** 次に、複式簿記・発生主義の会計処理につきましては、現在の単式簿記・現金主義の会計処理手法とかなり相違があるんじゃないかというふうに捉えております。この会計制度の大きな変革によりまして、市の職員の方の業務内容がどのように変化し、どのように施策に影響を与えるのか、この詳細について伺いたいと思います。

○**財政課長（川口荘一君）** 初めに、職員の業務内容の変化ということでございますけれども、まず繰り返になりますけれども、現在、現金主義・単式簿記の会計処理でございますので、新たに発生主義・複式簿記の会計処理に係るスキル、そういったものが職員に求められるところでございます。また、将来的には先ほど申し上げたとおり、施設別、事業別のコスト情報を明らかにするというところでございますので、各施設を所管するような課においては、その施設別のコスト情報の説明、そういったものができるようなスキルが求められてくるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** そういった業務の内容の変化に伴いまして、施策がどのように影響されるのか。この点について、現段階での考え方で結構でございますので、お話、伺わせていただきたいと思います。

○**財政課長（川口荘一君）** 施策への影響ということでございますけれども、現在取り組みを進めてるところでございますので、考えられることといたしまして、まずは市におきましては大きな事務負担、人件費等の大きな負担があるということと、あとは複式処理に伴う経費負担ですね、財務会計システムの改修経費等が生じてくるというふうに見込まれますので、これらの対応が必要になってまいります。その先には、公共施設等のマネジメントであったり、事務事業の評価に活用ということで想定がされますので、そこに向けて職員のスキルをどのように向上させていくのかということ、今後も市としては取り組みが必要になってくると考えております。

以上です。

○**16番（佐竹康彦君）** このスキルの向上ということにつきましては、大変重要だというふうに思います。私も地方公会計制度の改革に関します講習会等にも参加させていただいて、やっぱり1回聞いただけじゃわからないですね。それをどう活用して、これは議会側、我々の自身の問題でもあるんですけども、そういった書類を活用してどのように市の事業を評価させていただくことができるのか、この点につきましても、一議員とし

まして、これは相当スキルを身につけなきゃいけないというふうなところが実感でございます。

習志野市の会計管理者、宮澤正泰氏が、次のようなことをある記事で述べておりました。総務省の今後の新地方公会計の推進に関する研究会中間取りまとめで、今後の実務上の課題と対応の方向性として、地方公会計の推進に貢献する人材の育成教育が挙げられていると。具体的には説明責任の履行や行財政の効率化、適正化につながる適切な財務書類を作成するため、さらには財務書類を分析してマネジメントに活用するためには、人材育成が重要であり、継続的な教育が必要であるということである。また、複式簿記の知識、ノウハウを有する職員が育成されることにより、地方公営企業を含めた自治体内部の会計処理体制の充実、強化を図ることが可能になる。このように、公会計改革を推進するための人材が必要であることは疑いの余地がないことだと。自治体会計の最前線で仕事をされておられます宮澤氏の発言、確かにそのとおりだというふうに思いますし、市長を初めといたしまして当市の理事者の皆様も、これは大きくうなずいていただける部分だというふうに思います。これまでと違って、複式簿記・発生主義は先進的な取り組みをしている町田市のように、現場の職員が日々仕分けなど新しいやり方で毎日の業務をこなしていかなければなりません。そこで、今後この新しい会計方法について、職員のスキルアップを図ることは制度をよりよく生かしていくために必要だと思います。人材の発掘、育成、教育に関して、今後の予定を具体的にお聞かせいただければと思います。あわせて職員で補えない困難な処理のカバーにつきましては、公認会計士と専門家の雇用や委託なども考えているのか、この点について伺います。

○財政課長（川口荘一君） 人材の発掘、育成、教育、また専門家の雇用等に関してでありますけれども、現時点ではそれぞれに対する具体的な予定はございません。現在、平成29年度末に向けて財務書類の整備を進めておりますが、将来的にはその活用方法等を検討する中で、今お話があった課題等に対しては、全庁的な対応が必要になってくるということでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そうしますと、専門家の雇用や委託というのも、今現段階では考えてないということでしょうか。

○財政課長（川口荘一君） 現時点で、将来的な部分では考えてございません。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） それから、もう1点、先ほど日々の会計は今後も、29年度以降も現在の単式・現金主義、これでいくということでございます。それ一括して、財務書類をつくるというようなお話でございましたけれども、特に日々仕分けということに関しましては、当面、決算時一括して仕分けるというお考えなのかというふうに受け取らせていただきました。そうせざるを得ない理由を、ぜひとも教えていただきたいということと、あわせて私ども公明党といたしましては、一括ではなく、大変かもしれませんが、東京都方式をとっております町田市のように、日々仕分けによって業務を進めることが、今後のマネジメントですとか公共施設の管理のあり方に関連しても、理想的だというふうに思うんですけども、どのような認識を現状市としてはお持ちなのか、この点について伺います。

○財政課長（川口荘一君） 日々仕分けに関する認識ということでございますけれども、まず日々仕分けに関するメリット・デメリットといったものがございます。

まずメリットに関しては、財務書類等がより正確、かつ早期に作成可能になってくるということでございます。それに伴って、市民の皆様への公表も早期になるということですね。そして、さらにその先の分析も早期

に行えるということでございます。

一方で、デメリットでございますけれども、先ほども少しお話しいたしましたけれども、日々仕分けに対応するためのシステム更新等が必要になる。導入コストがかなりかかってくるということと、あとは複式簿記に精通する職員の育成であったり、日々会計処理を行うために全職員の事務負担が増加する。こういったデメリットがございますので、複式簿記の導入に関しましては、日々仕分けによる処理を行うことが望ましいという部分はございますけれども、現時点では事務負担であったり、経費負担を考慮いたしまして、期末一括によって財政課のほうで財務書類の整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 市のお考えは承りました。

もう一つ、情報発信ということなのですが、公明党としては市民に対してわかりやすい形での市民への市財政情報の提供をこれまでも求めてまいりました。今回の制度改正によりまして、わかりやすい財政白書、市の課題を市民が認識しやすくなる財政情報、ビジュアル資料の提供などによって、視覚的にもわかりやすい情報提供などができるのか、伺いたいというふうに思います。市民の市政に対する信頼を築いていくためには、正確でわかりやすい財務情報の提供は必要であろうというふうに考えております。この点について、私どもは会計制度の改革も大いに反映した形で、今後も取り組みを強めていただきたいというふうに考えるんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○財政課長（川口荘一君） わかりやすい情報提供ということでございますけれども、新たな財政情報が今後、提供可能になってまいります。内容としては、公共施設等のコスト情報ですね、減価償却といったものを含めたコストの情報を新たに提供できるということです。視覚的にという点ではございますけれども、まず他市比較も統一的な基準になりますので、その点も今以上に可能になってくるということと、経年比較をすることによって、市民の皆様によりわかりやすく新たな財政情報の提供が可能になってくると考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも、この点についてもお取り組みを強めていただければなというふうに思います。当面、2つの会計制度を並行して使用しながら、財務の管理をしていくということでございますけれども、私どもといたしましては中長期的には、やはり東京都の方式、現在、町田でやられているような方式がいいのかなというふうに考えておりますので、当面、人員の面ですとか、費用の面とかさまざまあるかというふうに思いますけれども、中長期的視点に立った場合に、ぜひともそういったもう一段階違ったステージで会計処理が行えるような形で、ぜひとも進めていただきたいということを要望させていただきまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、5点目のエコポイント制度でございます。

このエコポイント制度につきましては、御答弁で現在検討を行っていないということでございます。ポイント制度、どのようなものであるかについては認識をされておられると思いますけれども、検討を行っていない理由が何なのか、実施に向けてのハードルが高いのか、また施策効果が薄いと判断しているのか、こういった未検討の理由の詳細を伺いたいと思います。

○環境課長（関田孝志君） 状況としましては、26市、調査したところ実施している市がないという状況で、事例がない状況でございます。また、地方での事例を見ても、全てがその地域に合った形のオリジナルでございます。それを、そのまま持ってくるというのなかなか難しいと。新たに制度を構築して、さらには

継続していくというところが難しいかと思われまます。それを踏まえて、現在検討には至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうは言いながら、久留米市の事例を見ますと、こういった事業も一つ、市の環境施策の一つとして進めることも、大変意義のあることではないかなというふうに思っております。この第二次東大和市環境基本計画案にも、市民や事業者の環境配慮の取り組みが詳細に記されております。市として、こうした取り組みを市民へ啓発活動を通して行ってもらおうというふうにしておられますけれども、こうした取り組みをエコポイント制度に取り込んで形づくるということも可能だというふうに考えるんですけども、この点についての市の御認識を伺います。

○環境課長（関田孝志君） 環境基本計画のほうには、日常生活や事業活動の中で、自主的に環境に配慮した取り組み、これを推進し、また定着させるということはとても重要なことだというふうには考えてございます。そのためには、今後、環境に配慮すべき自主的な行動について、第二次東大和市環境基本計画から抜き出し、リーフレットなどを作成し、環境市民の集いや環境講座の際に広報し、今より積極的に推進していきたいと考えてございます。また、エコポイントにつきましては、今後、研究が必要ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 次に、他市の事例のことについてなんですけども、御答弁では商店等での割引サービスを受けたり、ごみの有料袋への交換などが示されました。特にこのごみの有料袋と交換という事例につきましては、当市がエコポイント制度を始めるとすれば、市民に対する動機づけとして非常に大きい効果があるんじゃないだろうかというふうに考えます。私も、他の自治体の事例を調べてみたんですが、角田市では市指定ごみ袋とポイントの交換可能、能美市では指定ごみ袋や循環バスの回数券などとの交換が可能、豊田市でも同様の取り組みが行われておられます。先ほども述べましたけれども、基本計画の第6章に記載されております市民の取り組みのまずはここから等を取り組み項目として、取り組んだ市民へエコポイントを付与し、指定ごみ袋との交換など考えてみてはどうかと思うんですが、この点についての御認識を伺います。

○環境部長（田口茂夫君） 今御提案のございましたごみ袋へのということで、交換ということでございますが、エコポイントにつきましては有価物と交換をするということになりますと、ポイントの付与に当たりまして、第三者から見てわかるような公平性ですとか明確性が必要だというふうには考えます。また、そういったことを考えますと、市が主催しますボランティア活動への参加ですとか講演会の参加、また事業者の皆様方の御協力なども必要になるのかなというふうには思っております。また、現在、市の指定ごみ袋につきましては、手数料という形で条例規定をさせていただいております。そういったことを考えますと、制度設計、なかなか難しいのかなというふうなところでは考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ごみの有料袋との交換、制度設計で難しいというようなお話でございました。そうしますと、例えばごみ収集可能といった表示のシールを作成しまして、このエコポイントとシールを交換して、ごみ出しの際に普通の袋にそのシールを張れば収集してもらえます。こういったようなサービスというのは考えられないのか、この点について伺います。

○環境部長（田口茂夫君） また、今議員のほうからお話ししましたシールの関係でございますけども、交換の

一つとしての御提案としましては、関係機関との調整が必要とはなりますけども、一つの考え方としてはあり得るかなというふうには考えます。しかしながら、九州におきます、広域的に、九州全域ですね、こういったエコポイントというふうな行動もございます。また、何のためのエコポイントをするかということになりますと、基本的には二酸化炭素排出量の削減、また地球温暖化の防止のためというところで、市民の方々、一人一人の積み上げということではありますけども、単独1市でやることのほうがいいのか、また先ほどお話ししました九州全域のような広域的でやるほうがいいのか、そういったところのさまざまな問題等も考えられると思います。そういったところから、制度設計も含めて他の自治体等の調整も含めて、研究はしてみたいというふうに考えてございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） さまざま難しい事情があるかと思いますが、今研究というふうなお話もございましたように、ぜひとも前向きな形で御研究を続けていただいて、実現できるように御努力いただければというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中間建二君

○議長（関田正民君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

[18番 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従いまして、平成29年第1回定例会における一般質問を行います。

初めに、東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について伺います。

地方創生における東大和市の地方版総合戦略の策定につきましては、平成27年第1回定例会及び第2回定例会において取り上げさせていただき、人口減少社会を勝ち抜くために住み続けたいまち、住んでみたいまちナンバーワンと言われるような、夢と希望あふれる地方創生のまちづくりを訴えさせていただきました。その後、取りまとめられました東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、当市が目指す日本一子育てしやすいまちを推進していくための契機と位置づけて、今後5カ年の間に取り組む具体的な目標や施策が示されております。この総合戦略に基づいて、着実な取り組みの推進を図る観点から、以下の点についてお尋ねをいたします。

①として、基本目標に掲げている以下の具体的取り組みについて。

アとして、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。

イとして、仕事をつくり、安心して働ける環境をつくる。

ウとして、東大和市のサポーターをつくり、育てる。

エとして、人とのつながりを大切にしながら元気に安心して暮らせる。

これらの項目につきましての現状認識と、今後の事業展開の見通しについてお尋ねをいたします。

②として、これまでの地方創生に関連する交付金の活用状況と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

③として、基本目標に設定した成果目標や各施策に設定した実施目標達成に向けて、どのような進捗管理を行っていくのかお尋ねをいたします。

次に、まちの魅力を発信するための地域ブランドの創出について伺います。

先ほどお尋ねした当市の総合戦略の中でも、シティプロモーションや地域ブランドの創出について、基本方針や施策の方向性が示されております。長期的に住み続けたいまち、住んでみたいまちとしての当市のまちの魅力を創出していくためには、東大和市としての地域ブランドの確立やイメージ戦略に取り組んでいかれることを大いに期待をしております。

そこで、①として、シティプロモーションについて、どのような取り組みを検討しているのかお尋ねいたします。

②として、「住んでみたいまち」としての地域ブランドの創出や魅力の向上と情報発信に、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

次に、東京狭山茶を活用した健康づくりと産業振興について伺います。

当市の貴重な特産品として、東京狭山茶があります。一方、市の内外に対して東京狭山茶が当市の特産品であるとの認識については、まだまだ広がっていないものと思います。市民生活において、地元の特産品である東京狭山茶を市民の皆様にも積極的に飲んでいただき、健康づくりと産業振興につなげていくとの観点から、以下の点についてお尋ねいたします。

①として、日本茶を飲むことによる健康効果についての認識についてお尋ねをいたします。

②として、地元の特産品である東京狭山茶の地産地消を進めることで、産業振興と市民の健康づくりを進める施策を検討すべきでないかと考えますが、御所見を伺います。

最後に、都市計画道路3・4・17号線（桜街道）の整備について伺います。

東大和市駅北側を東西に走る都市計画道路3・4・17号線につきましては、市内でも最も交通量が多く、渋滞も激しい道路となっております。この道路整備につきましては、過去の一般質問でも早期の事業着工を求めてまいりました。昨年秋に取りまとめられました実施計画におきまして、ようやく事業化に着手するよう位置づけられたことから、以下の点についてお尋ねをいたします。

①として、今後の整備内容やスケジュールはどのようなものかお尋ねいたします。

②として、交通渋滞の緩和や安全対策をどのように図っていくのかお尋ねをいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

[18番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みの現状と今後の事業展開の見通しについてであります。平成27年度に総合戦略を策定し、将来的な人口減少を抑制するために、4つの基本目標を定め、その基本目標のもとに施策や事業を推進しているところであります。特に基本目標の若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるに関する取り組みにつきましては、日本一子育てしやすいまちを目指して、子ども・子育て支援施策を重点施策としまして事業を実施しているところであります。その結果、平成28年4

月時点の待機児童は7人になり、平成27年の合計特殊出生率は1.67と多摩26市で第1位になりました。また、これまでの取り組みについて、民間機関の共働き世帯にとって、子育てしやすいまちの調査におきまして、平成27年度は都内で第5位、平成28年度は全国主要都市と都内を含めて第4位となり、子育てしやすいまちという評価を得ているところであります。今後の事業展開についてであります、少子高齢化が進展する中で、将来にわたって持続するまちであり続けるためには、総合戦略の施策を着実に実施するとともに、待機児童対策や民間学童保育所の施設整備などにより学童保育の充実など、引き続き日本一子育てしやすいまちを目指して、子ども・子育て支援施策を推進してまいります。また、未婚者の出会いの機会の創出を図るための結婚支援事業や、市の魅力を発信するためのシティプロモーションの取り組み等も実施してまいりたいと考えております。

次に、交付金の活用状況と今後の見通しについてであります、平成28年度には国の平成27年度の補正予算で創設されました地方創生加速化交付金を活用しまして、トレジャーハンティング事業を行っております。平成29年度にはまち・ひと・しごと総合戦略の取り組みとしまして、結婚支援事業やシティプロモーションの取り組み等を実施してまいります、その財源確保のため地方創生推進交付金の活用が図れるよう手続を進めてまいります。

次に、成果目標等の達成に向けた進捗管理についてであります、施策や事業の実施状況につきましては、外部有識者等で構成されますまち・ひと・しごと創生会議に報告をし、点検、評価を実施する中で進捗管理を行ってまいります。

次に、シティプロモーションの取り組みについてであります、現在、定住人口の増加を目指しましたブランドプロモーションの指針の策定を進めているところであります。この指針では、市の魅力を情報発信することで、市外からの転入の促進を図るとともに、市民の皆様に市や地域への愛着を持っていただき、転出の抑制を図ろうとしているものであります。

次に、地域ブランドの創出等の取り組みについてであります、東大和市の魅力は通勤、通学の利便性や買い物など日常生活の利便性ととも、緑が豊かで優良な住環境を有していることです。また、子ども・子育て支援施策の充実により、子育てしやすいまちとしての魅力を備え、子育て世帯を初めとして幅広い世代にとって住み心地のよい定住に適したまちと言えます。これらの住宅都市としての魅力を生かして、市全体のイメージを向上させるようなブランド化を図り、情報発信をしていくとともに、個別の特徴や強みを磨き上げて、東大和市を関してPRすることにより、当市の認知度を向上させる取り組みを進めたいと考えております。その上で、若い世代を対象に住んでみたいと思っただけのような情報発信をして、転入の促進を目指してまいりたいと考えております。

次に、日本茶を飲むことによる健康効果についてであります、日本茶にはカテキンなど健康によい影響を与える成分が含まれており、適切に摂取することで健康な体づくりに一定の効果があるものと認識しております。

次に、東京狭山茶の地産地消の推進による産業振興と健康づくりについてであります、東京狭山茶は静岡茶、宇治茶と並んで日本3大茶と呼ばれる狭山茶のブランドであります。市内で生産されます東京狭山茶の味のよさを広め、地域における消費をふやすことは産業振興を進める上で重要であると考えております。また、日本茶など健康によい機能性成分を含む食品の適切な摂取は、健康な体づくりに一定の効果があるものと認識しております。市の特産品である東京狭山茶の産業振興と健康づくりへの活用は、生産者や販売者を初め関係

機関等との連携、協力が必要であると考えております。

次に、都市計画道路3・4・17号、桜街道線の整備スケジュールについてであります。平成29年度に用地測量を行い、延長約570メートルの区間について、平成30年度中の事業認可取得を目指してまいりたいと考えております。事業認可取得後におきましては、順次、用地買収及び道路築造に着手してまいります。

次に、交通渋滞の緩和や安全対策についてであります。今後、実施することになります基本設計や実施設計の際、交通管理者であります東大和警察署との協議により、道路の線形や交通安全対策等を検討してまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○18番（中間建二君） それでは、答弁、ありがとうございました。順次、再質問させていただきます。

まず、東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況についてでありますけれども、私の手元にこの総合戦略冊子を持っております。決してボリュームのある書類ではありませんけれども、しかしこの平成27年度から31年度までの5カ年に集中して当市が取り組んでいきます基本目標等が定められておまして、それらを実行し達成するための計画となっているわけでございます。当市の当面する課題について、広く網羅されておまして、大変によく練られた計画であるというふうに認識をしております。これまでの地方自治は、まさに右に倣えで、ほかの自治体が行っていることにつかずに離れず、横並びで進んでいくことが評価されてきたような時代もあったかと思えますけれども、このたびの地方創生の取り組みは、これまでのような横並びではなく、まさにそれぞれの地方自治体の創意工夫によって、地域の特性や人材を見出し、将来にわたってまちの魅力を創出をしていく、そういう地域の活性化を図っていくという取り組みでありまして、そのような地方創生の趣旨に十分に定める計画であるというふうに認識をしておりますけれども、まずこの東大和市の総合戦略に対する市の認識について伺いたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 地方創生の取り組みでございますけれども、まず国のほうは平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法という法律を制定しまして、人口減少の抑制を図ると、そして日本社会を維持するというようなことで法律が施行されております。その中で、市の取り組みの中で、地方創生という形で人口ビジョンと地方版総合戦略を策定するということが規定されております。それが平成27年度中に策定が求められてたということになっております。あわせて、そのとき平成27年度になりますけれども、東大和市におきましても、東大和市が活力あるまちであり続けるためにということで、新たに日本一子育てしやすいまちを目指した形で、子育て支援施策を充実していくというような大きな方針が示されました。ちょうどその市の取り組みと、この総合戦略の地方版総合戦略策定ですね、その取り組みがちょうど一致したような状況になっております。ですので、東大和市が今後どういう市に向かっていくかということ、この総合戦略の中に入れていただいたというようなことで考えています。その結果、取り組みの基本目標の1番に、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとありますけれども、国の並びでは基本目標、もっと下のほうにあるんですけど、当市では一番上に持ってきてまして、さらに出生率の向上の取り組みの関係もありますので、日本一子育てしやすいまちを目指してということで、市の方針も明確にした形で、この総合戦略をつくらさしていただいております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 東大和市が平成27年に方向を示した日本一子育てしやすいまち、この大きな市長の掲

げた方針、方向に向かって、この総合戦略がしっかりと位置づけられたというふうに受けとめております。この壇上で伺いました4つの基本目標についてのそれぞれの成果目標等を達成するための取り組みについて伺いをしたわけでありますけれども、まず市長の答弁では、アとして伺いました若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、この点については日本一子育てしやすいまちを目指しての子ども・子育て支援施策を推進するという答弁の中で、合計特殊出生率が平成27年度、1.67ということで、多摩26市、1位、これは1位なんですけれども、比較するとこれ断トツの1位ですね。第2位、第3位とはもう比べものにならないということはないんですけれども、圧倒的な出生率の改善が図られ、また計画の中では平成31年度の目標を1.60としてるわけなんですけれども、既にこの27年度の数値で、この目標を結果としては達成をしていると、こういうような大きな成果になっているわけなんですけれども、これらの要因についてはどういうふうに分析をされてるのか、伺いたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 合計特殊出生率が1.67ということで、私どもが総合戦略で掲げてました数値が、今、中間議員がおっしゃるように、目標値として平成31年度で1.60というところで、その部分だけを見れば平成27年のこの1.67ということで、数値についてはクリアしたかなというところはありますが、ただ先ほどもお話がありましたように、この総合戦略につきましては、当然、平成31年度までというところで、私どもの考えでは、その後も当然、この総合戦略は引き続き戦略としては対応して、新たな戦略、見直し等も含めまして立てた中で、地道に総合戦略を立てた中で実施、実行していくというふうに思っておりますので、この時点で全てがクリアしたというふうには思っておりません。

そこで、今のその理由でございますけれども、やはり年度の違いはあるかもしれませんが、ここ数年、東大和市として「日本一子育てしやすいまちづくり」という市長の政策を重点事業ということで掲げた中で、少しずつではありますが、新たな事業、あるいは今までの事業を、またレベルアップしたものを取り入れてきました。それと、東大和区域の中で、やはり大型のマンションであったり、地区によっては宅地の開発があったりということで、そういうふうな効果もありまして、平成27年はこのような立派な数値が出たというふうに理解してございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この27年度の数値で大変に大きな成果も出てるわけですが、例えばこの平成29年度、さらに保育園の定員拡大、また保育コンシェルジュの拡大等も方針、方向が示されておりますし、居宅訪問型保育など、多様な保育サービスにも取り組んでいくということになっております。また、この総合戦略に基づいたさまざまな施策も、当然、今部長、御答弁いただいたように、これからさらに加速させていくものもあるわけございまして、31年度までの目標は1.60でございますけれども、さらにこれを伸ばしていく、国のほうは長期的には1.80という数字も、目標数値も出ておりますが、このあたりの考え方についてはどのような考え方で整理をされているのか伺いたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 合計特殊出生率でございますけれども、今1.67ということで、平成31年度の1.6をもう超えたということでございます。今部長からも話がありましたように、継続的にこの取り組みは進めていくつもりでございます。この人口ビジョンを、総合戦略をつくるに当たりまして、東大和市におきましては1.8まで、もっと、さらに長期的には国と同様に1.8まで目指したいと思っておりますので、引き続き国と足並みをそろえる形で子育て支援施策につきまして、またまちづくりににつきまして対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） このアの若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるの項目の取り組みのところで、もう一つ、成果目標として具体的に上がっております内容として、授業内容がよくわかる児童・生徒の割合を小学生84.8から90%、中学生70.9%から80%に引き上げる、このような目標設定がなされております。このためのティームティーチャー等の配置等も、既にこの地方創生の取り組みの中でもなされているわけですが、これを達成していくために、個々の教員の授業力の向上ですとか、またチーム学校としての学校全体の学力向上に対する意識の向上、このような取り組みも当然図っていく必要があるかと考えておりますけれども、この成果目標を達成するための取り組みの状況等について、お尋ねしたいと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） この目標値に近づくために、一人一人の児童・生徒の学力を上げていく、そのために教員の授業力を上げていくということも、今議員のほうからもありましたように、その取り組みを進めておるところでございます。実際に具体的には、その学力向上のためには、今お話がありましたティームティーチャー等、人的な配置をすることが、今行っているところでございますけれども、成果といたしまして、実際に平成27年度の東京都の調査なのですけれども、1年間の中でもかなりその成果というのが出ておりました、東京都の調査は7月に行っておりますが、小学校では基礎的な問題の部分ですけれども、東大和市で58.1%でありましたものが、類似の問題で、同じような問題で3学期に実施をいたしましたところ、65.8%と年度の中でも7.7%、小学校はそのポイントが上がっております。中学校におきましても、53.4%から55.7%、微増ではありますが2.3%の増ということで、その学力向上についても人的配置を行いながら高めて、よりその目標値に近づけるというような努力をしているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この27年度のティームティーチャーの配置の中だけでも、そのような数値が出てきているということで、当然この総合戦略に基づいた取り組みですので、31年度までの目標として取り組んでいかれるかと思っておりますけれども、かねてから教育委員会において学力向上は一貫して目標を掲げて取り組んでおられますので、そのような取り組みが成果を得、またこの後も31年度に向かって、さらに取り組みをこの点についても加速化させていただければありがたいというふうに思っております。

続いて、このイで聞いております基本目標2、仕事をつくり、安心して働ける環境をつくるというところの分野であります。この点については市長の御答弁はいただいておりますけれども、現状、総括的にどのような現状分析をされていらっしゃるか、この点について伺いたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 基本目標の仕事をつくり、安心して働ける環境づくりでございますけれども、こちら創業支援などが対象になってるかと思っておりますけれども、中小企業大学校や商工会と連携しました創業支援を行ったり、実際に創業者も27年度は4人ですか、創業しておりますので、当初、目標は3人だったんですけども、それを上回る成果が出ているということです。また、ハローワークと連携しました就職面接会だったり、子育て中の方を対象としました出張就職相談会なども実施しております。幅広く仕事を見つけるための取り組みなども進めているところでございます。引き続きこういう、今後も安心して働けるような環境づくりということは、この総合戦略でも目指しておりますので、取り組みを市内で一緒にやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） では、どんどんいきまして、次のウの東大和市のサポーターをつくり、育てるのここ

ろであります。この分野については、今回、後ほど別項目で地域ブランドの創出やシティプロモーションの取り組みを伺っておりますので、そこで確認させていただきたいと思っております。

続いて、エとして聞いております基本目標4、人とのつながりを大切にしながら元気に安心して暮らせる。この分野については、現状認識、また今後の事業展開等の見通しについてお尋ねしたいと思っております。

○企画財政部参事（田代雄己君） こちらの分野におきましては、地域で生き生きと暮らせるようなまちづくり、地域づくりということが大きな目標になっております。例えば市の事業としましては、元気ゆうゆう体操を普及したり、介護予防リーダーの皆様に御協力いただいたり、あるいは観光ボランティア、文化財ボランティアの方のように、地域でそういう活躍をしていただく方と一緒に活動したり、そういう取り組みを進めているところでございます。こういうような取り組みが進みまして、健康寿命の延伸等につながっていくのが一番望ましいと思っておりますので、そういう取り組みも引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この分野では、健康寿命の延伸を図っていくということが一番大きな成果指標になるかと思っておりますけれども、これは当然、すぐに成果が確認できるというものでもないかと思っておりますけれども、この分野についても、今年度、29年度、新たな元気ゆうゆうポイントや、またウォーキング事業等、健康づくり施策についても、29年度、取り組んでいかれるという方針がもう既に示されておりますので、この点についても31年に向かって着実に実行していただけるものというふうに受けとめております。

まず、この総合戦略に基づいた4つの施策について、おおむね良好に、また目標を上回る成果も確認ができています分野もあるということで、着実に前に進んでいくというふうに受けとめさせていただいております。

続いて、②の地方創生に関連する交付金の活用状況と今後の見通しについてでございますが、まず市長答弁では地方創生加速化交付金を活用したトレジャーハンティング、これは現在も今、行われている真っ最中でありまして、この事業についてはどのような目的や、また効果を期待しての事業なのか。また、先日、行われましたオープニングイベントにも参加させていただきましたけれども、ある意味では行政が行う事業としては大変に斬新で、今までにない発想で取り組まれているものというふうに受けとめておりますけれども、企画立案等についてはどのような観点で取り組んでこられたのか、この点についてお尋ねしたいと思っております。

○市民部長（関田新一君） トレジャーハンティングの目的、企画、また立案等についてということでございます。

今回、トレジャーハンティングにつきましては、今御質問者からもございましたとおり、初めての試みというところが大変多いような事業になってございます。そのような中で、今回は7つの事件を解きながら、市内を巡回をするということを目的といたしまして、市の観光資源でもございます多摩湖、豊鹿島神社、旧日立航空機の変電所、また東大和の郷土美術園、この4点を中心にいたしまして、そのほか市内に点在をいたします東大和市モニュメント、これ等をスポットを当てまして、謎を解きながら市内を巡回をするということで、企画をしたものでございます。市の歴史ですとか文化、また自然等を学ぶことによりまして、市への愛着を醸成するという、また謎解きのヒントを市内の商店街等に掲示することによりまして、商店への来訪者をふやすということを目的に、実施をしているということでございます。大変今の時点でも好評でございまして、多くの方が取り組んでいるという情報は聞いているところでございます。

また、事業効果でございますけれども、市民は地元に対する誇りを再発見をするということ、また定住を促すとともに、市外からの交流人口の増加に結びつけるということの効果として狙っているところでございます。

また、集客、交流人口が増加することによりまして、地域の活性化、このようなことが促進できればということ考えているところでございます。

また、今までと違ったやり方等ございまして、今までの事業に参加した方が、またこの事業にもということで、リピーターというんでしょうか、そういうことを狙ってやっているということもございまして。

企画立案でございますけれども、今回は謎の手帳というのを基本にいたしましたので、これをまずどのような形でつくっていかうかということで、考えたところでございます。また、今回、実施するに当たっては、1回だけの事業で終わらせるというのは大変もったいないということから、まずイベントということをして、本企画に至るまでの情報収集をそこでしたということ、それから本企画に至りましては、先ほどお話がございましたとおり、初日、2日目のオープニングイベントということで、さらに事業の効果の周知を狙ったというふうな形で、今回は実施したというところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今回のトレジャーハンティング、非常に意欲的な取り組みとして評価をしております。謎解きを通して地域の自然や文化を広く市民に認識していただく、周知していく、すごく工夫もありますし、また一方で、この評価は分かれるかもわかりませんが、また一方で東大和市が意欲的にまちづくり、また市民参加というものに取り組もうとしている、そういう姿勢を私は感じることができました。

もう一つ、これからの創生交付金の活用については、今年度、29年度に新たに組み込む結婚支援事業やシティプロモーションに、この地方創生の推進交付金を活用していくということで御説明がありました。この地方創生推進交付金なんですけど、今後この国への申請等どのような手順で行っていくことになるのか。また、この多摩地域を含めまして、もう既に全国の多くの自治体では地域再生法に基づく複数年の地域再生計画を策定をして、地方創生推進交付金を活用する取り組みが進んでいるわけでありまして、この地域再生計画の策定とあわせて、この交付金の活用が今、東大和市の中では具体的にどのような検討がなされている状況なのか、この点についてお尋ねいたします。

○企画財政部参事（田代雄己君） 国のほうでは、地方創生の関係で交付金をこれまで交付してきました。ただ、この地方創生推進交付金につきましては、その前提が地域再生計画をつくるということになっております。その関係もありまして、まず地域再生計画をつくって、それで認められて、その後に地方創生の推進交付金の申請をするというような流れになることとなります。ただ、地方再生計画が認められたとしても、地方創生推進交付金が認められるかどうかは一致してないと。それぞれで審査を受けるというようなことを聞いているところであります。今、国から地方創生推進交付金のスケジュールが示されてるわけですけども、それが3月に交付金の申請と受け付け、申請をするというようなことで、国の資料からはそのような形になっております。ただ、今の段階で国から具体的な手続の案内は来てないというところになっておりますので、今その動向を待っているようなところでございます。ですので、今後この地方創生推進交付金を活用するためには、地域再生計画をつくって、それで長期的なまちづくりですかね、そのようなものも踏まえた形で、それを提案し、その後、この交付金も詰めていくというような形になるというふうに思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この後に伺いますシティプロモーションも、当然、ぜひ東大和市中で進めていただきたいと思っておりますし、また結婚支援事業についても同様に取り組んでいただきたいと思っておりますし、また成果も期待をしているところでございますが、一方でこの地域再生計画に基づく地方創生推進交付金の活用

なんですけれども、他市の先行している自治体の例を見ますと、この地域再生計画をどういうふうに描いていくのかということが当然大事になってくるわけで、例えば当市では日本一子育てしやすいまちとして、先行して大きな目標、一番にそれを持ってきた中で、この地域再生計画との兼ね合いですね、例えば日本一子育てしやすいまちを目指す中で、地域再生計画をどのように位置づけていくのか、またその延長として、その中で今、市が考えている結婚支援事業とかシティプロモーションにどのように結びつけていくのかというのが、ちょっと今の現状のシティプロモーション、結婚支援事業だけでは、ちょっと地域再生計画そのものがどのような絵を描いていくのかというのが、見えづらいなというふうに受けとめているんですけども、この点については今どのような検討がなされているんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 詳細な内容につきましては、今後、詰めていく必要があるかなというふうに思っておりますけれども、東大和市の方向性としましては、まずこの人口減少の抑制というところが大きな目標になってるかと思います。その関係で、この総合戦略もつくり上げておりますし、「日本一子育てしやすいまちづくり」も中心の施策として据えてるものだと思っております。また、今後、進めてまいりますシティプロモーションの取り組みですけれども、こちらも定住人口の増加と言っておりますけれども、転入の促進と転出の抑制という取り組みを実現するために、そのシティプロモーションという取り組みを活用してまいりたいと思っております。ですので、向かっている方向性は同じだと思っておりますので、そこを包含する形で地域再生計画をつくりつつ、今度は交付金のお話になりますので、その中の個別の取り組みとして、その事業に充当できるような、そういう組み立ての仕方ができるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 日本一子育てしやすいまち、子育て支援施策の充実も、今御答弁いただきましたような人口減少や、また長期的には定住人口をふやしていくということに当然つながっていくわけですので、その点については理解をいたしておりますし、また当然この結婚支援、シティプロモーション、進めていただきたいわけでございます。

また、一方で、ここで申し上げておきたいのは、当然担当の方は御存じかと思っておりますけれども、この地方創生推進交付金、平成29年度から市区町村に対する交付金の上限を1億円から2億円に引き上げることとなっております。また、施設整備費等のハード事業への使い勝手もよいものになっているというふうに伺っております。これは地方自治体の現場のさまざまな要望やニーズを踏まえて、国においては私ども公明党が強く主張をして制度改善を進めてきたものでありまして、当然当市においても積極的な活用の検討を進めていただきたいと考えております。

公明党としては、一貫してこの地方創生における取り組みとして、出産から子育てまでの一体的にワンストップでサービスを行っていく子育て世代、包括支援センターの設置を求めてまいりました。また、そういう中で、今、東大和市の中でもみり福祉園の跡地を活用したやまとあけぼの学園の移転、発達支援センター等に合わせた総合的な子育て支援の拠点整備の可能性についても、今検討されてるということも今議会の中で述べられてるところであります。地域再生計画に基づくことは当然でありますけれども、ハード面の整備においても、この地方創生推進交付金は活用できるわけでありまして、この点についても十分に検討を重ねていただいて、活用できる交付金については幅広く取り入れていくことが、当然市の計画にも資するものであるかというふうに考えておりますけれども、この点について検討された内容等がありましたら御答弁をいただきたいと思っております。

○企画財政部参事（田代雄己君） 地方創生推進交付金になりますと、29年度の弾力化案ということで、国からここで示されてるところでございます。それは複数年度計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が、原則としておおむね2分の1未満であると、ソフト事業全体に対して2分の1までのハード事業を認めますというようなことで示されているところでございます。ですので、この地方創生に当たった取り組みですね、全体のソフト事業を含めた形で推進する中で、ソフト事業になりますけれども、その半分がそれに合致するようなハード事業であれば認められるというようなことになっております。

ただ、また別の交付金としまして、28年度に限りまして地方創生拠点整備交付金というのが国から示されました。こちらにつきましては、平成28年度の国の第二次補正予算で創設されたものでありまして、今年度限りというような、今の段階では今年度限りではないかというふうに言われておりますけれども、そちらはどちらかというハード事業が対象になるということでございました。そちら、国のほうに相談しました。それは今の御紹介ありましたやまとあけぼの学園の老朽化の問題だったり、みのり福祉園の問題がありましたので、国のほうに相談してみましたけれども、この整備事業に当てるには、29年度内に工事が完了していることが条件であるというような話もありましたので、今回は事業の進捗から、その取り組みを見合わせたということでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今、国のほうでは、この地方創生の取り組みを、とにかく加速化させたい、また地方の創意工夫を全面的に後押しをしたい、このような方針のもとで、使い勝手のよい交付金制度の整備、充実に今、努めていただいているところでございます。この東大和市にも、すばらしい総合戦略ができ、また着実に今推進を図っている中で、どのような地域再生計画をつくっていくかということにも当然かかわってくるわけですが、この交付金を活用してのまちづくりを、さらに強力に、ぜひ推進していただきたいというふうに考えております。今御紹介いただきましたようなハード事業も当然対象になってまいりますので、その点も含めまして予算化できますように、検討をぜひお願いをしたいと思っております。

続いて、3番目の基本目標に設定した成果目標や各施策に設定した実施目標の達成に向けて、どのような進捗管理を行っていくのかについて伺いたいと思います。

市長の御答弁では、まち・ひと・しごと創生会議において報告を行い、点検評価を実施する中での進行管理を行っていくということでありましたが、この東大和市が今行っております創生会議、私も2月11日に開催された会議については傍聴をさせていただきました。また、過去の議事録等も拝見をさせていただきましたけれども、民間の有識者、また市民代表、さらには副市長や企画財政部長もその議論の中に加わって、活発に議論が行われている様子は確認をさせていただいたところでもあります。この計画は、5年間という計画でありますけれども、29年度で早くも3年目という位置づけにはなるわけでありますけれども、この31年度までにどのようなタイミングで、この進捗状況の管理、また成果等を確認をしながら、いわゆるPDCAサイクルを回していくということになっていくのか、今プラン・ドゥーまで進んでるわけで、今後のこのチェック、またアクション、評価、改善、これをどのように行っていくのかということも大変重要な課題であるかと思っておりますけれども、この点について現状のお考えを伺いたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） この総合戦略は、平成27年度から取り組みを進めております。そのため、平成27年度の事業は、ここでもう既に完了してしますので、その報告としまして、昨年7月、平成28年の7月の第1回の創生会議のときに、その取り組み状況という形で創生会議のほうには報告をさせていただいております。

す。大体事業執行年度が終わりまして、その後にさまざま、決算や行政報告をつくったりする同じようなタイミングで、この取り組み状況を確認させていただいて、7月ぐらいの創生会議で点検、評価をしていただくというようなサイクルを、毎年やっていければというふうに思っております。また、そこで評価を受けて予算化する場合には、その7月の後の10月とか、予算化もできたりしますので、そういうタイミングでよろしいのかなとは思っておりますけど、ただこの取り組み、1年、1年で一喜一憂するような内容ではなくて、長期的な施策というふうに捉えておりますので、その辺は総合的に勘案しながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この有識者等も入っていただいた創生会議でのチェック、評価、そのような取り組みを行っていくことは当然かと思っておりますけども、また一方で、この会議の中でも、例えば外部によるチェックの必要性についても、座長みずからが言及もされているようであります。また、例えば東大和市が今取り組んでおります行政改革大綱の推進計画等については、議会への定期的な報告をいただいたり、また市民等へも進捗管理等の状況について報告もされております。このような、この総合戦略は、現状、きょう御答弁いただいた中でも、むしろ想定よりも一歩、二歩、着実に前に進んでいる、前進をしているわけでありまして、このような総合戦略を東大和市が策定をし、また着実に成果を上げてるということに対しては、私は広く議会にも、また市民にも、市のほうとしても積極的に情報提供をしていくことも検討していただきたいと思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） この総合戦略は、御案内のように平成27年の10月に策定したということで、年度でいえば27年度はもう策定したときには半年が過ぎてるところで、27年度の事業について、なかなか実施も実行もできませんでしたし、その成果というのも、今になれば27年度、27年こうだったということで合計の特殊出生比率も、このような形でいい数字が出ましたけれど、なかなかその時点では把握ができなかったというところがありまして、どうしてもこのようないろいろな成果目標というのは、すぐに数字が出るようなものではなく、何年後に出てくるようなものもございますので、そこで先ほどお話をしたところで、これは長く、地道にこの戦略をもとに事業を実施していくというようなところのお答えにさせていただいたんですが、そのような中で今、中間議員のほうでおっしゃりました、28年度についてはようやくこの1年間のいろいろな事業をやってきて、その成果を先ほど参事のほうでお話ししました、これからの28年度の決算に向かってのいろいろな事業の把握、それに基づきます効果、報告等を考えていくのが7月から始まりますので、その辺のところとあわせてというふうなことで、創生会議のほうにもその進捗状況を報告をさせていただいた中で、また創生会議のほうも市民の方に、市議会議員の皆様にもどのようなことで情報提供、報告ということもお話もありますので、今後その辺のところを、まだどういふふうな方法というのは決めておりませんが、やっとな報告ができるような段階になった平成29年というふうに思っておりますので、今後いろいろな方策を考えまして、また余り達成が低いものも当然のごとく御報告申し上げなきゃいけない部分も出てくるとは思いますが、やはり市のまちづくりの大きな一つの総合戦略でございますので、全体を含めまして何かしらの方法でというふうなことは、現時点、考えてるところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この総合戦略、冒頭から申し上げておりますように、大変に素晴らしい内容でありますし、また成果も上がってるわけでございます。東大和市民にとっても、この5年間、東大和市が集中して取り組む事業が網羅され、また成果も上げてる。また、ある意味では冒頭申し上げたように、従来の発想から一

歩進んだ形の中で長期的に東大和市が勝ち残っていくための、まさに戦略を練って実行しているという、このことをぜひ私たち議会もそうですし、また広く市民も認識をしていただくことが、この後のシティプロモーションのほうにも、当然のことながらつながってくるものというふうに思っておりますので、この点につきましても成果をしっかりと上げていただきながら、また適切な情報提供、情報発信、この点についてもぜひ取り組みをお願いしたいと思っております。

次の項目に移らせていただきます。

まちの魅力を発信するための地域ブランドの創出についてということで、シティプロモーション、1点目の地方創生の取り組み、総合戦略の取り組みとも当然重複をするわけでありませうけれども、定住人口の増加を目指したブランドプロモーションということを今、東大和市では検討がされてるということで、この指針の策定が進められてるということでありましたけれども、これらの具体的な内容等について御報告をいただきたいと思っております。

○企画財政部参事（田代雄己君） このブランドプロモーション指針の策定、28年度、行ってるわけでございますけれども、繰り返しになりますけれども、大きな目標としましては定住人口の増加ということで、この取り組みをしていくということでございます。東大和市としましては、なかなか認知度が低いという話だったり、情報提供の方法を工夫するというようなことも御指摘を受けたりしておるところでございますので、このような取り組みを進めて、魅力発信に努めていきたいということを考えております。

この内容につきましては、段階的に、このプロモーションの取り組みをしていこうということで、まず都市イメージの確立や市の魅力を再発見するというところで、ブランドに当たるようなものを発見していくということと、一つは都市イメージをあらわすような形のブランドメッセージというものを、一つ確立したいと思っております。

また、それらを踏まえまして、市の魅力を伝えるわけですが、まずは職員、内部の職員の意識啓発を図り、さらには市民の人、そして市外の人に東大和市の情報を広く発信し、その上で転出の抑制をするためには、市民の人やあるいは市内の関係団体の皆様に一緒に入ってもらって、市の魅力を伝えていただいたり、あるいは市外から転入を促すために、子育て世代の皆様を対象に情報発信したりと、そういう工夫をしながら転出の抑制と転入の促進を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今検討していただいておりますブランドプロモーションの指針っていうのは、相当内容が固まってきているものだというふうに受けとめておりますが、これはいつごろ取りまとめがなされる予定、また見込みで取り組んでいらっしゃるのか、この点についていかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） この内容につきましては、見込みとしましては3月、今年度中に何とか新案という形で、それが案がとれるような形になればいいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） じゃ、もう間もなくでき上がるわけですが、以前の一般質問で当市と同様に子育て支援施策の充実に力を入れておられて、また全国の基礎自治体の中でも初めてマーケティング課をつくり、シティセールスによって成功した自治体として、千葉県の流山市を紹介させていただいたこともあります。また、当市との比較についても伺ったところでありますが、イメージ、私がぜひ東大和市で進めたいと思っておりますのは、流山市が取り組んだような、例えば「都心から一番近い森のまち」や、

また「母になるなら流山市」など、わかりやすいキャッチコピーや、また広報活動によって注目を集め、交流人口、定住人口、増加につながる施策を先駆的にやられたわけでございますけれども、例えば流山市が取り組んだようなマーケティングの手法だったり、また情報発信においてはターゲットを明確にして、効果的、有効的な施策を打ったり、そのような検討がされ、取り組みが行われてきた事例があるわけでございますが、そのような取り組みを今、東大和市でも、このブランドプロモーションの指針策定の後に取り組んでいくということは今検討していただいているということで受けとめていいのかどうか、この点についてはどこまで今検討がされてるのか、お尋ねをいたします。

○企画財政部長（並木俊則君） ブランドメッセージでございますが、当然のごとく先ほど参事のほうで申し上げましたように、ブランドプロモーション指針、現段階、案ということで、このたびの2月11日の創生会議のほうでも、各委員の皆様からいろいろな意見をいただいております。また、ブランドメッセージのほうも、いろいろな意見をいただいております。今この3月に来た段階で、もう少しじっくり時間をかけて、もう一度練ろうかなというのも一つの案として今考えてるところでありまして、この指針につきましても、ブランドメッセージにつきましても、やはり今後、10年、場合によっては20年、これを東大和市として内、外に使っていくというようなところも考えていかなきゃいけないということで、私どものアドバイザーからは、最低でも成果が出るのは10年かかるというふうに、ここで言われておまして、やはりここはもう少し時間をいただいた中で、もう一度練り直していこうというようなところを考えているところで。ただ、時間はそんなにございませんので、なるだけ早く指針を確立した中で、ブランドメッセージもというふうに思っています。ただ、急いで何でもいいというわけではございませんので、少し時間をかけて、またちょっと工夫をここで考えておりますので、もう少し指針についても、ブランドメッセージについても、時間をかけてということは今思っているところでございます。

そういった中で、戦略としましては、流山市のいろいろなお話もありましたが、当然その後いろいろな施策を実施するような形になります。それにつきましては、今庁内でもいろいろな層からですね、職員の層からの意見も当然集約してる部分もございまして、発想が、えっというようなものもいろいろと承っておりますので、そういったものを実現できるものは実現していきたいというところで、そういったものはなかなかほかの市にまねされると効果はございませんので、ここでは申し上げられませんが、そういったことも内部ではいろいろと意見等を承っておりますので、今後そういうものをどのタイミングで、どういうふうにそれを実施していけばいいかというのは当然考えてございますので、まずそのもとになる指針、その後のブランドメッセージというのを、今少し時間をかけて工夫を凝らしてということで、現段階、考えております。そのような状況になっております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時37分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（中間建二君） それでは、引き続き質問させていただきたいと思います。

シティプロモーションの取り組みについて、先ほど御答弁いただきました。この29年度には、シティプロ

モーション事業を進めていくということで、市長の方針は示されておりますけれども、29年度の事業として取り組む中で、今それに間に合うような形でブランドプロモーションの指針策定を進めていただいているということで、再度確認させていただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 29年度のシティプロモーションの取り組みをするために、そのブランドメッセージを決めて、それを中心にPRしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） わかりました。

続いて、この住んでみたいまちとしての地域ブランドの創出、魅力の向上と情報発信ということでお尋ねをしております。

当然このシティプロモーションと関連するわけでありましてけれども、従来、このシティプロモーションですとか、今これまで検討していただいているというふうに御説明をいただきましたブランドプロモーション等の取り組みというのは、なかなか通常の行政の施策としては、これまで余り取り組みがなされない、またはなされにくい分野かなというふうにも思っておりますけれども、今回、総合戦略の中でさまざまな有識者、マスコミや民間事業者、金融機関、商業者等、さまざまな方の知恵もおかりをして進めているというふうに受けとめておりますが、こういう地域の魅力を改めて発見をしていく、また地域ブランドを確立していくということについて、この創生会議の皆様のお知恵、また職員の皆様でも、例えば前回の創生会議のときには、若手職員の発案による3つのプロジェクトの案というようなものが会議の中で報告をされておりました。これら、どのような形で庁内ではさまざまな知恵や工夫を今凝らして取り組みがなされているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） この地方創生の取り組みそのものが、庁内検討組織を設けて実施しているところでありまして。まず副市長を委員長にした部長職による会議、そしてその下に課長職の会議、そして係長以下で若手職員の個別事案の検討のチームという形で取り組んでるところです。そういう面で、庁内ではさまざまな職の――職員がですね、このシティプロモーションを初めとした地方創生の取り組みにかかわっているというふうに考えております。また、このシティプロモーションの取り組みに当たったブランドメッセージの関係ですと、庁内にも周知しまして、庁内から公募したような形で、全庁的にそのような情報を共有しながら、この取り組みを進めてるところであります。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうしますと、いわゆる民間というか、外の力というよりは、むしろ庁内でさまざまな階層、若手職員からまた管理職まで、さまざまな階層の職員の皆様、英知を結集して積み上げてきているというような形で受けとめてよろしいのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 外部の皆様という形になりますと、創生会議で御意見をいただくという形になっております。アドバイザーの方からの提案もありまして、やはりこの目的とするのが定住人口の促進という形で、まずその目的を共有した中で提案をいただくのがいいだろうということもありまして、今内部を中心に検討しているところでもあります。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この内部で、若手職員の先日、創生会議の中で示されておりました3つのプロジェクト、私は紙ベースでしか拝見をしておりませんので、詳しくは承知をしておりませんが、報告されてるような

内容等、拝見しますと、非常に斬新で、また若い職員ならではの創意工夫、新しい発想でさまざまな提案がなされておりまして、すばらしい検討がされてるなというふうに受けとめております。そういう中で、今後この進めていきますシティプロモーションであったり、地域ブランドの創出の取り組みでありますけども、一般的にこのシティプロモーションは、第1に地域のイメージの向上を図っていくということが1番目に来て、2番目に交流人口の増加を図っていく、3番目に結果としてこの定住人口の増加につなげていく。この地域のイメージ向上、魅力向上、情報発信、それから交流人口につなげ、定住人口につなげていく。また、この3つをうまく循環をしていくことで、最終的に定住人口の増加を図っていく、つなげていくというような考え方が示されてるようでございます。

また、一方で、最終的に今、東大和市として長期的に、ある意味では厳しい競争と言われております、地方自治体間競争とも言われているような今、現状の中で、東大和市の人口を抑制し、定住人口をふやしていく、人口抑制を図っていく、これはもう非常に大事な取り組みであるわけではありますが、やはりでもそこに一番この欠けてはいけないのは、今住んでらっしゃる方、また新しく東大和市に移り住んでいただいた方の市民の満足度、市民の皆様、お一人お一人の東大和市に対する愛着だったり、満足度だったり、行政への信頼だったり、こういうものが、やはり一番根本のベースになっていくものではないかというふうに受けとめております。そういう観点からも、冒頭のトレジャーハンティング等の事業も企画立案されたというふうにも、きょうの御答弁を聞いて受けとめておりますが、この点については今、東大和市で考えております地域ブランドのブランドメッセージ等の、またシティプロモーション等の検討の中ではどのような議論がなされているのか、この点について伺いたいと思います。

- 企画財政部参事（田代雄己君） 今お話がありましたように、市民の皆様が地域に愛着を持っていただく、そして住み続けていただくということは大変重要なことだと思っております。このシティプロモーションの指針の中にも、単に東大和市がその情報を出すだけじゃなくて、地域の方に愛着心を持ってもらうようなシビックプライドの醸成という取り組みも含めて規定してるところであります。ですので、実際にこの働きかけを、市民の皆さん、あるいは市内の関係団体の皆様に働きかけをすることによりまして、市や地域に愛着や誇りを持っていただいて、住み続けていただけるような取り組みも、総合的にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

- 18番（中間建二君） 今、シビックプライドというなかなか一般的には聞きなれない単語だと思いますけども、また一方で、そのようなものを東大和市が目指していくということは、大変にすばらしい考え方であるかなというふうに思っております。

私は、もうこのシティプロモーションや、また地域ブランドの創出、魅力向上を図っていく上で、やはり一番大事なことは、当然結果としての定住人口の増加、人口減少の抑制を図っていくということは当然目標、目的であるわけですが、しかしその中でやはり一番視点を置いていただきたいのは、今シビックプライドという御答弁いただきましたけども、市民の皆様の満足度をどう高めていくのか、そういうことを考えますと、決してこのシティプロモーションや地域ブランドの創出というのは、一過性で終わってはいけない、先ほど部長も御答弁されておりました10年、20年、長期的に見ていくものだ、全くそのとおりだと思います。そういった意味では、一過性のものでなくて、普遍性をどのように求めていくのか、また地域ブランドの創出の中で考えていくのかということについて、ぜひ庁内で議論を重ね、検討をしていただければありがたいというふうに思っております。

私は、やはり普遍性を求めていくという考え方の中には、やはり普遍性を求めていく第1は平和であり、第2に文化であり、第3に私は教育であるというふうに思っております。平和のまち、文化のまち、教育のまち、このような視点で東大和市の施策を見たときに、平和事業も今着実に、戦争遺跡、日本で唯一の戦跡を保存している東大和市の取り組みも進んできておりますし、また文化のまちとしての施策についても、文化協会のさまざまな皆様の御努力ですとか、公民館事業も相当活発に行われ、ハミングホールでの文化芸術活動も定着しております。吉岡堅二画伯、また市長が今力を入れておられます五日市憲法の関係についても、発信もできるものもたくさんありますし、また教育についても、音楽のまちとして取り組みを進めていただいておりますし、学力向上、教育の日やまと、また不登校対策等々、さまざまな施策を東大和市の教育の中で取り組んでいただいている。まちの魅力を、またブランド化にもつなげていける平和、文化、教育の施策も数多く進んできているというふうに思っております。この平和、文化、教育、この3つの視点をしっかりと持って、長期的に東大和市の地域ブランドの創出、魅力向上、こういう視点で私は取り組んでいただきたいと考えておりますけれども、この点についての市のお考えを伺いたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） ブランドプロモーション、あるいはそれに続きますブランドメッセージ、今その部分でいろいろ時間をかけてというところで、その部分をきちんと対応してませんと、今、中間議員がおっしゃったように10年、20年、そこまでのことを考えた総合戦略でございますので、効果、あるいはその成果というのがなかなか私どもも見えてこない部分がございますが、先には絶対そういう効果、成果はあるんじゃないかなということで、今いろいろな工夫を凝らして精査しているところでございます。今おっしゃいました平和でのこと、あるいは文化のこと、あるいは教育のこと、その3つでございますが、今回いろいろな事業を考えた中で、やはり平成29年度の東大和市の全ての会計の当初予算を見ていただくとわかりますように、いろいろな分野での事業を、それぞれ今、優先度が高いもの、重要度が高いものといった中で、市長の施策に基づきまして重要事業、それぞれの重点事業を予算化、事業化をしているところでございます。そういった中で、それぞれの事業を実施することによりまして、それぞれ成果が出ることによりまして、東大和市の魅力がアップしますし、先ほどからいろいろとお話、出ております定住のことについても、魅力があれば東大和市にずっと住んでいただけるでしょうし、またその定住の人たちが東大和市に愛着を持って住んでいただければ、転入の方もふえてくるんでないかと。そういう私ども発想の中で、それぞれの相乗効果を見た中で、各分野の事業を実施して、最終的には東大和市に愛着を持ってずっと住んでいただいて、またそれぞれの年度によっては、多くの人たちが転入をしてくと。そういうような理想を描いた中で、ここ数年の事業を実施してまいりますので、それぞれの分野において、どこが欠けても、どこがそれぞれの事業が完成度が低くなっても、全体としては東大和市の魅力をアップするには、それぞれの事業が、それぞれの与えられた中で実行し、効果を上げないとなかなか東大和市の全体の魅力アップはできないというふうに思っておりますので、今後とも各分野の事業を精査しながら、その年度、年度で実施してまいりたいというのが今の考えでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 地方創生における取り組みとして、一貫して伺わせていただいたところでございます。当然各施策を充実をさせていく、今の部長のお考えもそのとおりだと思いますが、また一方で、このブランド化ということで、今回お尋ねをしてるわけで、ブランド化という意味においては、やはり総花的な施策をということではなくて、どこに集中をしていくのか、またそのことによってまちの魅力をどう創出をし、発信をしていくのか、こういう視点でお尋ねをしているわけでございますので、当然、毎年、毎年の市の努力、また予

算計上、施策の実施、それぞれの部や課が取り組んでいただいていることは十分に承知をしておりますけれども、また一方で私の申し上げる視点は、いかに市民の満足度を高めていくのかということがまずベースであり、その上で平和、文化、教育、普遍性のある施策をやはり形にしていく、そこをプロモーションをしていく、ブランド化していく、そこの工夫を私としては進めていただきたいということが、私の一般質問の今回の強い思いでございます。10年、20年、30年先の東大和市の魅力を創出し、また持続可能な市政運営というのは、尾崎市長が一貫して掲げられているテーマでありますので、その施策の方向性については大いに賛同をするものでありますので、その施策が、効果があらしめるように、今回のこの総合戦略が大変によく取り組むべき課題、項目が十分にまとまっております総合戦略であり、またその総合戦略に位置づけられたシティプロモーション、ブランドプロモーション、これをぜひ進めていっていただきたいというのが、私の強い思いでございますので、この点を繰り返し申し上げさせていただきます、次の項目に移らせていただきます。

東京狭山茶を活用した健康づくりと産業振興ということで伺いをしております。

健康課長にも来ていただきましたので、市長のほうからはカテキンは健康によい影響を与える成分が含まれているということで、簡単に御答弁いただいたところがございますので、この日本茶ですとか、また一般的に言われておりますカテキンの健康効果等については、どのような認識を持っていらっしゃるのか、この点について再度伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 日本茶に含まれるカテキンについてでございます。茶には、エピガロカテキン、またエピガロカテキンガレートといった複数のカテキンが含まれており、それを総称して茶カテキンとされております。この茶カテキンには4つの作用が報告されております。1つは、LDLコレステロールなどを低下する作用。2つ目は、胃がん、食道がんなどのがん発症のリスクを低減させる効果。3つ目が虫歯予防や歯周病の予防効果。また、4つ目として抗アレルギー作用という形で報告されております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 一般的に、このお茶が健康にいいとか、カテキンが健康にいいとかということはよく言われてるわけですが、今御答弁いただきましたように、具体的にこのコレステロールの改善、また虫歯予防、さまざまな効果があるということが確認をされてるということで今御答弁いただきました。

そういう中で、日本茶を飲むことによる健康効果ということで、一番初めに伺っておりますけれども、例えば東京狭山茶を含みますこの日本茶は、種類によって味や香り等の特徴も当然違うわけですが、また入れ方によっても味やカテキン等の健康成分も異なるというふうにも言われております。今、東大和市のほうで日本茶が健康によいという認識はあるということでございましたけれども、このようなお茶の健康効果に関する知識の普及ですとか啓発ですとか、またお茶の入れ方、飲み方等について市のほうで何か周知や情報提供しているような事例とか、また今後、東大和市として何か取り組みがなされることが、できることがあるかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） お茶を初め食品につきましては、その栄養的な機能、また味や香りなどといった嗜好的機能、それに付加価値として茶カテキンのような健康機能がございます。第一義的には、食品をとるときには、栄養的に価値があり、そして安全で安心であること、それが基本となってまいります。健康機能作用につきましては、それを適度にとることによって、生活習慣病の発症を予防する効果があったり、または疾病の発症予防があったりといったような付随する効果であり、今現在いろんな研究をもとに、その効果がようやく解明されてきたところでございます。

健康課といたしましては、この食品の健康機能に関する事柄につきまして、国のほうの新しい制度となりました健康機能表示制度などについて、正しい情報を市民の方が入手できるように、情報提供を図っていくと同時に、またあくまでも食品であり、薬と違って食べたから必ずその効果が出るといったようなものとは違うようなことについても、正しい知識について市民の皆様にお持ちいただけるような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今の食品全般に関する考え方についての御説明だというふうに受けとめたんですけども、日本茶ということに関しての取り組みですとか考え方等についてはいかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 日本茶についてでございますけども、日本茶につきましてはカテキンの主な成分でありますタンニンというものが、鉄の吸収を阻害するといったような、そういった面もあわせて持っております。日本茶につきましては、水分摂取としては理想的な食品ではありますけども、とるときの摂取事項について、あわせて啓発することが必要であるというふうに考えております。一般的な水分摂取の啓発において、日本茶についてもほかの嗜好飲料とあわせて情報提供のほうをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） このカテキン等については、健康効果はあるということですが、またこの適正な飲み方、食品としての摂取の仕方についても、理解普及が必要だということを受けとめさせていただきました。

2番目に、この地元の特産品である東京狭山茶の地産地消を進めることで、産業振興と市民の健康づくりを進める施策を検討すべきでないかということでお尋ねをしております。

当市で生産されております東京狭山茶については、大変に品質が高い、評価が高いというふうに伺っておりますけれども、その内容等についてはどのようなものかお尋ねしたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 当市で栽培しております東京狭山茶についてでございます。当市で栽培しておりますのは、主要品種といたしましてはやぶきたときやまかおりという2種類が主な品種となっております。当市においては、お茶の産地としましては比較的北に位置するといったところで、冬にも霜がおりるといったこともある涼しい気候から、非常に葉が厚みを持っていて、味がよいというふうに言われておりますので、そういったことが当市の狭山茶の特色であるというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この狭山茶、最近では品評会等でも評価を受けたというふうに聞いておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） この東京狭山茶でございますが、昨年、実施されました全国手もみ茶の技術競技大会、こういった大会におきまして賞を獲得されたといった優秀な製茶園がございます。こういったことも東大和のお茶が、非常に全国に誇れるすばらしいお茶であるといったことであるというふうに捉えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 市長の御答弁を伺いますと、当市の特産品である東京狭山茶を生かした産業振興、また健康づくりへの活用、前向きに検討していただいているというふうに受けとめておりますが、生産者や販売者等を初め、関係機関等との連携、協力、この点について必要があるということではございますが、これらについてはどのようなことが考えられるのか、この点について伺いたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 商品についての関係機関との協力、連携といったことではございます。こちらに

つきましては、今具体的な取り組みといった部分については、東京狭山茶、これをパウダー化して市内商品に活用するといったことで、加工食品に使うといったことで連携を生んでいるといった部分が具体的にはございます。また、それ以外にも、今後、先ほど申し上げましたとおり、全国に誇れるようなお茶の技術を持った東京狭山茶でございますので、こちらをうまくPRに活用しながら、さまざまな産業との連携も含めて、検討を含めて今後、広く広めていくといったことが必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この東京狭山茶を活用した、また市民の皆様にも地産地消を進めることでの産業振興と市民の健康づくり、両方に資するものだというふうに思っておりますが、そのような視点で既に産業振興課のほうで検討していただいているということによろしいのでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 検討の内容についてでございますが、まだ具体的な検討には至っておりませんが、今後こういった技術を生かした中で、お茶のすばらしさというんですかね、まずPRには味を広めるといったこと、また特色を広めるといったことが必要だというふうに考えております。お茶の甘さや、苦さや、うま味といったエッセンス、こういったものが東京狭山茶には特色があつて、味のよさがあるんだといったことを広めていく。また、技術の面でも、その特色を広めるといったことが必要かというふうに考えておりました、東京狭山茶につきましては、狭山茶火入れといった伝統的な火入れ技術があるそうで、こういった火入れによりまして、特有の濃厚な味を生むといったことがございます。こういった部分も特色としてうまく広め、この地産地消、こういった部分も押し進めていくように、PRに力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今の御答弁いただきましたけれども、そのような視点も持っていて、この東大和市の特産である東京狭山茶というものが、なかなか私は、まだまだ知られてないかなというふうに思います。総合戦略等の中でも、この狭山茶ということも出てきますけれども、貴重な特産品でありますし、また東大和市の魅力を創出する一つの取り組みとしても、この東京狭山茶の地産地消、また健康づくりへの活用ということについて、ぜひこれは産業振興だけではないかと思っておりますので、横の連携を持って、ぜひ施策の検討を引き続き進めていただければありがたいというふうに思っております。

最後に、3・4・17号線、桜街道の整備スケジュールについてを伺いたいと思います。

29年度、新年度に用地の測量等を行い、30年度に事業認可取得を目指す方向性が示されておりますけれども、この用地買収を進める中で、工事の着工ですとか、また完成の時期等については、現状どこまで見通しが立っているのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 現在のあくまでも予定でございますけれども、来年度、用地の測量を実施しまして、平成30年度中の事業認可の取得を目指しております。認可を取得しました後、用地買収に着手したいというふうに考えております。現状ですと、今、地権者、想定されるのが2件でございますので、順調に推移すれば、用地買収は2年程度かなというふうには想定はしてございます。その後、道路築造ということになってきますが、今回、現道の拡幅というようなこともございまして、現在の通行を確保しながらというような工事、そういった点で警察との調整も必要になってまいります。それから、また現道の下に水道管等の地下埋設物が入っておりますけれど、そういった関係の調整も各企業とやっていくような必要がございまして、現段階ではそういった調整は済んでおりますので、築造があと何年でできるかということの具体的なお話は、ちょっと今

ここでは、なかなかちょっと難しいかなというふうに思っておりますが、築造自体は複数年は要するというふうに考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） そうしますと、30年度に事業認可取得をして、2年程度での用地買収となりますと、早くても平成32年の事業、いわゆる工事への着手という考え方で理解していいかどうか。また、終了時期については、見通せないということでもよろしいでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 現時点での想定になりますけれども、用地買収がうまくいけば2年間でおりますので、31年度、32年度で用地買収といったところです。工事の着手時期につきましては、原則は用地買収、終わってからになりますし、道路の築造の前には地下埋設物の移設の関係とかの工事がございますので、道路の築造の着手については、基本的には用地買収が終わった後、以降ということになります。

以上です。

○18番（中間建二君） そうしますと、33年度ということでもよろしいでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほど都市計画課長のほうからも述べてますように、今後どのような形で工事を段取りとってやっていくかというのは、基本設計を行ったり、実施設計を行ったり、また交通管理者であります警視庁と安全に工事をするためのもの、なおかつできた後にどう処理するかといったようなことまで全て協議を行います。信号関係、完成もあわせてですね。そういったことがまだ具体的な検討がされていないということです。先ほどの都市計画課長のもくろみですと、33年ぐらいから築造、地下埋設物の移設を行いながら、それを追いかけて築造していくというようなことになりますので、その後、今ざっくり言いますと二、三年ぐらいは、現場の築造に関する、かかわる工事が必要になるのではないかなというふうな、今のところ大ざっぱな工程ですと、そのくらいのもくろみになるということでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 順調にいけばということでございますので、ぜひ進めていただきたいと思ひますし、また当然交通量の多い道路でありますので、また面積等も広いかと思ひますので、時間等もかかることは当然かと思ひます。

この道路については、北側の歩道ですね、今整備をされようとしております北側の歩道が大変狭いこともあります。また、交通ルールを守らない自転車等が歩道を走るということで、危険な状況も見受けられます。また、車道についても週末を中心に大変渋滞をしていることが見受けられる道路でありますけれども、やはり交差点等に専用の右折レーンが設置をされていないということが、渋滞を引き起こす原因かというふうにも思っております。これらの歩道の問題、また右折レーン設置の問題、これらについてもこの都市計画道路の整備の中で解消をしていただきたいと思いますと考えておりますが、このあたりの考え方についてお尋ねしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） この都市計画道路の計画幅員が、歩道が両側3.5メートル、車道が9メートルということで、標準幅員が設定されてございます。ということで、北側の歩道も、今1.5メートル程度しかありませんが、3.5メートル程度に広がる予定でございます。また、現在の歩道が、歩道、両側とも自転車通行可になってございます。これは今後の警視庁協議等によりますが、引き続きそのままになる可能性が大きいということがございます。また、右折レーンとかの渋滞緩和対策でございますが、こちらについても今後の基本設計、実施設計を行う際に、警視庁と協議しながら、そういうふうな整備内容や安全対策について検討していく

ことになるということで考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 市内でも大変に主要な道路の一つであろうかと思ひますし、またこの道路の交差点での安全対策、また自転車の通行対策については、これまでも何度も要望させていただきまして、現状の幅員のままで市としてできることについては、さまざまな施策を打っていただいているところでございます。また、今回、ようやくこの事業化に着手をするという中で、歩道整備、また交差点の安全対策、またさらには右折レーンの設置等によります渋滞の解消、これらの改善効果が大きく期待をできる事業でありますので、さまざまな用地買収や事業等の工事の難しさ等もありますが、できる限り早急に、この事業については進めていただきたいと考えておりますけれども、この点について再度確認させていただきたいと思ひます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま、長年、要望いただきました都市計画道路、ここで着手するという計画ができたところでございますので、交通処理について、交通管理者と協議をする中で、安全な道路をつくっていく、また施行中も事故のないようにしていかななくてはいけないと思っておりますので、その辺、十分対策をとって進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ぜひ、この3・4・17号線、桜街道の整備、着実に進めていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（関田正民君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（関田正民君） 次に、19番、東口正美議員を指名いたします。

[19番 東口正美君 登壇]

○19番（東口正美君） 議席番号19番、公明党の東口正美です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1番目として、子育て支援のこれまでの施策の効果と今後の展望について伺います。

本年1月に発表された厚生労働省の2015年人口動態統計による東京都の分析では、東大和市は東京都区市の中で一番高い合計特殊出生率、1.67であることがわかりました。合計特殊出生率とは、人口統計上の指標で、1人の女性が一生に産む子供の平均数を示すものです。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較することができます。私自身としては、1人の女性が何人子供を産むかは個人の問題であると思っております。しかしながら、少子化が社会問題とされ、当市においても日本一子育てしやすいまちを目指す中で、東京都内で1番となったわけですから、一定の評価がなされていいのではないかと考えます。この背景には、東大和市が待機児童対策として認可保育園に民間活力を積極的に活用し、施設の移転建て替えや小規模保育、保育ママの体制の充実を図り、積極的に保育定員の拡大を図ってきたこと、また一時保育や休日保育、病児・病後児保育など、共働き家庭のニーズにきめ細やかに対応してきたこと、さらに丁寧な母子保健相談体制、子育てひろばや、かるがもひろば、一時預かり保育などの充実など、地道に積み重ねてきた子育て支援事業の充実があると考えます。

そこで、①として2015年東京都内の区市の出生率ランキングで第1位となった要因をどのように分析・評価しているかお聞かせください。

②「子育てしやすいまち」として、来年度以降、さらに重点的に取り組む施策について伺います。

③保育園・学童保育の待機児童について伺います。

アとして、これまでの取り組みの経過を定員数の拡充と待機児童数の変遷も含めてお聞かせください。

イとして、今後の見通しと取り組みについてお聞かせください。

次に、2番として、チーム学校と不登校対策について伺います。

現在、当市の学校にはさまざまな人員の配置がなされています。学習支援のための学習支援員やティームティーチャー、学校図書指導員、また心理面や生活面の相談のためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、多様な方が学校の中におられます。学校を取り巻く環境は、学校を取り巻く環境の課題が多様化しており、課題解決のため子供たちにさまざまな大人のかかわりが必要とされています。当市において、これまでさまざまな人材を積極的に配置し、学校教育の充実に力を注いできたことを高く評価しています。一方、かつては担任の先生が行ってきたことを複数の専門職によって担うことは、それぞれが役割を十分に果たすとともに、連携が必要であり、学校が校長先生のリーダーシップのもと、チームとして力を発揮していくことが求められています。

そこで、①として、チーム学校とはどのようなもので、当市における各学校の取り組みの状況をお聞かせください。

②として、不登校対策について伺います。

当市では、これまでも不登校対策プロジェクトに取り組み、一定の成果を上げている上、29年度にはさらに不登校児童・生徒の社会的自立を支援するための適応教室の機能強化モデル事業が実施されます。先ほど述べたように、当市の学校には多くの専門職が配置されており、これまでも決算委員会などで活躍の状況を一部確認させていただいてきましたが、改めてそれぞれの活躍の様子を伺うとともに、学校にいられていない子供たちのためにも、いま一度、課題を共有し、できるならば1人も漏れなく義務教育の恩恵を受け、それぞれの人生を力強く進んでもらいたいと願い、質問させていただきます。

アとして、各分野のそれぞれの役割と連携について。

a、養護教諭。

b、スクールカウンセラー。

c、スクールソーシャルワーカー。

d、教育センター（サポートルーム、さわやか教育相談）。

e、その他の関連機関について伺います。

次に、イとして、保健室登校の状況と課題について伺います。

保健室登校は、不登校の範疇ではないと承知しています。在籍学級に行けなくとも、学校に通えているわけですから不登校ではありませんが、ここでの様子を確認させていただき、さらなる手だてがあるか伺いたいと思います。

次に、③として、「教育機会確保法」成立によるさらなる学びの場の確保についてのお考えを伺います。

昨年12月、国において教育機会確保法が議員立法により成立いたしました。この法律の背景の一つには不登校の問題があります。文部科学省によると、不登校の児童・生徒は2015年度、12万6,009人に上り、ここ10年、高どまりをしている状況です。このため、当法案では学校以外での多様な学習活動の重要性や、子供が学校を欠席して休養する必要性を認めています。このことは従来の不登校への考え方、捉え方とは明らかに違う側面

があると感じます。当市では、来年度、適応教室の機能強化モデル事業に取り組むとのことですが、さきの法案が成立し、不登校への捉え方が変化する中で、当市の今後の取り組みへの変化があるか伺いたいと思います。

そして、④として、不登校生徒の進路について、これまでの取り組みについてお聞かせください。

次に、3番として多摩湖ランの推進について伺います。

ことしも3月20日の春分の日が多摩湖駅伝が行われますので、ことしも伺わせていただきます。

①2017年第27回多摩湖駅伝について、ことしの参加人数及び今大会の取り組みについて伺います。

②2020年東大和市制50周年を記念し、多摩湖マラソン大会の開催ができるか伺います。

多摩湖ランについて、初めて質問させていただいたのは平成23年第3回の定例会で、私にとっては2回目の一般質問でした。伝統的多摩湖駅伝は、かつての狭山湖駅伝を復活させ、平成3年から多摩湖駅伝として大会を再開、途中、多摩湖護岸工事でコースも変則的でしたが、平成22年3月から、第20回の大会から今のコースになりました。平成23年は、東日本大震災直後で駅伝大会が中止となりましたが、この年の9月に多摩湖ランについて初めて質問させていただきました。それから、毎年、質問を重ねてきましたが、その間、担当部職員の皆様の御努力で、多摩湖ランの充実が図られてきました。これまでに実現したこととして、チップでのタイム計測、インターネットでの参加者募集、また日本初女子フルマラソン大会開催の地であることがわかり、記念のモニュメントも設置されました。さらに、オリンピックを初めとするゲストランナーの大会参加や、小学生部門の設置など内容も充実し、大会参加者も毎年ふえ続けています。平成23年度の大会の申し込み者数は309チームでしたが、昨年、平成28年度には430チームを超えました。ランニング環境の整備としては、多摩湖駅伝大会のランニングマップの作成、路面への距離表示も東京都と連携して行っていただきました。本当にありがとうございます。

一方、まだ実現できていないこともあります。最初の質問で取り上げた多摩湖マラソン大会です。そのときの答弁では、マラソン大会を行うのは多くの障害があることを確認させていただきました。しかし、その後、繰り返してきた一般質問の中で、尾崎市長からは、いつかは多摩湖マラソンというお言葉もいただいております。そこで、ことしの私の提案は、2020年、東京オリンピックの年、この年はくしくも東大和市制50周年に当たります。日本全国がスポーツの祭典に沸く、この年、多摩湖マラソン大会ができないかと考え、マラソン大会開催に向けて改めて伺わせていただきます。

マラソン大会を開くために、アとして、現状の課題について。

イとして、課題克服のための取り組みについてお聞かせください。

先ほども述べましたが、最初が多摩湖ランの質問のときに、皇居ランの盛り上がりを支えるランニングステーションについても質問しました。ランニングステーションは、その後、他の地域ではさらなる拡大もし、ランニングブームを盛り上げています。多摩湖周辺にもすてきなランナーズステーションができたらいいなと思いますが、一方、周辺は水道局の土地でもあり、民間事業者による設置がなかなか難しいことも承知しております。しかしながら、最近、再び他の地域の方から、多摩湖周辺にロッカーやシャワーの設備が欲しいとのお声をいただきました。やはりランナーの皆様の要望は、変わらずにあるのだと感じました。

そこで、何か既存のものを利用し、多摩湖ランの魅力をさらに発信することはできないかと考え、③として、東大和市民体育館等との連携によるランニングイベントを開催できないか伺います。

ここでの質問は以上とし、再質問は自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

〔19番 東口正美君 降壇〕

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、2015年、平成27年、東京都内の区市の出生率ランキングで第1位になった要因についてであります。本市が「日本一子育てしやすいまちづくり」として取り組んできたさまざまな施策が、子育て世帯に受け入れていただいたことや、桜が丘地区における平成25年の大規模住宅開発及び平成26年の複数の集合住宅の建設により、多くの子育て世帯の転入があったことも要因の一つであると考えております。

次に、来年度以降、重点的に取り組む施策についてであります。保育園につきましては立野みどり保育園及び明德保育園の移転建て替えに伴う定員の拡大により、待機児童の解消を図ってまいります。また、重度の障害がある児童の家庭の就労を支援するため、居宅訪問型保育事業を施行してまいります。さらに、学童クラブにつきましては、立野みどり保育園の移転後の建物を活用しました学童保育所を設置することにより、待機児童の解消を図ってまいります。

次に、これまでの取り組みの経過についてであります。保育園につきましては、主に既存の資源を有効活用することとし、老朽化した保育施設の移転や建て替え等に併い定員を拡大し、待機児童対策を推進してまいりました。この結果、認可保育施設等の定員につきましては、6年前の平成23年4月に1,747人であったのに対し、平成29年4月の認可保育施設等の総定員は2,214人となり、467人、26.7%の増となっております。待機児童数につきましては、平成23年4月は63人、平成24年4月は64人、平成25年4月は79人、平成26年4月は14人、平成27年4月は4人、同じく28年4月は7人と推移しております。

次に、学童保育所につきましては、平成24年4月の総定員は669人でありましたが、平成25年度には学童保育所、桜が丘クラブを新設し、定員の拡大を図っております。その後も少しずつではありますが、定員の拡大に努め、平成29年4月の総定員は767人となり、平成24年と比較すると98人、14.6%の増となっております。そのような中、平成24年4月には待機児童は出ておりませんでした。その後の定員拡大以上に、学童保育所の利用者もふえ、平成29年4月には待機児童数は223人となる見込みであります。待機児童につきましては、ランドセル来館事業において対応を図っているところであります。

次に、保育園、学童保育の待機児童に関する今後の見通しと取り組みについてであります。保育園につきましては立野みどり保育園並びに明德保育園の移転建て替えにより、定員を84人拡大する予定であります。今後も出生率の推移や保育需要の動向を見ながら、小規模保育事業所の開設等により待機児童対策に対応してまいりたいと考えております。また、学童クラブにつきましては、立野みどり保育園の移転後の建物を活用しました学童保育所の設置により、定員を70人拡大する予定であります。学童保育所につきましては、引き続き学校施設の活用について教育委員会と協議を行い、待機児童の解消に努めてまいります。

次に、チーム学校についてであります。校長のリーダーシップのもと、教職員や学校内の多様な人材がそれぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質、能力を確実に身につけさせることができる学校と捉えております。本市の各小中学校におきましては、全ての教職員、専門スタッフが、それぞれの専門性を生かしながら連携し、子供たちの生きる力を育むために尽力していると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、不登校対策についてであります。現在、各小中学校は不登校対策研究協力校として、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等が、校内委員会の中で話し合い、不登校の未然防止や不登校状態の早期解消を図っております。各学校はスクールソーシャルワーカーやサポートルーム、さわやか教育相談室とも連携し、取り組んでおります。

次に、保健室登校についてであります。教室に直接入ることが難しい場合に利用されています。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、教育機会確保法の成立による学びの場の確保についてであります。学校以外の場で行う多様な適切な学習活動の重要性が明記され、個々の不登校児童・生徒の状況に応じて、必要な支援を行うこととされています。今後、サポートルームの機能の充実を図っていく必要があると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、不登校生徒の進路についてであります。在籍している学校におきまして、担任が家庭と連携しまして個別の進路相談を行っております。また、サポートルームに在籍している生徒につきましては、サポートルームの指導員と在籍校の担任が連携しながら進路指導を進めております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、多摩湖ランの推進についてであります。市では平成26年3月に設置しました水の精像前をスタート、ゴールとしたコースに、1キロメートルごとの距離表示を行うなどして、多摩湖周辺のランニング環境を整えてきたところであります。このような中、平成29年の第27回多摩湖駅伝大会には、過去最高の480チームを超える皆様からの申し込みがありました。これからもこの大会を通じて、多摩湖周辺のスポーツ環境の充実に向けてまいりたいと考えております。なお、平成29年の多摩湖駅伝大会の開催内容、多摩湖マラソン大会の開催等、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、チーム学校についてであります。現在、子供を取り巻く状況がさまざま変化しており、その課題も複雑化、困難化してきております。その状況に対応するためには、個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、校長のリーダーシップのもと、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を整備することが必要であります。その上で、生活指導や特別支援教育等の充実を図るために、学校や教員が心理や福祉の専門家や専門機関と連携、分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要であると考えております。当市の各小中学校におきましては、校長がリーダーシップを發揮する中で組織運営が機能し、活性化するよう努めております。生活指導や特別支援教育などでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか教育相談室やサポートルーム、学校と家庭の支援員、地域のボランティアの方々などと教員がそれぞれの専門性を活用しながら連携し、教育活動を充実させております。今後もこのようなチームとしての学校の体制を整備、強化し、新しい時代に求められる資質、能力を子どもたちに育んでまいります。

次に、不登校についてであります。現在、各小中学校では、個々の児童・生徒の状況に応じて組織的に課題解決に向けて取り組んでおります。児童・生徒の毎日の健康状況や精神的な状況把握は、養護教諭と担任が連携をしております。その中で、心理的にカウンセリング等が必要であれば、スクールカウンセラーがかかわってまいります。また、家庭の問題や福祉の連携が必要な場合は、スクールソーシャルワーカーが子ども家庭支援センターや児童相談所、警察などと連携しながら対応しております。また、集団への適応能力を身につけ、不登校状況から学校復帰への一歩を踏み出すための支援を行うサポートルームや、学校以外でも児童・生徒、保護者から相談を受け付けるさわやか教育相談室も児童・生徒の不登校対策にかかわっております。それぞれの部署が定期的に、また必要に応じて随時連絡を密にとりながら、児童・生徒の健全育成に向け力を発揮して

いるところでございます。

次に、保健室登校についてであります。個々の児童・生徒は成長過程において、さまざまな困難や悩みにぶつかり、その壁を自分で乗り越えようと努力をしております。その中で、時には所属している教室が自身の課題解決の場としてすぐわかない場合がございます。そのようなときには、登校する場所として保健室を活用することがございます。保健室の活用の仕方はさまざまで、1日、保健室で過ごす場合や、所属の教室に入る前に養護教諭と話をし、心を落ち着かしてから教室に向かう場合もございます。いずれの場合も、養護教諭と担任が連携して、個々の児童・生徒の状況に応じて対応をしております。このように、保健室の役割も多様化している中、今後も養護教諭を初め教職員の指導力を向上させ、児童・生徒に対して適切な支援ができるよう努めてまいります。

次に、教育機会確保法成立による学びの場の確保についてであります。現在、不登校の状態にあり、学校やサポートルームなどで学習できていない状況の児童・生徒が本市にもおります。そのような状況にある児童・生徒が、多様で適切な学習活動ができるよう、今後、本市のサポートルームの機能の強化を図ってまいります。具体的には、社会的自立に向けた支援として、個々の不登校児童・生徒の状況に応じてサポートルームに居場所としての機能を持たせ、基礎学力の補充をしてまいります。また、社会への適応できるような力を身につけさせるために、多様な体験学習を行ってまいります。さらに、保護者からの相談を受ける体制や、児童・生徒がみずから選択した目標へ進んだ後も、相談できる体制も整えていきたいと考えております。

次に、不登校生徒の進路についてであります。在籍している学校におきましては、担任が個々の生徒の状況に応じて、家庭と連携し、保護者を含めた三者面談、生徒に対する面接指導等を実施しております。市のサポートルームにおきましても、生徒からの進路相談に応じられるよう、指導員が高校の学校説明会に出席するなどして進路情報を得ております。また、進路に関する三者面談、作文、面接指導等を指導員が個別に行い、在籍校担任と連携を図っているところでございます。

続いて、ことしの多摩湖駅伝大会の開催内容につきまして御説明をいたします。

ことしの多摩湖駅伝大会は、多摩湖周回コース、公園周回コース、合わせて486チームと昨年を39チーム上回る申し込みをいただきました。年々盛り上がる大会に協賛いただける企業も、前回大会から5社ふえ、合計53社の皆様に御協力をいただいております。ことしの大会では、昨年同様、ロンドンオリンピック代表、マラソンランナー、藤原 新選手が所属するアラタプロジェクトのメンバーを招待選手としてお招きし、大会を盛り上げていただく予定であります。また、今大会の新たな取り組みとしては、多摩湖北側の掬水亭様より、駅伝大会当日に参加者及び関係者の方への利用割引サービスを提供していただけることとなりました。

次に、2020年の東大和市制50周年を記念して多摩湖マラソン大会が開催できないかについてであります。多摩湖周辺の自転車道路は適度な起伏があることから、ランナーにとっては絶好の練習の場所となっております。しかしながら、道路幅員が一般道に比べ狭いことから、マラソン大会など大勢の方々に参加するイベントの開催は、安全面を考慮すると難しいと認識をしております。また、現在、多摩湖駅伝大会は200人規模のスタッフで運営しておりますが、走る距離が長くなるほど観察員などスタッフの人数も必要となることから、マラソン大会を実施する場合は、スタッフの確保及び費用面での負担も大きな課題になると考えております。今後もそれらの課題を解決するための研究をしてまいりたいと考えております。

次に、市民体育館等との連携によるランニングイベントの開催についてであります。昨年12月に都立東大和南公園で開催いたしました第51回東大和市ロードレース大会では、東大和市 Rond みんなの体育館の職員

の皆さんに、大会スタッフとして御協力をいただき、大変心強く思っているところであります。また、同体育館の指定管理者の構成企業が経営するフィットネスクラブでは、会員向けにランニング教室を実施した実績もあるようですので、今後どのようなイベントが開催できるのか、相談をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

1番の子育て支援のお話につきましては、他の議員も質問しておりますので、重ならないような形で再質問させていただきます。

まず最初に、1番になったということを知り、市長の感想はどうだったかというのをどなたも聞いてないので、伺いたいと思ってるんですけども、この合計特殊出生率の1番というのは、何かを目指したからとか、何かをやったからとれるものでもないとは思っているんですけど、1番って聞いたときの率直な市長の御感想を伺えればと思います。

○市長（尾崎保夫君） 1番でよかったかなというのは、正直なところでございますけども、ただその合計特殊出生率というのは、出し方も少し、普通の出し方というか、違うかなというふうに、15歳から49歳までの女性に対してのお子さんが生まれた数ということなんで、問題は御結婚なさってる方は、もしかしたら2.幾つになるんじゃないかなというふうには思うんですけども、独身の方がおいでになる、それがだんだん長く、30とか35とかというふうになってくると、どんどん出生率は下がってくる可能性はあるというふうには思っています。そういった意味で、私どものほうでは結婚の支援イベントをやろうというのは、独身の人をなるべく結婚するというふうな、そういう方にお子さんを産み、育てていただければいいのかなというふうな思いもありまして、そんな事業を進めているわけなんですけど。ですから、来年になると、また15歳から49歳、1年ずれますし、また転出入ありますので、そういうふうなものをやっていると、子供さんの数も大体、母子手帳を出す件数で決まってくると。大体似たような数字が出てきますので、分母の数字がどう変わるかって、分子の数字はある程度つかめるんですけど、分母のほうはどう変わるかというのはなかなか不明確になっているのかなというふうに思っております。ですから、その辺も含めて、なるべく分母のところを、結婚しているというか、そういう方が大勢ふえれば、それだけ有利になるのかなというふうには思っています。今後もそういうふうなものを目指して、頑張っていきたいなというふうに思っています。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時52分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

市長がおっしゃるように、この分母とか分子の関係とかよくわからないところもありますので、1番というので、ひとつ宣伝効果があればいいなというふうに思っています。子育て支援、公明党としても、児童手当を産むところからやってきたりしまして、なかなか今まで子育てとか、そういうことに対して行政が支援することが、どういう効果につながっていくのかというのは、なかなかわかる部分、わからない部分もありますし、今後の結婚支援なんかもどういうふうになっていくのかというのは、なかなかわからない要素を含みながら、こ

の少子化対策として今後取り組んでいかなきゃいけないのかなというふうに思っています。合計特殊出生率、なので一喜一憂することなく、子育て支援、着実に積み上げていくしかないかなというふうに思っております。

そういう意味で、来年度、重点的に取り組む施策の中で、ちょっと確認を幾つかさせていただきたいと思っております。まず、先駆的な取り組みということで、居宅訪問型保育ということで、東京小児病院との連携で、障害のあるお子様を御自宅で保育するという事業に取り組むということですが、もう少し具体的に教えていただければと思いますが、まず1点は今までこのような子供たちの保育は、どのようにされてきたのかということと、あとこの小児病院との連携ということで、どの程度医療的なケアを含んだ保育がされるのかということをお伺いしたいと思います。

お願いいたします。

○保育課長（宮鍋和志君） 居宅訪問型保育ということで、4月から実施、予定してございますが、今まで障害のあるお子さんにつきましては、集団保育が可能なお子さんであれば、保育園のほうで頑張ってお預かりしていただいております。ただ、集団保育が不可能というお子さんにつきましては、大変申しわけございませんが、保育園では無理だということで手だてがございませんでした。今回は集団保育が不可能なお子さんについて対応できるということで、東京小児病院と御相談したものでございます。

それから、医療行為につきましては、重度、本当に重い医療行為はできませんけれども、経管栄養とか、酸素の吸入とか、その辺はできる予定でございます。ああ、失礼しました。酸素はできません。経管栄養とか、その他、通常の医療的行為はできる予定でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、その保育に当たってくださる方の資格としては保育士さんであって、看護師さん等ではないという理解でよろしいでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） 看護師さんではございません。そのお子さんの看護に特化した訓練を受けた保育士さんということでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

そういう意味では、子ども・子育て支援3法というのができて、いろんな形で保育、子育て支援というのが変わってきたんだなというふうに理解をいたします。

また、ここでもまた2園、建て替えを精力的に行っていただいて、定員を確保していただくわけですが、ちょうど私、議員さんにならせてもらって6年目ですが、5年前に向原保育園の建て替え事業があって、それから毎年、本当に、もちろん国や都の考え方があって補助金がつくということもございますけれども、担当部の精力的な仕事にびっくりしてるわけですが、このような形で大幅に保育事業が拡充される中で、ちょっとあれですけど、実感的にこの5年間、6年間の保育定員を拡大していく中で、保育に対する市民ニーズといいますか、そういうものの変化を担当部でどのように感じてるか伺わせてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、東口議員おっしゃったように、施設整備のほう毎年のようにやってきたというところでございます。お子さんの数につきましては、昨日ですか、他の議員さんのときにお答えしたかと思うんですけど、この5年間ぐらいは四千五、六百人ですと、でっこみ引っ込みでございますけれども、推移してるというところで、その辺を見ますとお子さんの数は余り変わってないんですけども、やはりニーズのほうはふえている。その中で、やはり潜在的なニーズというんですか、それを掘り起こすのに、そのような保

育環境が整っていくと、お子さんを預けて就労に出るというなお母さんもふえてきたのではないかなというふうに思っているところでございます。なかなか、昔の話を言って申しわけございませんが、担当していたのは20年ぐらい前ですけど、そのころはなかなか、これからお仕事するというより、仕事しているんで預ける、お子さん生まれたから、そのお子さんを保育所に預けて、就労または継続するというような方が多かったのが、最近はお子さんが生まれたけども、就労するんだというような保護者の方がふえてきてるかなという感じはしているところでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

そのような変化が、さらなる学童保育への波及もしているのかなというふうに感じております。来年度、新しい形で、この立野みどりの跡を使って、民間学童ということが行われるようですけれども、この学童保育所は今までの東大和市がやってきた学童保育と、何か変わったことがあるのかお聞かせください。

○青少年課長（中村 修君） 内容につきましては、今の学童保育所と同じなんですけども、やはり民設になりますので、内容的には変わらないんですけれども、指導員の形が変わりますし、その中の保育の仕方も、やはり民設という形になりますので、多少の変わりがあると思います。

○19番（東口正美君） 一方、この学童の待機児童を解消していくためには、今後、学校と連携した取り組みを行っていくということも、先ほど答弁でいただきましたけれども、何が言いたいかといいますと、保育園が先ほど言ったように定員を拡大してきて、働きながらお子さんを育てるという女性の子育てと仕事のスタイルが大きく変わったと思うんですね。感覚的なことなのであれなんですけど、以前はやはり小学校に上がるまで、また小学校に入ると、実は保育園よりも学校から帰ってくるのが早いから、そこの時期をある程度、仕事の量をそんなにセーブして、家庭、子育てに重きを置きながら仕事に復帰していくという形が、保育園がきちんと整備されて長時間にわたり保育が可能になったことで、またさらに今回は駅前の保育園を建てたりしますと、当然電車を使ったり、モノレールを使ったりして、少し遠い場所にフルタイムで働くというなお仕事をされる方がふえていくという中で、そうすると小学校に上がるころにはキャリアとしてもきちんと形成されて、子育てと両立しているという中で、さらに学童保育が必要になっていくという、ここのところがやっぱり保育園を拡大してきたことで、違ってきているのではないかと私自身は感じておりまして、そういう中でさらにこの学童保育に対する待機児童対策を打っていかなくちゃいけないという中で、新たに民間のこういう活力を使ってということですけども。

一方、これだけ保育園は建て増しというか、建て替え移転をして、建物、ハード面も拡充しながら定員をふやしてきた。そういう形の中で、今度、学童保育になったときに、ここはどういう方向性で今後市は、1つは学校を使いながらというところで、これから教育委員会と協議をしていくということですけども、ここのスタンスのところを、こういう変化の中でどういうふうに持っているのかというのを、もう一度確認させてもらえればと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、東口議員がおっしゃったように、保育のほうはかなり受け入れ枠というか、定員枠は拡大してきたところでございますけども、それに合わせて学童保育所の定員枠の拡大というのはおこなってきたというのは認めているところでございます。そんな中で、子ども・子育て新制度が始まりまして、その中で国の放課後子ども総合プランも、その子ども・子育て支援事業計画の中で盛り込んでいただくわけですが、その中におきましては計画期間、平成31年度末までに、おおむね小学校の2分の1に学童保育所

をやるというような計画を立てておりますので、あと二、三年間あるんですかね、3年度あるんでしょうか。そんなことがありますけども、この2年度目でなかなかそこにいけないというところがございまして、市長が主催いたします教育総合会議で、昨年の夏に教育委員の皆様にご事務局として参加させていただきまして、現状をお話しさせていただいたところでございます。

そんなことがございまして、今年度も先月の教育委員会の定例会の終了後に、現状と今後考えてるようなことを報告させていただいたところでございます。教育委員会のほうも、昨年、教育長を初め皆さんと学校内でやっている他市の事例を視察に行っていたり、一応イメージを沸かせていただいたと思っております。計画的に学校内での学童保育所の移行を、教育委員会の協力がないとできませんけども、早急に年度計画でやっていければなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

今部長のほうから総合教育会議の話も出てまいりまして、これも新しい教育委員会制度のもとで、市長部局と連携をとりながらということですが、このことを受けて学校教育部のほうではどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 平成28年の第1回ということで、8月に総合教育会議を開きました。その際に、協議項目の1つとして、教育の課題の1つということで、市長部局にも御出席いただきまして、主に今の学童保育の待機児童の現状、そして部で考えている入所拡大についてということで御説明をいただきました。その席では市長のほうからも、スピーディーに対案を考えて、子供たちの安心な放課後対策をという趣旨のお話で結ばれてました。それを受けまして、翌月には子ども生活部のほうに、もう少し具体的な計画などをお示ししてほしいということの依頼を差し上げ、同時進行で10月には校長会のほうで市長部局から聞き取った内容をお伝えしました。その際には、学校内の授業が終わった後の教室を学童に使いたいという趣旨でございました。それはなかなかハードルが高いというのが正直な印象でございます。それで、他市ではどうなのかということで、11月に青梅市、こちらは校舎内に設置しているということで、ただ授業では使っていないという部屋でございました。もう一つは昭島市、こちらでも学校の敷地内に別棟という形で設置しておりまして、授業で使った後、使うというような代物ではございませんでしたが、共通認識を持つために学童を視察に行っていました。そして、年明けの2月22日ですね、教育委員会の定例会で改めてもう少し具体的な内容をお聞かせいただいて、さらに今後、連携を深めながら取り組んでまいりたいという、そういう意識を確認したものでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

さまざま御検討いただき、前進してるのかなというふうに思います。前期の厚生文教委員会で、この学童保育の待機児童対策についても調査させていただいたときに、江戸川区のすくすくスクールというところを視察をさせていただきました。こちらは、江戸川区自体は学童保育という、学童保育所みたいなものをなくしてしまって全てを学校で全入をするという、しかもこれは教育委員会のもとに組織されているというところを視察をさせていただいたんですけども、こちらを当市で研究されたりとかはされておりますでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） こちらの江戸川区のすくすくスクールにつきましては、検討はしておりますが、当市のやはり放課後子ども教室の一環として、参考には区のほう見させていただいておりますので、それが似

てるところかなと思っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

さまざま学校教育と学童保育と、いわゆる文科省と厚生労働省みたいところで、幼保一体のときもそうですけど、子供にとっては何か分かれてる部分がないんですけど、さまざまこの今までの経緯や法律的な問題や、さまざまある中でですけれども、やはりここ、子供たちの感覚からすると同じ場所にいられるというのは安心感なのかなと思いますし、また遅くまで預かるとかいうときに、また学童保育に移動するというようなことも含めると、保護者は学校にいてくれるほうが安心なのかなってすごい非常に感情、理屈がないんですけど、学校で見てくれるほうが自然なのかなというのを、そのすすくスクールを見させていただいたときに、非常に教室にランドセルを持って、ただいま帰ってきて、そこにランドセルを投げて校庭に遊びに行くという姿を見ると、これが非常に自然な放課後の過ごし方の一つではあるのかなというふうに感じております。

一方、さまざまいろんな危機管理とか安全管理とか、物すごく複雑になっている中で、学校側の責任がどうなるのかとか、いろんな問題があると思いますし、また安全面を保っていくためには人員の配置ということで、財政的にもさまざまあるので、今、我が市はそういう形で検討していただいているということで、確認をさせていただきましたので、何とぞいい形で子供たちの放課後が、さまざまライフワークバランスとか、お母さんたちのさまざまなことが変わっていく中で、子供たちが健やかに育つことを市全体として、また考えていただければなというふうに思っています。

済みません、それでは1番についてはこれで質問を終了いたします。

続きまして、チーム学校と不登校対策についてということで、今回、聞かせていただいておりますけれども、今議会でもさまざま学校へのいろんな提案があり、今までもいろんな形で人員配置もしてまいりました。ただ、改めて思いますと、学校に行って、一番子供とかかわるのはやはり担任の先生ですし、そういう中でいろんな人たちが今、子供たちとかかわる形で配置をされていく中で、その担任の先生との関係性とかいうこともすごく大変で、担任の先生は今まで子供たちとともに学級経営をしていくということが、今でもそれがメインだと思うんですけれども、そこにさまざまな役割の方たちがかかわってくるということで、この辺がどのような形で今機能してるのか。また、いろんな専門職の方たちは、各校、児童数に合わせて、数的、量的というんでしょうか——には同じように配置されてると思うんですけれども、その各校の取り組みに差があるのかどうか、まず確認をさせていただきます。

○学校教育部参事（岡田博史君） チーム学校ということで、担任の先生とそのほか専門性を持ったさまざまな人材が学校の中にいて、どんなふうに機能させているかということでございますけれども、校長のリーダーシップのもと、組織で対応しているというところが一番のところなのですけれども、具体的にはやはり担任だけでは子供を育成していくということは非常に難しいと思います。オールマイティーではないので、専門性が高い人材を活用しながら、一人一人の子供を育てていくというふうになるわけです。それを機能させていくには、やはり細かな連携というものが必要になってくるかと思います。朝からその連携は始まっておりまして、始業前に校長と主幹教諭、また関係の先生が毎朝、打ち合わせをし、課題を確認して、きょうの1日をどんなふうにして子供たちを育てていくかというようなところから始まっております。また、課題はさまざまでございますので、分掌組織を活用しまして、例えば生活指導部、教務部とか、それぞれの部でそれぞれの課題を、その部の中での教員で確認して、関連する専門性を持った人材と、そのまた情報を共有するというようなことを行

っております。さらに、それをまた全体で確認し合うというような場を、また放課後に持ったりとかしながら一人一人の子供を育てていると。そういうことをしながら、1日が終わっていくということで、連携を進めていると。課題も、中には時間がとれないとかってというようなこともございますけれども、日々、各校で努力をしてやるところです。特に各校での違いというのは、大きな違いはございません。どの学校も、そのような形で組織を生かしながら、子供たちを育成している状況でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 私も今回、本当はストレートに不登校のところにいこうかと思ったんですけど、やっぱり今の学校の体制ということをもう少しと思って、先にこちらを入れさせてもらったんですけど、そのように、今でもたくさんスタッフがふえたなと思っているんですけど、これ諸外国に比べると全然日本は少なく、アメリカは教員が56%に対してスタッフが44名、イギリスも教員が51%に対して専門スタッフが49名、日本は教員82%に対して18%ということですので、まだまだチームとして学校が機能していくという方向に、日本も動いていくのかなっていうふうに思い、その過渡期に恐らくいるという状況ではないかというふうに思っています。

当市では、早くから学習指導員を導入したりですとか、スクールカウンセラーを市の財産で配置してきたという歴史があると思うんですけども、やはりこれは効果を今生んでいるというふうにお感じでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 率直に言いますと、効果はあるというふうに思っております。市のスクールカウンセラーを配置している市区町村、具体的にはちょっと言えませんけれども、東京都のスクールカウンセラーが小学校にも、中学校にも配置ができておりますので、またそれにプラスして市のスクールカウンセラーが入っているところというのは、そう多くはないのかなというふうには思っているところでございます。ですので、子供からしますと週に2日、スクールカウンセラーがいるという状況になります。また、学習指導員におきまして、東京都のほうで少人数の加配の教員を各校に充てている状況はございますけれども、それにプラスアルファとして学習指導員を市で入れてるというような形です。ですので、人材的には非常に豊かで、子供たちの生活指導や学習指導において、効果は発揮しているというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 私自身も他市の事例をよく知っているわけではないですけども、やはり不登校対策が進んでいたりとか、学力のことはいろいろ言われてますけれども、当市としても力を注いでくださったんだということには大変感謝を申し上げます。そのようなチーム体制の中で、今回は不登校対策ということで質問させていただきたいと思っておりますけれども、昨年の1回目の定例会で他の議員も状況を確認をしますので、皆様も大体わかってらっしゃると思うんですけども、この不登校対策に当たりまして、今言いましたさまざまな専門スタッフがどのように活用され、問題解決へとつながっているのかということ、改めて確認をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、不登校になってしまう原因というのは1つではないと思っておりますけれども、大きくはどのような原因があるか教えてください。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 不登校の原因でございますけれども、これは一概にこれというふうに定義することはできず、子供によりましてさまざまな原因があるかというふうに、または1つではなくいろいろなものが重なって、不登校という状況に今あるというようなお子さんもいらっしゃいます。例えば学習の状況が余りうまくいかず、勉強がわからず、そこからというお子さんもいらっしゃいますし、または友達関係でど

うしてもうまくいかない、または学校の先生と余り相性がよくなって、そこからちょっと行きづらくなってしまった。または、病気をして学校を休んで、病気で休んでいたけれども、その期間が少し長引いてしまったがために行きづらくなってしまった。または家庭の状況によって学校に行くことが、家庭を離れることが逆に不安に思ってしまう、おうちにいざるを得ないというか、いたほうが安心であると感じてらっしゃるような、そんなお子さんもいるというような状況はお聞きしております。1人にとって1つの原因ではないですので、今申し上げたような、これは一例ではありますけれども、そのようなことが複雑に絡み合って、不登校の状況が生まれてると、そのように認識しております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） それで、それぞれの分野でどのような役割をとということで、まず養護教諭を挙げさせていただいておりますけれども、この養護教諭というのは、私も今回改めて勉強しましたが、後に来るスクールカウンセラーさんとかは教員じゃないんですけど、この養護の先生というのは学校の教員免許でなられてることと、いわゆる欧米ではスクールナースという感じで、学校看護師さんというのが一般のみたいなんですけれども、日本においてはこの養護ということで、児童の養護をつかさどるという中で、いわゆる何か健康に害があるときに、それをケアするというのではなくて、健全な心と体を育むために、全般に見るとというのが日本の独特の養護の先生だということを改めて勉強しまして、保健の先生という形で、この形はもう戦前から続いているという形でございます。

改めて、先ほども御答弁にありましたように、担任の先生と養護の先生が毎日連携をとりながら、子供の体、そして心の健康状態を把握してるということだったので、そうだと思うんですけども、改めて養護教諭のチームの学校の中での役割というのをどのように捉えておりますでしょうか。

○学校教育部副参事（小坂橋悦子君） 養護教諭の不登校対策としてというふうなことでお話をさせていただきたいと思うんですが、まずは児童・生徒の欠席状況の確認を行ったり、どういう理由で欠席しているかというようなことがあるかというふうに思います。また、健康面のことで不安がある子供が養護教諭に直接相談をする場合もございますし、同様に保護者も健康面、それから子供のことについて養護教諭に直接相談するというようなこともございます。また、教室にどうしても少し行きづらかったり、またはちょっと気持ち的に入れないというようなときに、保健室で少し過ごしてから教室に入るというようなところで、心のケアといいますか、相談をお受けしたりということもあるかというふうに思います。

また、養護教諭はそういうような状況があったときに、なかなか担任の先生では見えないところを養護教諭が請け負ってることもございますので、必ず担任の先生や、または管理職にもそういう状況があったことを報告し、対応についても情報を共有しながら一緒に、一緒の方向を向いて対応できるような、そんなことをして役割を果たしているかと、そのように認識しております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 養護の先生というのは、児童数とか生徒数によって人数が変わったりはするのでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 養護教諭の人数ですけれども、基準がございまして、その基準の数値がちょっと今はっきりとは申し上げられないのですけれども、大規模の学校ですと2人での体制という学校もございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ちなみに、東大和市でそれはありますでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 東大和市では、2人体制での養護教諭はございません。

○19番（東口正美君） そうしますと、1人の先生が多くの学生、生徒さん、児童さんを見てくださっているという中で、やはりとても貴重な存在なんだなということを改めて、特に今伺った中では担任の先生には言えないけどということを、お子さんも、また保護者の方とも言える場所があるというのは、本当に非常に貴重な存在なんだなということを改めて感じています。

続きまして、スクールカウンセラーというのはどのような資格で、どのような要件で採用されて、もしわかれば当市がいつぐらいから、この市でスクールカウンセラーを採用してきているのかというのは、都の加配があったのは、まだここ5、6年かなと思ってるんですけども、もしわかれば教えてください。

○学校教育部副参事（小坂橋悦子君） スクールカウンセラーでございますが、東京都が配置しているスクールカウンセラーは臨床心理士の資格を持つてることが必要となります。また、東大和市の嘱託員としてのスクールカウンセラーといたしましては、教育学、心理学、社会学等の学士、または修士を有すること。かつ、教育相談に関する臨床経験がある方というふうにしております。勤務の日数につきましては、東京都の方も、それから当市の方も週1日の勤務ということになっております。また、児童・生徒のカウンセリングだけではなくて、カウンセリングなどに関する職員、教職員や児童・生徒の保護者への助言ですとか援助、それからカウンセリング等に関する情報収集、また場合によっては教員向けの研修等も行っていることもございます。

当市のスクールカウンセラーですが、配置を始めたのは平成19年の7月1日から配置をさせていただいております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 先ほどの養護の先生は保健室に行けばいるってわかるんですけど、カウンセリングの先生は、学校から来るお便りに、この日には何先生が来てますよというのは書いてありますけど、どのような勤務状況でしょうか。

○学校教育部副参事（小坂橋悦子君） 学校には、今教育相談室という場所を設けておりますので、相談をお受けするときには、主にその教育相談室を活用して相談をお受けしている状況がございます。ただ、スクールカウンセラーは相談室にずっといるということではなく、相談業務がない場合には、授業中に教室を回らせていただいて、配慮の必要なお子さんの状況を見ながら、その後、担任の先生と今後の対応について協議をしたりですとか、または休み時間に子供同士のかかわりなども、そのところで観察をして、気になる状況があった場合には対応したり、または子供と一緒にかかわって遊んだり、話し相手になったりというような対応をしているというようなことが現状でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、今のは学校に来てる子たちへの対応で、スクールカウンセラーの先生が、この不登校の子たちとかかわる場面というのはあるんでしょうか。

○学校教育部副参事（小坂橋悦子君） 不登校——不登校傾向にあるお子さんの中には、カウンセラーの方とつながっているということがよくございまして、カウンセラーさんが学校に来ている日に、合わせて学校に登校して相談室である程度の時間を過ごして、また家に帰るというようなこともございます。また、不登校の保護者の方の御相談をお受けしたり、また直接、不登校ぎみのお子さんの相談などもお受けしていると、そのような状況もございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

じゃ、続きましてスクールソーシャルワーカーさんについて伺いたいと思います。

こちら、どのようなお資格の方を、どのような形で採用し、どのような形で働いていただいているのか、教えてください。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 当市では、平成27年度より指導室に1名、配置をしているところでございます。募集のときの資格要件といたしましては、社会福祉士、教員免許、心理に関する資格、そのほか本職務に関する資格を有することという条件としております。

役割といたしましては、主に関係機関との連携、ケース会議等もございまして、そちらに参加をさせていただいたり、不登校も含むあらゆる児童の課題となっていること。例えば虐待の案件、それから暴力行為等も含めまして、関係機関との連携が特に必要だということにかかわらせていただいております。また、現在は不登校ごみのお子さんの家庭訪問を行って、お迎えに上がったりと、また保護者の方と顔を合わせて相談をさせていただいたりというようなところもあります。また、サポートルームとの連携もしてございまして、年度当初に各学校、全てサポートルームの指導員とスクールソーシャルワーカーで回りまして、不登校傾向のあるお子さんの状況などについての情報収集等も行っていると、そのような業務をしているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、お一人で15校、見られてるという形だと思うので、かなり忙しそうだなというふうに感じます。家庭訪問まで行っていただいているということで、手厚いことをしていただいているというふうに思います。

じゃ、続きましてサポートルーム、先ほども出てきましたけれども、来年度、ここの機能が強化をされるということで、その後の確保法のこととも絡んでくるかもしれないんですけども、現在の利用状況はどうなっていて、この不登校対策の中ではどのような取り組みがされるのか、また来年度、強化をされるという形でのような変化があるのか教えてください。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 現在、サポートルームは小学生が今1名、あと中学生が18名ということで、今活用をしているところでございます。全ての子供たちが毎日、もちろん通室できるところではないんですけども、登録ということでそのような状況でございます。

また、サポートルームの指導員は、現在、非常勤教員、校長先生を退職された方が5名体制で勤務をし、子供たちの学習指導または生活指導、それから相談、それから保護者との面談等も行っているところでございます。サポートルームでは、主に学校の学習指導が、なかなかやはり身につけていないお子さんが多くございまして、学習に対する支援、それから友達同士のかかわりも苦手なお子さんもいらっしゃいますので、子供同士のかかわりをつくりながらの生活指導、またどうしてもなかなか集団の中で勉強するのが苦手なお子さんに対しては、別室での個別の指導ということも含めて実施をしております。あわせて集団での活動もしたり、または少し外に出て多摩湖まで歩くような、そういう体験活動なども実施をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○学校教育部参事（岡田博史君） そのサポートルームですけども、今後その機能を強化していくというような

ところでございますけれども、児童・生徒それぞれやはり、自分が向かっていく場所というのはそれぞれ違うと。少しでも、一歩でも踏み出せるように支援をしていくということが大事だというふうに考えております。学校復帰を前提ということだけではなくて、やはり社会へ適応できるように、一人一人の子供を見ていくということが重要と考えるので、例えば安心して過ごせる場所であるという、その居場所の機能であったりとか、基礎的な学力が身につくような支援をしていく、こちらでICTを活用するとかということも考えられるかと思えます。または友達同士のかかわりとか、集団の中で過ごしていけるような、ソーシャルスキルトレーニングを行っていくとか、または多様な体験活動、そんなことを適応指導教室、サポートルームの中でやっていけるように、そこを強化していきたいというふうに今の段階では考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 確認をさせていただきます。

今までの不登校対策は、このサポートルームに来れるようになるまでも相当大変だと思うんですね。どうやって入室するんですか、退室するんですかって、別の議員の質問で読んできましたが、ただこの目標値としては在籍校に戻るっていう、このルートの中でのサポートルームだったけれども、もう少しここを多様な場所として、社会との接点というか、次へのステップの場に、必ずしも在籍校に戻るだけが不登校対策じゃないよということの機能強化になるというふうな理解をしたんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 今議員のおっしゃっていただいたように、学校復帰ももちろんありますし、または学校復帰だけではない適応というところ、または居場所としての活用、そのようなことを考えながら機能強化をしていく必要があると、そのように考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 期待をしております。

時間の関係もありますので、進みます。

さわやか教育相談というのもございますが、こちらの現在の利用状況を教えてください。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） さわやか教育相談では、学校ではないスクールカウンセラーと資格要件は同様でございますので臨床心理士がおります。この中では、さまざまな相談をお受けしているところがございますけれども、不登校に関する相談もお受けしております。不登校状況にあるお子さんをお持ちの保護者の方、または来られる場合には御本人の御相談にも乗っていると。そして、学校との連携も含めた対応もさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） おおむね年間、どれぐらいの利用者がいるかわかりますでしょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 来室での相談状況でございますけれども、来室相談、全ての相談を含めますと約1,200件ほどの相談をお受けしております。ケースといたしましては、毎年100件ケースをお受けして、繰り返し相談回数としてなりますと、大体1,200件ぐらいというような状況でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

思っていたより多いというのが実感でございます。

続きまして、その他の連携機関ということでは、さまざまあると思うんですけれども、ここで1個確認させ

てもらいたい。子ども家庭支援センターや児童相談所や医療機関やという形で先ほどソーシャルワーカーさんの方が、今までつなげなかったところまでつないでいただいているのかなと思っているんですけど、もう一つ、ちょっと違うかもしれないんですけど、今小中一貫教育を進めることで、いわゆる中1ギャップという形での問題の克服は、現在当市ではどのようになってますでしょうか。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** 小学校から中学校に上がるときが不適応が起こりやすいという状況がありますので、小中一貫教育を通じてなるべくその段階差を低めるというようなことは進めております。その中で、例えば養護教諭同士がお子さんの状況についてお互いに、小学校から中学校への引き継ぎを行ったり、または小学校から中学校へ担任同士が、次に上がる6年生が今度、中学に行くときに、心配な状況のお子さんのことについて口頭での御報告をさせていただいたりということもございます。また、特別支援教育コーディネーターが各学校に配置をされておりますので、特別支援教育コーディネーター連絡会等を活用いたしまして、中学校グループごとに協議をし、そこで心配なお子さんの状況の情報共有というようなことも行っているということがございます。

以上でございます。

○**19番（東口正美君）** さまざま、本当に全体的にチームとして、学校の中もチームですし、市全体がチームとしてさまざまな教育活動を支えていただいているということがよくわかりました。

ちょっと走りますけれども、そういう中でちょっと保健室登校のことは先ほども触れさせていただいたので、要するに改善した事例ということが、それぞれの職種でもありますでしょうし、チームとしての取り組みもあると思うんですけれども、そういうことの情報交換といいますか、それは教員同士の情報交換も大事だと思うんですけど、例えば今問題を抱えてるお母さんが、過去に問題を抱えてた子供の成功体験とか、こういうふうに通道が開けたよというようなことを聞く場面みたいな、そういう取り組みはありますでしょうか。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** 今年度、東京都から依頼を受けまして、東京都が行ってる事業なんですけれども、サポート講座というものを本市で開催をしないかという打診がありまして、それで会場を提供したところでございます。その中で保護者同士が、不登校の子供をお持ちの保護者同士が懇談するというような場も設定をしてくださってまして、そこで保護者同士が、今自分の子供の状況ですとか、またはお母さんが特に多かったんですけれども、お母様が今どんな思いでお子さんに接してらっしゃるかとか、そのようなことをお互いに話し合うというような場を設けたということがございました。

以上でございます。

○**19番（東口正美君）** さまざまこれだけ、スクールカウンセラーもほかの市より早く配置されてますし、経験値として積んでいるからこそ、他市からも注目される不登校対策市なんだと思うんですね。それを個人の情報としてではなく、やはり事例として発信を、さまざまな場面でしていただければ、つまずきそうになってる子供が、もしかしたらつまずかないで済むかもしれない。また、一たび不登校になった子でも、そうやって道を開いていった先輩たちがいるんだということは、すごく希望につながるなと思っておりますので、今後さらにそういう取り組みをしていただければと思います。

続きまして、そういう意味では教育確保法というのができまして、今までの先ほど言ったように在籍校に復帰をするというだけ那不登校対策ではないんだよということが、法律でも認められたということでございます。私、今回この質問をするときに当たって、当市の中の教員の先生と話をしたときに、学校復帰だけが不登校対策じゃないんだよなって、ぼろっとおっしゃられたことがすごく心にとまりまして、それは学校関係者の方が

そういうふうにおっしゃるといふこの一言は、重いなというふうにして、そのことありまして今回このさせていたんですけれども、そういう意味では学校には来られてないけれども、ここは接点を持つてるとか、この友達とは連携とつてるといふことが、結局、学校が把握できるかどうかというところがポイントだと思つてるとすけれども、今後そういう意味では、その子の学びの場の多様性をどうこの公教育の中で認知していくとか、見ていくのかというふうなことも、これからの取り組みだと思つてるとすけれども、何かお考えがあれば伺いたいです。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** この教育機会確保法の中でも、学校外での学びが義務教育に当たるかどうかというふうなところは議論になったところで、まだそこまでは認められてないところではあり、公教育の中でそれをどうするかというのは、非常に難しい問題だというふうにして認識しております。ただ、一番は先ほど申しましたように、一人一人の子が社会に出たときに、どう適応していくかというところになっていくかというふうにしておりますので、やはりサポートルームであったりとか、あるいは先ほど言ったサポート講座で、少しでも、一歩でも前に進んでいくというところを、私たちは支援をしていきたい、そのように考えております。以上でございます。

○**19番（東口正美君）** もう1点、この法律で気になるところが、改めて法律の中で、学校を休んで休養の必要があるというふうな文言が入つてるとすけれども、ここを、今までとどう違うのか、またこの一文が入ることで、取り組みとしてどういふ変化があるのか教えてください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 現在でも不登校状況にあつて、学校に来なければいけないというふうな思いを、どうしても子供は持ててしまいがちだと思います、義務教育ということもあつて。ただ、やはり自分の気持ちに反して、絶対に学校に行かなければいけないというふうなことではなくて、無理をしないで自分の気持ちが落ちついて、自分が行けるところにまずは行つてみようというふうなところも、教育委員会としても支援をしていきたいと思いますというふうにして認識はしてるとすけれども、実際にそういうことがどうかというふうな、ちょっとわからないところもありますが、私たちもそこはちょっともう少し勉強しながら、一人一人の子供を支援していきたいというふうにして考えております。以上でございます。

○**19番（東口正美君）** ありがとうございます。

さまざま複雑な事情を抱えながら、子供たちをどこまで支援できるかということだと思つております。さらに、次のそういう子供たちをどうその社会に送り、義務教育から次のステップに進ませていくということ、この不登校児の進学については、当市で今までどのような取り組みがされてきたでしょうか。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** まず、例えばサポートルームに通つてるとすお子さんにつきましては、サポートルームの指導員と、それから学校の担任の先生とが連携をさせていただきまして、進路指導を行つてるといふ状況でございます。面接練習ですとか、それからエントリーシートの記入などについて、どちらが指導するかというふうなことも含めての対応をし、高校等の進学につなげるといふ現状でございます。あと学校の中で、サポートルーム等につながつてないお子さんにつきましては、学校の進路担当の先生などが保護者の方と、担任と協力しながらですけれども、保護者の方に不登校状況であつたとしても通えるような、例えば都立のチャレンジ校なども含めて、そういうところの情報提供をさせていただき、丁寧に進路の相談に応じると、そのような現状でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ここが一番聞きたいところなんですけど、そうしますと義務教育の間は学校に来ていないということも含めて、学校が情報を持っていて、その子へ、この手を差し伸べることができるわけですけども、一たびそこを離れたときに、順調に、いわゆる次、決めたところ、もしかしたら今いろんなフリースクールだとか、チャレンジスクールだとか通信制とか、いろんな学びのチャンスがある中で、その中で伸びていく子たちもいるとは思いますが、どこまでがそこ、この我が市との教育として、その子たちにかかわってあげられるのかなというところが、非常に気になるところでございますが、この辺は今どういう状況でしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 不登校に限らずではありますけれども、さわやか教育相談室は高校生も相談をしているというふうな現状もございます。それから、一步踏み出して、自分の進路に向けて踏み出したものの、なかなかうまくいかなかった。でも、自分は今もう卒業してしまって、東大和市の公立の学校に通っていない。そういう子たちが、どこで今度は相談したらいいかということについては、先ほどのサポートルームの機能強化の部分に、どう絡ませていくかというのは、これからちょっと検討していきたいというふうに思っております。全て今在籍している小中学校の児童・生徒だけなのか、それともそこを卒業した子のことも、来て大丈夫だよ、相談してもいいですよというような体制をつくっていくかどうかというのは、ここはかなり重要なところだというふうに認識しておりますので、そのあたりも今後少し検討、研究していきながら、できるだけ一人一人の子のことを考えた対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 何とぞ今後の適応教室の取り組みの強化に期待をしたいところでございます。この後、同僚議員がひきこもりについて質問をしますけれども、やはりこのひきこもりの状態になってしまうと、その方たちのことを把握するところからのスタートになるということで、非常に難しいけれども、だんだん社会的な問題になっているという中で、やはりこの義務教育で不登校状態にある子供たちが、どう社会に巣立っていくのかということも、もう少し長い目でかかわってあげられたらいいなというのをすごく感じています。特に今、国連では、国連70周年で持続可能な開発の目標という中に、17項目ある中に全ての子が教育を受けられるようにという項目もあります。何よりも、この国連が今掲げているスローガンが私の胸を打ったんですけども、「誰も置き去りにしない」、これが国連が今掲げているスローガンでございます。まずは学校教育、皆が義務教育を受けられるこの間に、何とか「誰も置き去りにしない」というこの国連のスローガンとともに、全ての子供たちが東大和の中で健やかに育って、巣立って行ってほしいなというふうに思っておりますので、さまざま御苦勞おかけすると思っておりますけれども、何とぞよろしく願いいたします。

不登校につきましての質問は、以上で終了させていただきます。

続きまして、多摩湖ランに行かせてもらいます。

参加人数も毎年ふえておまして、限界点も近いかなというふうに思っておりますが、まずはどこまでの人数が多摩湖駅伝として走ることが可能なのか、まずこの点を伺いたいというふうに思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） 多摩湖駅伝大会で使用する多摩湖自転車道路につきましては、貯水池の駐在所から鹿島台までは、他の部分と比べますと幅員が狭いのでございます。そういったことから、多摩湖周回コースにつきましては、警察から口頭ではございますが、300チームほどと言われてございます。公園周回コースにつきましては、特に警察からは指導はございませんが、たすきの受け渡し場所が公園周回、多摩湖周回と重なりますことから、今回は公園周回が227チーム出ておりますので、全部で486チームですから、ほぼ限界に近

いのかなという感じはしてございます。ですので、実行委員の皆様、今年度の主に駐在所の入り口から、たすきの受け渡し場所ですね、こちらまでの混雑ぐあいを見て、来年度の定数を決めましょと、このように話してございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） じゃ、もし申し込み者数がふえてしまうと抽せんになっていくというようなことになるでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 多摩湖駅伝の申し込みにつきましては、現在、郵便振替用紙とインターネットの申し込みをしてございます。これはどこの大会でもそうなんですが、初めに郵便振替による申し込みを締め切りまして、それから1週間なり2週間後に定員に満ちたところでインターネットの申し込みを機械的に締め切るという形で、参加チーム数については機械的に制御ができるというふうに、このような形で対応してございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） うれしい悲鳴かなというふうに思うんですけども、まず安全が第一ということで、御苦労おかけしますけれども、よろしく願いいたします。

あと、ずっとこの多摩湖ランにつきましては、シャワーとかお風呂とかって言ってきた私としましては、ことしこの掬水亭の、先ほどちょっと聞き取れなかったんですけど、利用割引券というのは、掬水亭のお風呂の割引券かなというふうに思ってるんですけども、この件をもう少し詳しく具体的に教えてください。

○社会教育課長（村上敏彰君） 今年度、今回の大会から掬水亭さんから御協力をいただける内容でございますが、まず選手が走られましたゼッケンをお持ちになりまして掬水亭さんに来所されます。そうしますと、まだ大会を、お風呂の時間帯が大会中にまだ重なってるということがございますので、まずはレストランの飲食代金の5%が割引されると。それと、あとカフェが、バイキングが1,300円が1,100円と。それと、今議員さんのほうからおっしゃられました日帰り入浴サービスが800円が500円と、このような形になるというふうに承っております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 毎年、少しずつ新しいメニューがふえて、非常にうれしいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、多摩湖マラソン大会についての課題ということで、道路のこと、スタッフのこと、ありますけれども、担当部で今まで私が何回か質問している中で、どういうことをもんでもらってると、議論してもらっていて、今回は市制50周年ということでプレミアムな、ずっとやってくれとかいうことじゃなくて、何とか2020年のこの市制を、50周年をお祝いするような形でマラソン大会できないかなと思ってますけれども、この具体的にできる可能性というのをどのように考えていけばいいか、教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） これまでも東口議員から、フルマラソンの実施に向けてということでお話しいただいてきているんですけども、なかなか実施のめどが立ってなくて恐縮するところなんですけども、やはり大会について、マラソンというのはやっぱり駅伝と同じぐらいの規模、準備などが出てきます。そういうことでの人材確保や費用、こちらについてはやはり今以上にかかることとなります。やはり西側の上貯水池のほうも使って、約12キロですね。そちらを全部使ってやることになれば、やはり人材確保や監察員の方ですね、あと給水所とか、いろいろもろもろありますけども、やはりそれにかかるお金を払ったりとか、そういう部分で

の経費が非常にかかる。今までも研究してきたんですけども、立川市や所沢市でも数百万円からの補助金があって成り立っているようなところもございます。そういう部分での課題が大きいかなと思っております。

あとはマラソン自体、コース自体の問題点でございますけども、今多摩湖自転車道路については、課長が申し上げたとおり幅員が狭かったりするので、1,000人単位のマラソンというのは非常に難しいと思っております。じゃ、車道でやればいいのかってお話になります。そうすると、車道については私も警察へ行って協議したことがあります。迂回路の確保とかいろいろお話しいただいて、非常に難しいんだというお話、もらってきたことがあります。ことしから上堰堤の補強工事が始まりました。今月と来年の大会は今のコースで大丈夫だろうと言われておりますけども、その次からは恐らく使えません。今のコースじゃできません。そのために、実行委員会でコースの変更を話し合っていたんですけど、それを受けて警察に協議に入ります。相談に行きます。そういうことで、やはりその車道を使うことについては、多摩湖駅伝を先細りにならないように、そちらを優先して警察と交渉していくということもありますので、今のところマラソンのための開催に向けてのちょっと動きというのはとれてないと、そういう状況でございますので。ただ、引き続き研究はしていきたいと思っております。

以上です。

- 19番（東口正美君） あそこの真ん中の道が走れなくなるということは、もしかしたらプラスに働く可能性もあるのかなというふうにちょっと期待をしています。今はこの下貯水池しか走ってませんが、この間もしばらくぶりに多摩湖をぐるっと回ってきましたら、やっぱりランナーの人たち走ってらっしゃるんですね。ただ、周りはやっぱり閑散としておまして、活気づけたいなと思うと、あそこに何百人ってやっぱり走ると上貯水池も元気になるかなっていう気もしてまして、ぜひこの50周年、市の一つの目玉対策として市長の肝いりでやってもらえないかなって。今ちょうど3年前でございますので、世の中もオリンピックで盛り上がっていく中で、何とかできないかということでやらせていただきたいなというふうに思っています。スタッフ等も、1年で集まらなかったら3年前から予約をしてもらったりとかしまして、今だから取り組める、今だからまだ検討できる、1年じゃできなかったけど、3年かけたからここまで検討できるということもあるかなというふうに思っています。

あとたくさんの人をプールしとかなきゃいけないということも問題だと思うんですけど、狭山公園、前回のときはこの狭山公園との協力体制ということも質問させていただきましたが、物販、物を、食べるもの売ったりとかというの、狭山公園のイベントではいろんなお店が出て、そういうことも行われていたりするんですけども、確かにあそこの公園は東村山市になってしましますが、多摩湖と接しているという地の利を考えると、もう少しあそこを活用した形で多摩湖駅伝の盛り上がりも、また多摩湖マラソンの問題解決にも使えないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

- 社会教育部長（小俣 学君） 狭山公園の西武・狭山丘陵パートナーズという指定管理者のほうが、都立狭山公園を管理している事務所でございまして、そちらのほうがとはさまざま、これまでもチラシを置いていたりとか、逆にその駅伝の人たちに狭山丘陵のパートナーズのチラシを持ってもらったりとか、いろいろ協力関係にはございます。引き続き今後も狭山公園の事務所と連携しながら、駅伝のほうにも何か協力してもらえないかということは相談をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時59分 延会